

国民生活基礎調査の改善に  
関するワーキンググループ  
報告書（案）

令和3年3月  
国民生活基礎調査の改善に  
関するワーキンググループ



# 一目 次一

I	はじめに .....	1
II	オンライン調査の導入について .....	2
	1 調査方法の見直しにかかる検討.....	2
	(1) 背景と課題.....	2
	(2) 検討の目的.....	2
	(3) 検討の方法.....	2
	(4) 検討の視点.....	4
	(5) 2つの調査方法の評価.....	4
	2 オンライン調査の導入にかかるまとめ.....	5
	3 参考 .....	7
	(1) 政府統計共同利用システムの概要.....	7
	(2) オンライン調査の実施手順.....	8
III	推計方法の見直しについて .....	9
	1 推計方法の見直しの概要.....	9
	(1) 背景と課題.....	9
	(2) 検討の方法.....	10
	2 推計方法の見直しにかかる検討.....	11
	(1) 「日本の世帯数の将来推計」を利用するに当たって整理した点.....	11
	(2) 新推計①にかかる検討.....	13
	(3) 新推計②にかかる検討.....	17
	(4) 新推計③にかかる検討.....	19
	(5) ブートストラップ法による検証.....	21
	3 推計方法の見直しにかかるまとめ.....	22
	(1) 各票の確認結果.....	22
	(2) 推計方法の見直しに当たって考慮すべき点.....	22
	(3) 結論 .....	23
	4 参考 .....	24
	(1) 「日本の世帯数の将来推計」を利用するに当たって整理した点の算出例.....	24
	(2) 現行推計方法.....	29
	(3) 現行推計及び新推計にかかる式.....	30
	(4) 新推計による再集計結果詳細.....	34
	(5) ブートストラップ法における推計方法及び実行手順.....	81
	(6) ブートストラップ法検証結果詳細.....	89
	(7) ブートストラップ繰り返し回数 2000 回の検証結果.....	92
	(8) 現行推計と新推計で所得が変化する要因分析.....	94
	(9) 他に提案のあった推計方法について.....	96
IV	まとめ .....	97
	(1) オンライン調査の導入.....	97

## 【参考資料】

- 参考 1 国民生活基礎調査の改善に関するワーキンググループについて
- 参考 2 国民生活基礎調査の改善に関するワーキンググループ審議協力者
- 参考 3 国民生活基礎調査の改善に関するワーキンググループ開催実績
- 参考 4 統計委員会諮詢第 118 号の答申（平成 30 年 12 月 17 日）（抜粋）

## ＜用語の説明＞

「層」とは、世帯構造×世帯主の年齢階級である。

「県・都市」とは、都道府県（ただし、指定都市のある都道府県は指定都市を除いた地域）及び指定都市である。

「6 月 1 日推計人口」とは、厚生労働省で推計した 6 月 1 日現在の日本人人口である。

「最新の国勢調査結果」とは、国民生活基礎調査結果集計時点において公表されている国勢調査結果である。例えば、平成 28 年国民生活基礎調査結果の集計は平成 29 年に行うため、最新の国勢調査結果は平成 27 年となる。

「後置番号」とは、国勢調査区の種類を表す番号であり、「1」は一般調査区、「8」は概ね 50 人以上の単身者が居住している寄宿舎・寮等のある区域である。

「所得」とは、調査前年 1 年間（1 月 1 日～12 月 31 日）の所得である。

## I はじめに

国民生活基礎調査は、厚生労働行政の企画及び立案に必要な基礎資料を得ることを目的として、世帯属性を経済面、健康面を含め網羅的に捕捉する大変重要な基幹統計調査である。

しかしながら、近年においては、国民のプライバシー意識の高まり等により、調査協力が次第に得にくくなるなどして、回収率が低下傾向にあり、特に都市部の若年の単独世帯において捕捉率が低くなっている。

その結果、母集団情報である国勢調査結果と比べかい離があり、特に単独世帯は大きくかい離している状況にある。

こうした状況下で、2019（令和元）年国民生活基礎調査の調査計画についての統計委員会諮問第118号の答申（平成30年12月17日）において今後の課題として、「非標本誤差の縮小等に向けた更なる取組の推進」が掲げられ、具体的には、（1）非標本誤差の縮小に向けた調査方法の見直し、（2）結果精度向上に向けた推計手法の見直しが指摘された。

これを踏まえ、国民生活基礎調査の改善に関する検討を効率的に行うため、厚生労働統計の整備に関する検討会の下に「国民生活基礎調査の改善に関するワーキンググループ」（以下「当ワーキンググループ」という。）を設置し、（1）オンライン調査の導入に向けた検討、（2）結果精度向上に向けた推計方法の見直しの検討を行った。

本報告書は、当ワーキンググループにおいて議論した（1）オンライン調査の導入に向けた検討及び（2）結果精度向上に向けた推計方法の見直しの検討の結果をとりまとめたものである。

なお、当ワーキンググループにおける検討のための資料の作成等事務の一部は、みずほ情報総研株式会社に委託して行った。

## **II オンライン調査の導入について**

### **1 調査方法の見直しにかかる検討**

#### **(1) 背景と課題**

オンライン調査は、調査票回答や提出のしやすさの観点から報告者の負担軽減・利便性の向上に資するものであり、これにより調査票の回収率の向上への寄与等が期待されること、また、報告者から直接電子データとして報告されるため、統計調査業務の効率化、調査結果の公表の早期化に資するものであることから、政府統計全般における基本的な方針としてその推進が求められており、特に報告義務を課す基幹統計調査については、優先的かつ計画的なオンライン化に向けた取組を推進することとされている。

国民生活基礎調査は全国の世帯及び世帯員を対象とし、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を5種類の調査票（簡易調査は2種類）を用いて、6月は世帯票、健康票及び介護票（簡易調査は世帯票のみ）を保健所経由により、7月は所得票及び貯蓄票（簡易調査は所得票のみ）を福祉事務所経由により調査を実施している。このような調査方法は他に例のない特殊なものであり、容易にオンライン化になじむものとは言い難く、これまでオンライン調査の導入について検討は行ってきたものの、その実現には至らなかったところ。

#### **(2) 検討の目的**

回収率の向上を図る観点から、特に回収率が低いと確認されている若年の単独世帯に対する効果的な調査方法と考えられるスマートフォンを含むオンライン調査の導入に向けて、調査系統及び調査時期との関係や現行の5種類ある調査票の再編など調査計画全体の見直しも含め検討を行うこととした。

#### **(3) 検討の方法**

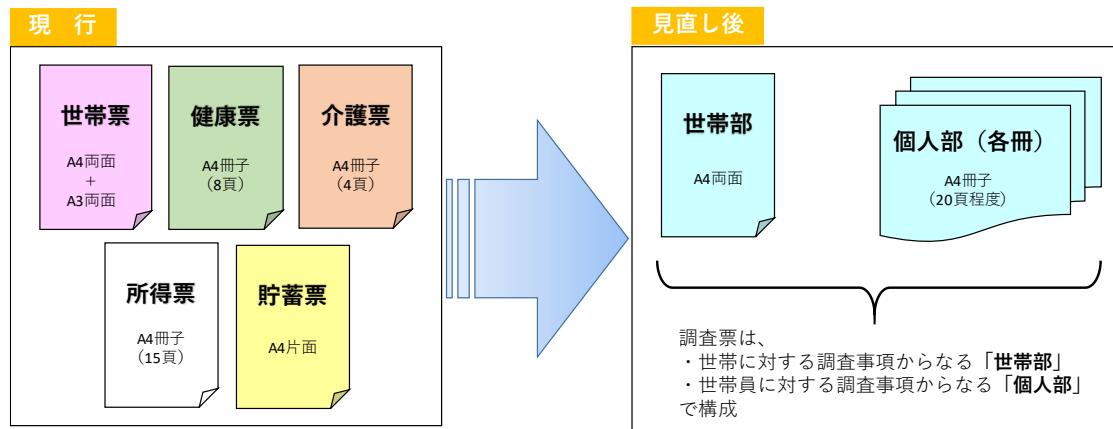
オンライン調査を導入するに当たり、現行の調査方法を基本としつつオンライン化を図るのか、それとも、5種類ある調査票の再編や調査時期・調査系統の一元化など抜本的に調査方法を見直したうえでオンライン化を図るべきかについての検討を行った。

なお、5種類ある調査票の再編や調査時期・調査系統を一元化した場合のイメージは以下のとおりである。

## ① 調査票の再編

現行の5種類ある調査票を、世帯に対する調査事項からなる「世帯部」と世帯員に対する調査事項からなる「個人部」の2種類の調査票に統合し、調査事項を一定程度削減する。

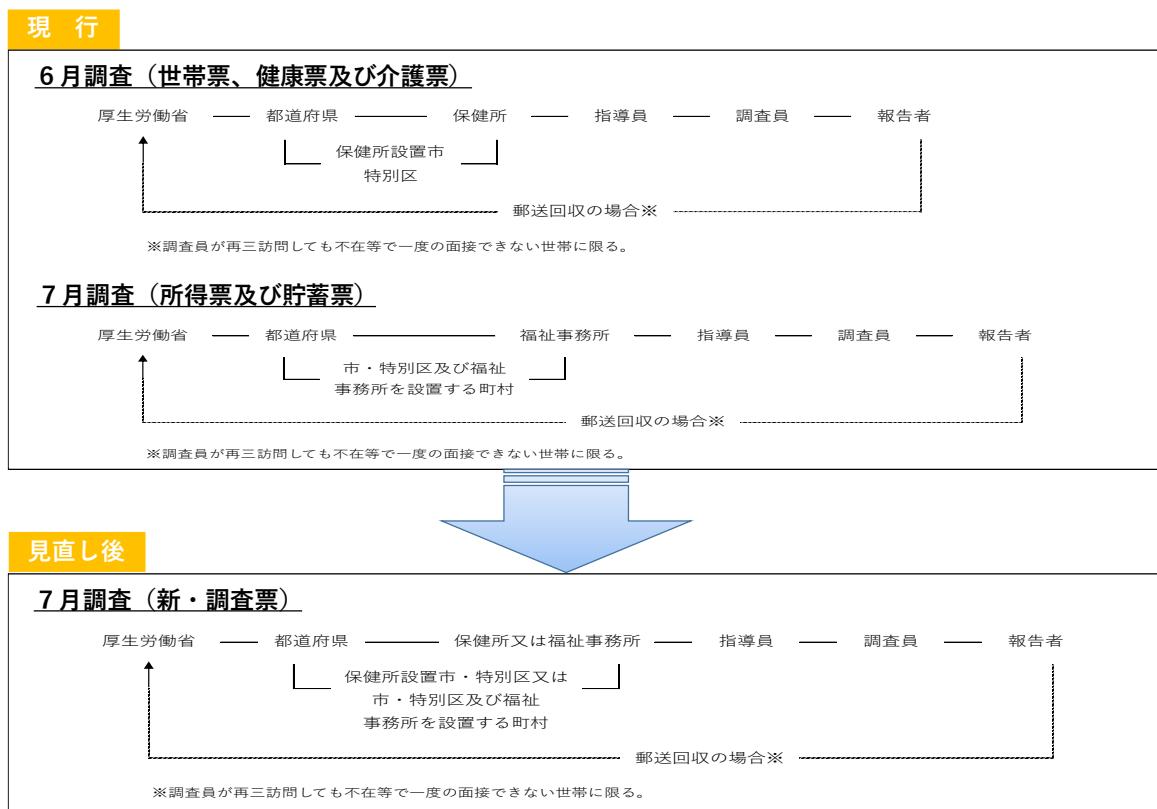
図表 2-1 調査票の再編イメージ



## ② 調査時期・調査系統の一元化

調査時期は一時点にまとめて7月調査とし、調査系統は保健所又は福祉事務所経由のどちらかにまとめて実施する。

図表 2-2 調査時期・調査系統の一元化イメージ



## (4) 検討の視点

現行の調査方法を基本とした場合と調査方法を見直した場合（以下「2つの調査方法」という。）について、①オンライン調査システムを開発するための予算確保、②調査で得られる情報量、③地方公共団体及び調査員における業務量、④調査対象世帯の負担感、⑤オンライン調査システムの導入までに要する期間という5つの視点で比較を行った。

## (5) 2つの調査方法の評価

2つの調査方法を比較した場合の評価は、以下のとおりである。

- ① オンライン調査システムを開発するための予算確保については、調査方法の見直しにより一定程度の予算削減が図られる部分があるため、その削減分をシステム開発に回すことが可能と考えられる。
- ② 調査で得られる情報量については、調査方法を見直した場合、調査事項の削減により一部のトレンドが観察できなくなるため、現行の調査方法の方が優れている。
- ③ 地方公共団体及び調査員における業務量については、調査方法を見直した場合、特定のルートにかかる負担は増加するが、総体的にみると業務量は減少することが見込まれる。
- ④ 調査対象世帯の負担感については、一長一短があり2つの調査方法の優劣は付けがたい。
- ⑤ オンライン調査システムの導入までに要する期間については、調査方法を見直した場合、各種手続・調整・法令改正が必要となることから2022（令和4）年調査からの導入は困難である。

図表 2-3 2つの調査方法の比較

	現行の調査方法を基本とした場合 ・最大5種類の調査票 ・年2回実施（6月、7月） ・2ルート（保健所、福祉事務所）	調査方法を見直した場合 ・2種類の調査票 ・年1回実施（7月） ・1ルート（保健所又は福祉事務所）
①オンライン調査システムを開発するための予算確保	【劣】現行の予算に上乗せで要求することとなるため、予算確保は困難になる見込み。	【優】調査時期・系統の一元化による調査員稼働日数の効率化に伴い予算が削減。その削減分をシステム開発経費に回すことが可能。
②調査で得られる情報量	【優】現行と変わらず。	【劣】調査事項の削減によって時系列情報が失われ政策上重要なトレンド等の観察ができなくなるおそれがある。
③地方公共団体及び調査員における業務量	【劣】現行の紙媒体による調査でも7月調査の対象世帯は、6月調査で回答が得られた世帯としており客体の選定・管理がタイトかつ煩雑。これに電子調査票が加わるため、更に業務負担は増加するが、一方で審査業務等の減少が見込まれる。	【優】特定のルートに掛かる負担は増加するが、総体的にみた場合、業務量は減少することが見込まれる。
④調査対象世帯の負担感	調査方法を見直した場合、調査事項全体の削減効果により負担軽減が図られると考えられるが、一方で、一度で回答する調査事項が増すこととなり、特に健康面に加え、所得や貯蓄などの内容を一度にまとめて回答することは心理的負担が大きいのではないかと考えられる。よって、2つの調査方法の優劣は付けがたい。	
⑤オンライン調査システムの導入までに要する期間	【優】極めてタイトなスケジュールになるが、2022（令和4）年調査から導入することは可能。	【劣】調査計画の大幅な見直しに伴う各種手続、省内関係部局・調査関係機関等との調整、また、法令改正も必要となることから、相当の期間を要することが見込まれるため、2022（令和4）年調査からの導入は困難。

## 2 オンライン調査の導入にかかるまとめ

5種類ある調査票の再編や調査時期・調査系統の一元化など抜本的に調査方法を見直した場合のデメリットとして、以下が考えられる。

- ・調査事項の大幅な削減によって多くの時系列情報が失われ、厚生労働行政における政策上の重要なトレンド等の観察ができなくなるおそれがあること
- ・調査計画の大幅な見直しに伴う各種手続や、省内関係部局・調査関係機関等との調整、更には政省令改正も必要となるため、オンライン調査の導入までに相当の期間を要することが見込まれること

公的統計が国民の重要な情報基盤と位置付けられ、広く国民のニーズを踏まえることが求められている中、調査事項の削減による時系列情報の欠落は、即ち公的統計としての品質の低下を招くものとなる。また、目標とする2022（令和4）年からのオンライン調査の導入が困難となることからも、まずは、現行の調査方法を基本としつつオンライン化を図るべきである。

なお、オンライン調査の導入に当たっては、地方公共団体や調査員など調査現場での意見を収集し、オンライン調査の仕組みを構築するとともに、引き続き、円滑な導入に向けた検討をする必要がある。

また、オンライン調査を実施するためには、専用のシステムが必要となる。独自にシステムを構築しようとした場合、膨大なコストが必要となるがそのための予算を確保することは現実的ではないと考えられるため、既存の政府統計共同利用システムにあるオンライン調査システムを活用すべきである。

更に、国民生活基礎調査にとってオンライン調査は初めての試みとなることから、本来であれば試験調査を経て課題等を解消の上、導入するべきであるが、コスト及び時間的制約から試験調査を行うことは困難である。他方、世帯及び世帯員を対象とし、5種類の調査票を用いて、年2回、保健所又は福祉事務所と異なる機関を経由して調査を実施するという国民生活基礎調査の特殊性を考慮すると、オンライン調査における予見できない要素によるリスクも考えられるため、令和4年調査は、一部の調査地区から先行的に実施すべきである。

調査の実施方式については、オンライン回答用IDを先行配布し、オンライン回答がない世帯にのみ紙の調査票を後日配布する方式（以下「オンライン回答先行方式」という。）と、オンライン回答用IDと紙の調査票の両方を同時に配布する方式（以下「同時配布方式」という。）の2通りの方式が考えられる。

国民生活基礎調査は世帯票、健康票及び介護票を6月に実施し、その僅か1か月後である7月に所得票及び貯蓄票を実施するタイトなスケジュールとなっている。このため、実査期間を十分に確保する必要があるオンライン回答先行方式は時間的制約の問題があり、現行の調査時期で適用するのは困難である。

なお、国勢調査では、平成27年調査をオンライン回答先行方式で実施したところ、調査関係書類の配布方法が複雑となったことにより、調査員による誤配布や、オンライン回答世帯の確認・特定作業等にかかる調査員や地方公共団体の事務負担が増大したことから、令和2年調査では同時配布方式に変更した経緯がある。

上記を踏まえれば、同時配布方式で実施すべきである。

最後に、オンライン調査の実施に当たっては以下の点について考慮する必要がある。

- ・電子調査票を開発する際は、報告者負担を考慮した設計をすべき
- ・調査のオンライン化に期待されるものは、調査関係機関と報告者双方の負担軽減である。それが実現できるよう今後十分に検討するとともに、各地方公共団体に対し、オンライン調査の導入に協力していただけるよう丁寧な説明をすべき
- ・報告者や調査員に対してアンケートを実施することでオンライン調査にかかる課題等の把握をすべき
- ・同時配布方式で実施した際は、同一の報告者が紙媒体とオンラインの両方で回答してしまうことも考えられるため、どちら的回答を有効とするかの判断基準を作成しておくべき
- ・同時配布方式は回収率が低下するという研究もあることから、回収状況のモニタリングをすべき

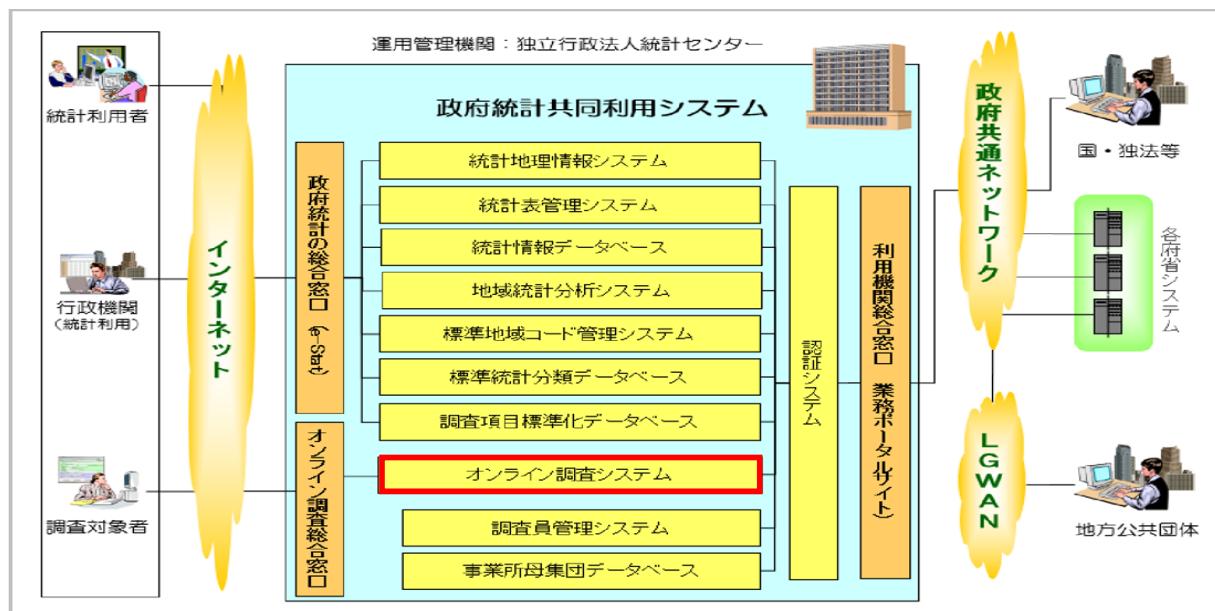
### 3 参考

#### (1) 政府統計共同利用システムの概要

政府統計共同利用システムとは、各府省の統計関係のシステムを集約させ、政府全体で共用するためのシステムの総称であり、各種のサブシステムで構成されている。

このうちオンライン調査システムは、国民、事業所・企業などを対象とする各種統計調査において、調査員調査、郵送調査などに加えて、インターネットを通じたオンラインで統計調査を行うことを可能とした汎用調査システムである。多重なファイアウォールが設置されるとともに、不正アクセスがないか24時間監視されており、万全なセキュリティ対策が講じられている。

図表 2-4 政府統計共同利用システムの概要

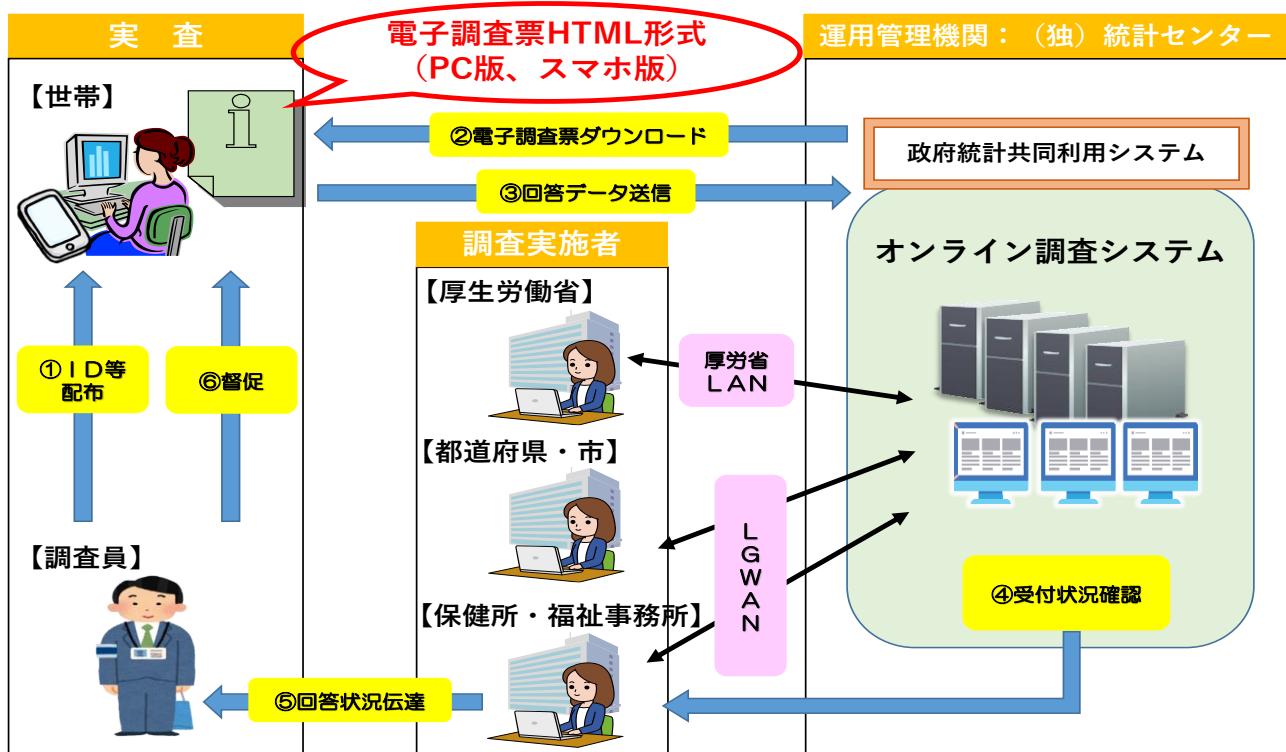


## (2) オンライン調査の実施手順

オンライン調査は、以下のような手順で実施することが想定される。

- ① 調査員がオンライン回答用の ID やパスワード等を調査対象世帯に配布
- ② 世帯はオンライン調査システムにアクセスし、電子調査票をダウンロード
- ③ 電子調査票に回答し、その回答データをオンライン調査システムに送信
- ④ 保健所等の職員は、オンライン調査システム上で回答データの受付状況を確認
- ⑤ 保健所等から調査員へ世帯の回答状況を伝達
- ⑥ 調査員は未回答世帯に督促

図表 2-5 オンライン調査のイメージ



### III 推計方法の見直しについて

#### 1 推計方法の見直しの概要

##### (1) 背景と課題

推計方法の見直しについては、

- ① 国勢調査結果とのかい離是正を図るための世帯属性ごとのきめ細かな層別の拡大乗数の設定
- ② 国勢調査の中間年における推計方法の検討
- ③ 調査票回収不能世帯の補てい方法の確立

等の課題について、諸外国の類似調査の推計方法等も参考に検討し、2020年末までに結論を得たうえで、早期に改善を図ることが求められている。

「国民生活基礎調査の非標本誤差の縮小に向けた研究会」（平成29年7月～30年3月）（以下「前研究会」という。）においては、国勢調査の結果を利用し、全部不詳データ（無回答世帯）を補正したうえで推計を行う方法を試みたところ、その推計結果は国勢調査結果とのかい離が解消される一方で、

- ① 国勢調査が5年に1度であることから、その間の4年間は国勢調査と同様の層別情報が得られない
- ② 国民生活基礎調査の集計作業時に使用できる国勢調査の結果は過去のものとなる（例えば、平成27年国民生活基礎調査結果の集計は平成28年に行うため、使用できる最新の国勢調査結果は平成22年となる。）

等の問題があり、新たな推計方法として採用するに至らなかった。

なお、前研究会において検討した国勢調査の結果を利用する方法は、下記のとおり調整係数を国勢調査の世帯数と世帯票の有効回答数から県・都市別、層別に算出する。また、県・都市別に6月1日の推計人口と調整後の有効回答世帯員数の比から、修正拡大乗数を算出する。これから拡大乗数を「調整係数×修正拡大乗数」として算出し、各個票にこの拡大乗数をウエイトとして付与して、各推計値を算出する。

$$( \text{県} \cdot \text{都市} \times \text{層別} ) \text{調整係数} = \frac{ ( \text{県} \cdot \text{都市} \times \text{層別} ) \text{国勢調査世帯数}}{ ( \text{県} \cdot \text{都市} \times \text{層別} ) \text{世帯票有効回答世帯数}}$$

$$(\text{県} \cdot \text{都市別}) \text{修正拡大乗数} = \frac{(\text{県} \cdot \text{都市別}) 6 \text{月} 1 \text{日推計人口}}{(\text{県} \cdot \text{都市別}) \text{調整後の世帯員数の合計}}$$

$$\text{※ } (\text{県} \cdot \text{都市別}) \text{調整後の世帯員数の合計} = \sum \text{調整係数} \times \text{世帯員数}$$

→各個票に「調整係数×修正拡大乗数」を拡大乗数（＝ウエイト）として付与して、各推計値を算出

## (2) 検討の方法

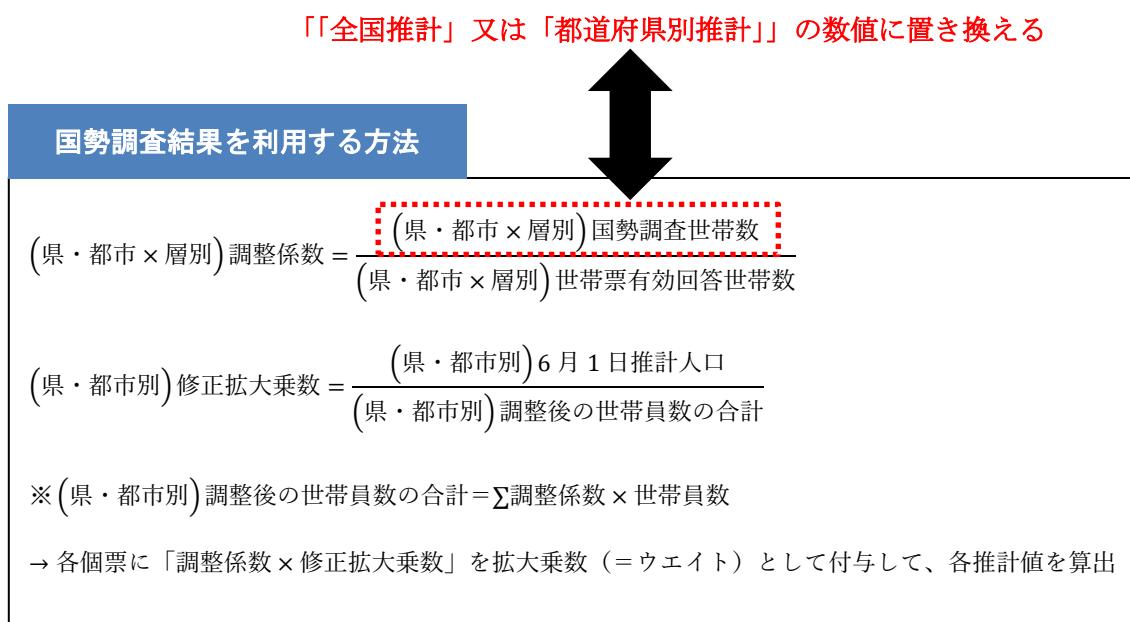
前研究会における検討の際に課題があった国勢調査の結果に代わるベンチマークがないか検討したところ、国立社会保障・人口問題研究所が公表している「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」（以下「全国推計」という。）、「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」（以下「都道府県別推計」という。）が類似したベンチマークとして候補に挙がった。これは、全国推計について

- ① 日本全国の世帯数について、毎年の推計値が存在する
- ② 将来にわたり推計を行っており、国民生活基礎調査の集計時にその時点の推計値を使用できる

という特徴があり、前研究会の検討における課題を解消できることが期待される。

以上を踏まえ、当ワーキンググループではこれらの指標を利用した新たな推計方法の検証・検討を行うこととした。

図表 3-1 新たな推計方法



## 2 推計方法の見直しにかかる検討

### (1) 「日本の世帯数の将来推計」を利用するに当たって整理した点

新たな推計方法では、各年の県・都市別、層別の世帯数等が必要となるが、全国推計及び都道府県別推計の以下の特徴により、幾つかの課題がある。

**図表 3-2 全国推計及び都道府県別推計の特徴と課題**

	特徴	課題
①	都道府県別推計は国勢調査と同一年の5年ごととなり、毎年の推計値を算出していない	推計値がない年次の都道府県別の層別推計世帯数をどのように算出するのか
②	都道府県別推計は、指定都市別の推計値を算出していない	指定都市別の層別推計世帯数をどのように算出するのか
③	世帯構造別で「三世代世帯」を表章していない 世帯類型「高齢者世帯」、「母子世帯」、「父子世帯」、「その他の世帯」を表章していない	国民生活基礎調査の表章に必要な世帯構造区分等の推計世帯数をどのように算出するのか
④	世帯主の年齢階級「不詳」を表章していない	国民生活基礎調査で出現する、世帯主の年齢階級「不詳」の推計世帯数をどのように算出するのか

これらの課題について、以下のとおり整理した。

#### ① 都道府県別推計の推計値がない年次における層別推計世帯数の算出方法

##### 1) 推計値のない年次の都道府県別推計世帯数を算出

全国の推計世帯数に占める都道府県の推計世帯数の比率が、5年間で均等に増減したとみなして中間年における比率を求め、これを中間年における全国推計世帯数に乗じて都道府県別推計世帯数を算出する。

##### 2) 都道府県ごとに層別推計世帯数を算出

都道府県における各層の構成割合が、5年間で均等に増減したとみなして中間年における構成割合を求め、これを1)に乗じて都道府県別の層別推計世帯数を算出する。

#### ② 指定都市別の層別推計世帯数の算出方法

##### 1) 都道府県内に占める指定都市の割合を算出

最新の国勢調査結果により、層別に都道府県内に占める指定都市の世帯数の割合を算出する。

##### 2) 指定都市ごとに層別推計世帯数を算出

①により得られた都道府県別の層別推計世帯数に②1)で算出した割合を乗じて、指定都市別の層別推計世帯数を算出する。

### ③ 国民生活基礎調査の表章に必要な世帯構造区分等の推計世帯数の算出方法

- 1) 各世帯構造区分等が占める割合を算出  
最新の国勢調査結果により、
  - ・ひとり親と子から成る世帯に占める「母子世帯」「父子世帯」「母子世帯・父子世帯以外の世帯」
  - ・その他的一般世帯に占める「三世代世帯」「その他の世帯」の割合を算出する。
- 2) それぞれの世帯構造等の推計世帯数を算出  
「母子世帯」「父子世帯」「母子・父子世帯以外の世帯」及び「三世代世帯」「その他の世帯」について、①により得られた都道府県別の層別推計世帯数に③1)で算出した割合を乗じて、それぞれの推計世帯数を算出する。

### ④ 世帯主の年齢階級「不詳」の推計世帯数の算出方法

推計世帯数は拡大乗数の算出に用いるものであるが、世帯主の年齢階級「不詳」の推計世帯数を算出するのは困難である。そのため、代わりに世帯主の年齢階級「不詳」の拡大乗数の算出方法を検討した。

世帯主の年齢「不詳」は各年齢階級から平均的に出現しているものと仮定し、その拡大乗数は平均値である「計」の拡大乗数を用いることとした。

## (2) 新推計①にかかる検討

上記を踏まえ、新たな推計方法として考えたものが新推計①で、各票の具体的な方法は下記のとおり。

現行推計は所得票及び貯蓄票を除き、6月1日推計人口をベンチマークとした推計方法であった。新推計①では、この考え方を基本とし、国勢調査の結果を利用する方法と同様に調整係数を用いている。新推計①における調整係数は、全国推計又は都道府県別推計を用いて求めた「推計世帯数」を世帯票又は所得票の「有効回答世帯数」で除して算出した有効回答率逆数となっており、各票に調整係数を乗ずることは、層別に有効回答率逆数で復元することを意味する。よって、新推計①は有効回答率逆数で層別に重みを付けたうえで、6月1日推計人口をベンチマークとして推計する方法となっている。

### ① 推計方法及び再集計内容

大規模調査及び簡易調査それぞれにおける各票の新たな推計方法は以下のとおり。

なお、層区分についてひとり親と未婚の子の世帯は、母子世帯と母子世帯以外の世帯に分け、拡大乗数を作成した。

#### ○大規模調査 ※世帯票及び健康票共通 推計方法

$$(県 \cdot 都市 \times 層別) \text{調整係数} = \frac{(県 \cdot 都市 \times 層別) \text{推計世帯数}}{(県 \cdot 都市 \times 層別) \text{世帯票有効回答世帯数}}$$

$$(県 \cdot 都市別) \text{修正拡大乗数} = \frac{(県 \cdot 都市別) 6月1日推計人口}{(県 \cdot 都市別) \text{調整後の世帯員数の合計}}$$

$$※(県 \cdot 都市別) \text{調整後の世帯員数の合計} = \sum \text{調整係数} \times \text{世帯員数}$$

→ 各個票に「調整係数 × 修正拡大乗数」を拡大乗数（＝ウェイト）として付与して、各推計値を算出

○簡易調査（世帯票のみ）は上記推計方法のうち、「県・都市別」を全国値に置き換え算出する。

○大規模調査 ※所得票及び貯蓄票共通 推計方法

$$(県・都市 \times 層別) \text{調整係数} = \frac{(県・都市 \times 層別) \text{推計世帯数}}{(県・都市 \times 層別) \text{所得票有効回答世帯数}}$$

$$(県・都市別) \text{修正拡大乗数} = \frac{(県・都市別) 6月1日推計人口}{(県・都市別) \text{調整後の世帯員数の合計}}$$

$$\text{※} (県・都市別) \text{調整後の世帯員数の合計} = \sum \text{調整係数} \times \text{世帯員数}$$

→ 各個票に「調整係数 × 修正拡大乗数」を拡大乗数 (= ウエイト) として付与して、各推計値を算出

○簡易調査 (所得票のみ) は上記推計方法のうち、「県・都市別」を全国値に置き換え算出する。

○大規模調査 ※介護票 推計方法

$$(県・都市 \times 層別) \text{調整係数} = \frac{(県・都市 \times 層別) \text{推計世帯数}}{(県・都市 \times 層別) \text{世帯票有効回答世帯数}}$$

$$(県・都市別) \text{修正拡大乗数} = \frac{(県・都市別) 6月1日推計人口}{(県・都市別) \text{調整後の世帯員数の合計}} \times \frac{(県・都市別) \text{世帯票の介護認定者数}}{(県・都市別) \text{介護票の認定者数}}$$

$$\text{※} (県・都市別) \text{調整後の世帯員数の合計} = \sum \text{調整係数} \times \text{世帯員数}$$

→ 各個票に「調整係数 × 修正拡大乗数」を拡大乗数 (= ウエイト) として付与して、各推計値を算出

図表 3-3 層別のイメージ

	世帯構造								その他
	単独（男）	単独（女）	夫婦のみ	夫婦と未婚の子	ひとり親と未婚の子	母子	母子以外	三世代	
世 帯 主 年 齢 階 級	計	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX
	19歳以下	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX
	20～24歳	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX
	25～29歳	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX
	30～34歳	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX
	35～39歳	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX
	40～44歳	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX
	45～49歳	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX
	50～54歳	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX
	55～59歳	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX
不 詳	60～64歳	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX
	65～69歳	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX
	70～74歳	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX
	75～79歳	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX
	80～84歳	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX
不 詳	85歳以上	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX
	不詳	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX

各票に対して、下表に示した項目について新推計①の集計結果と国勢調査等との比較を行った。

**図表 3-4 新推計①により再集計した項目一覧**

	調査年次		項目	図表番号
	H27	H22		
世帯票	○	○	世帯構造別及び世帯類型別にみた世帯数、平均世帯人員数	3-13
			世帯構造別にみた65歳以上の者のいる世帯数	3-14
			世帯構造別にみた高齢者世帯数	3-15
			児童数別及び世帯構造別にみた児童のいる世帯数、平均児童数	3-16
			性・年齢階級別にみた15歳以上の者の仕事の有無の構成割合	3-17～20
	○	-	性・年齢階級別にみた15歳以上の者の雇用形態の構成割合	3-21,22
	-	○	世帯構造別及び世帯類型別にみた世帯数、平均世帯人員数（都道府県別）	3-23
	○	○	年齢階級別にみた世帯人員数	3-24
健康票	-	○	性・年齢階級別にみた世帯人員数の変化	3-25
			性別にみた有訴者率の上位5症状（複数回答）	3-26
			性別にみた通院者率の上位5傷病（複数回答）	3-27
			悩みやストレスの有無別の構成割合（12歳以上）	3-28
			性・年齢階級別にみた悩みやストレスがある者の割合（12歳以上）	3-29
			こころの状態（点数階級）別の構成割合（12歳以上）	3-30
			健診や人間ドックの受診状況（20歳以上）	3-31
			性・年齢階級別にみた健診や人間ドックの受診割合（20歳以上）	3-32
			性別にみたがん検診（複数回答）の受診割合（40歳以上（ただし、子宮がん検診は20歳以上））	3-33
			世帯構造別にみた要介護者等のいる世帯の構成割合	3-34
介護票	-	○	世帯構造別にみた要介護者等のいる世帯数	3-35
			要介護者等との続柄別にみた主な介護者の構成割合	3-36
			性・年齢階級別にみた同居の主な介護者の構成割合	3-37
			要介護度別にみた同居の主な介護者の介護時間の構成割合	3-38
			性別にみた同居の主な介護者の悩みやストレスの有無の構成割合	3-39
			年齢組合せ別にみた要介護者等と同居の主な介護者の割合	3-40
			世帯構造・世帯主の年齢階級別にみた世帯数の変化	3-41,42
所得票	○	○	各種世帯の1世帯当たり平均所得金額	3-43
			世帯主の年齢階級別にみた1世帯当たり・世帯人員1人当たり平均所得金額 及び平均世帯人員・平均有業人員	3-44,45
			各種世帯別にみた所得金額階級別世帯数の分布及び中央値	3-46,47
			貧困率	3-48
	○	○	各種世帯別にみた生活意識の構成割合	3-49
貯蓄票	-	○	各種世帯別にみた貯蓄額階級別世帯数の構成割合及び1世帯当たり平均貯蓄額	3-50
			各種世帯別にみた借入金額階級別世帯数の構成割合及び1世帯当たり平均借入金額	3-51

## ② 結果の評価及び課題

新推計①について国勢調査等との比較を行ったところ、以下が確認できた。

- ・現行推計と比較して、新推計①では世帯票の多くの項目が国勢調査に近づいた（図表 3-13～16、3-23、3-24）。
- ・世帯票における仕事の有無や雇用形態についてはかい離が残る（図表 3-17～22）。
- ・健康票及び介護票は現行推計と新推計①で全体としては大きな違いはみられなかった（図表 3-26～40）。

世帯票における仕事の有無や雇用形態についてはかい離が残ったが、この点については国勢調査と仕事の有無が不詳の人数が違う等のため正当に評価することは困難である。

それ以外の点については、世帯票において多くの項目が国勢調査に近づき、健康票及び介護票は現行推計と大きな違いがみられなかったことを考えると、新推計①は新たな推計方法としてある程度妥当であると考えられる。

一方で、以下の課題が残った。

- ・世帯票において「父子世帯」が国勢調査に比べて過大推計となった（図表 3-13、3-23）。
- ・所得票及び貯蓄票において、現行推計と比べて新推計①は平均所得が大きく減少する等の変化がみられたが、世帯票では真の値とみなせる国勢調査の結果にどちらが近いかで推計方法の良否を評価することができる一方、所得票では正しいと考えられる指標がないため推計方法の良否を評価することは困難であり、採用するべきか判断できない（図表 3-43～48、3-50）。

### (3) 新推計②にかかる検討

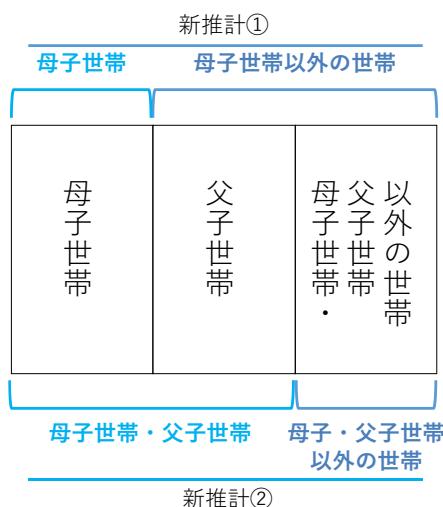
#### ① 推計方法及び再集計内容

上記のとおり、新推計①においては父子世帯が過大推計となる課題が残った。この原因について検討したところ、父子世帯の推計に用いた拡大乗数が原因ではないかと考えられた。

新推計①では、「ひとり親と未婚の子の世帯」を「母子世帯」「母子世帯以外の世帯」に分けて拡大乗数を作成しており、父子世帯の推計には「母子世帯以外の世帯」の拡大乗数を使用して推計を行っている。「母子世帯以外の世帯」の拡大乗数は「母子世帯」の拡大乗数より大きく、これが父子世帯の過大推計の原因であることが示唆された。

この仮説を検証するため、拡大乗数の算出方法を変更することを検討した。具体的には、「ひとり親と未婚の子の世帯」において「母子世带」「母子世帯以外の世帯」と区分していたところ、「母子世帯・父子世帯」「母子世帯・父子世帯以外の世帯」で区分をして拡大乗数を算出し、「母子世帯」と「父子世帯」の推計にはそれぞれ「母子世帯・父子世帯」の拡大乗数を使用して再集計を行った。

**図表 3-5 「ひとり親と未婚の子の世帯」の拡大乗数の作成区分**



拡大乗数の算出方法を変更した推計（新推計②）について、世帯数・世帯人員数・平均所得金額等の再集計結果への影響を確認するため、世帯票、所得票及び貯蓄票に対して、下表に示した項目について新推計②と新推計①及び国勢調査等との比較を行った。

**図表 3-6 新推計②により再集計した項目一覧**

	調査年次		項目	図表番号
	H27	H22		
世帯票	○	○	世帯構造別及び世帯類型別にみた世帯数、平均世帯人員数	3-52
	-	○	世帯構造別及び世帯類型別にみた世帯数、平均世帯人員数（都道府県別）	3-53
	○	○	年齢階級別にみた世帯人員数	3-54
所得票	○	○	各種世帯の1世帯当たり平均所得金額	3-55
			各種世帯別にみた所得金額階級別世帯数の分布及び中央値	3-56,57
	-	○	貧困率	3-58
	○	○	各種世帯別にみた生活意識の構成割合	3-59
貯蓄票	-	○	各種世帯別にみた貯蓄額階級別世帯数の構成割合及び1世帯当たり平均貯蓄額	3-65
			各種世帯別にみた借入金額階級別世帯数の構成割合及び1世帯当たり平均借入金額	3-66

## ② 結果の評価及び課題

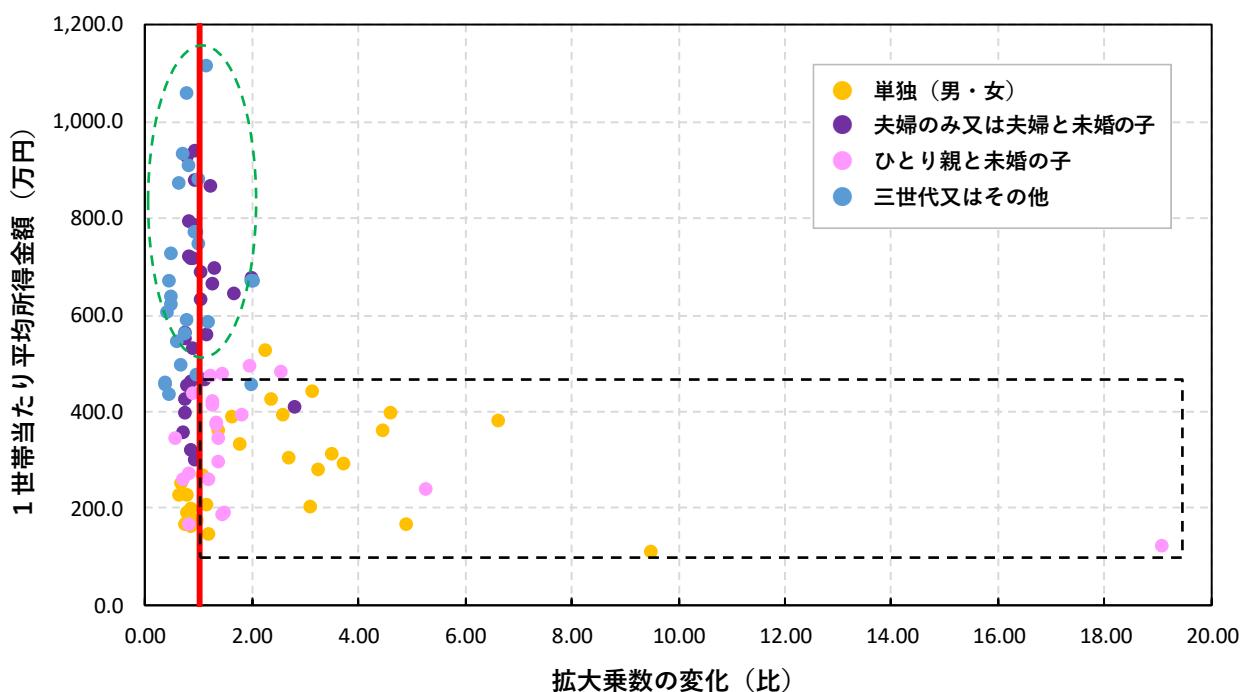
新推計②について新推計①及び国勢調査等との比較を行ったところ、以下が確認できた。

- ・新推計①にみられた、世帯票の父子世帯の過大推計が改善された（図表3-52、3-53）。
- ・父子世帯以外については新推計②と新推計①の差はほぼみられなかった（図表3-52～54）。
- ・現行推計と比較すると新推計①と同様に、所得が大きく減少するなど変化がみられた（図表3-55～58、3-65）。

過大推計が改善された父子世帯以外は新推計①とほぼ差がみられないことを考慮すると、新推計②は、新たな推計方法として新推計①よりもより妥当な方法であると考えられる。また、健康票及び介護票については世帯票と調整係数が同じであることを鑑みれば、新推計②はこれらの票においても妥当な結果が得られると期待される。

なお、現行推計に比べ新推計②で所得が大きく減少した要因は、平均所得が低く回収率も低い若年の単独世帯やひとり親と未婚の子の世帯の影響が、有効回答率で重み付けを行う新推計②の手法により大きくなつたためであると考えられる（図表3-7）。

図表3-7 平成26年所得における「拡大乗数の変化」と「1世帯当たり平均所得金額」



一方で、以下の課題が残った。

- ・新推計①と同様に、所得票に対する評価方法がなく採用するべきか判断できない（図表3-55～59）。
- ・層別のウェイトにばらつきがあり、特に所得票及び貯蓄票について推定精度の低下の原因になり得る（図表3-55～59、3-65、3-66）。

#### (4) 新推計③にかかる検討

上記のとおり、新推計②においては、特に所得票及び貯蓄票について層別のウェイトにばらつきがあるという課題が残った。そこで、所得票及び貯蓄票にポイントを絞って、別の推計方法の検討を行うこととした。ウェイトにばらつきがある原因について検討したところ、一部の層における所得票の有効回答数の少なさが原因ではないかと考えられた。

新推計②は調整係数を各票の有効回答率（即ち所得票では所得票の有効回答率）で作成するが、特に規模の小さい層においては有効回答数が少し異なるだけで有効回答率に大きな影響を与える場合がある。調整係数（即ち有効回答率）はウェイトに大きな影響を与えるため、この有効回答数の少なさがウェイトのばらつきの原因であることが示唆された。

この仮説を検証するため、所得票及び貯蓄票の推計方法において、以下のとおり調整係数を別の方法で作成する方法（新推計③）を検討した。

##### ① 推計方法及び再集計内容

###### ○大規模調査 ※所得票及び貯蓄票共通 推計方法

$$\begin{aligned} \text{(県・都市} \times \text{層別)} \text{調整係数} &= \frac{\text{(県・都市} \times \text{層別)} \text{推計世帯数}}{\text{(県・都市} \times \text{層別)} \text{世帯票有効回答世帯数}} \times \frac{\text{(県・都市別)} \text{世帯票有効回答世帯数}}{\text{(県・都市別)} \text{所得票有効回答世帯数}} \\ \text{(県・都市別)} \text{修正拡大乗数} &= \frac{\text{(県・都市別)} 6 \text{月 } 1 \text{日推計人口}}{\text{(県・都市別)} \text{調整後の世帯員数の合計}} \\ \text{※ (県・都市別)} \text{調整後の世帯員数の合計} &= \sum \text{調整係数} \times \text{世帯員数} \\ \rightarrow \text{各個票に「調整係数} \times \text{修正拡大乗数」を拡大乗数 (= ウエイト) として付与して、各推計値を算出} \end{aligned}$$

○簡易調査（所得票のみ）は上記推計方法のうち、「県・都市別」を全国値に置き換え算出する。

新推計③は所得票の調整係数について、新推計②では所得票の有効回答率で作成していたものを、世帯票の有効回答率及び世帯票と所得票の有効回答数の比で作成する方法である。この方法で作成した拡大乗数を使用して再集計を行った。

なお、拡大乗数の段階では数式を確認すれば分かるとおり、世帯票と所得票の有効回答数の比部分は調整係数と修正拡大乗数の間で相殺される。即ち、新推計③は、所得票の有効回答率で補正を行っていた新推計②に対し、世帯票の有効回答率で補正を行うと解釈することができる。

調整係数の算出方法を変更した推計（新推計③）について、平均所得金額等の再集計結果への影響を確認するため、所得票及び貯蓄票に対して、下表に示した項目について新推計③と新推計②及び現行推計との比較を行った。

**図表 3-8 新推計③により再集計した項目一覧**

	調査年次		項目	図表番号
	H27	H22		
所得票	○	○	各種世帯の1世帯当たり平均所得金額	3-60
	-	○	各種世帯別にみた所得金額階級別世帯数の分布及び中央値	3-61,62
	○	○	貧困率	3-63
	○	○	各種世帯別にみた生活意識の構成割合	3-64
貯蓄票	-	○	各種世帯別にみた貯蓄額階級別世帯数の構成割合及び1世帯当たり平均貯蓄額	3-65
	-	○	各種世帯別にみた借入金額階級別世帯数の構成割合及び1世帯当たり平均借入金額	3-66

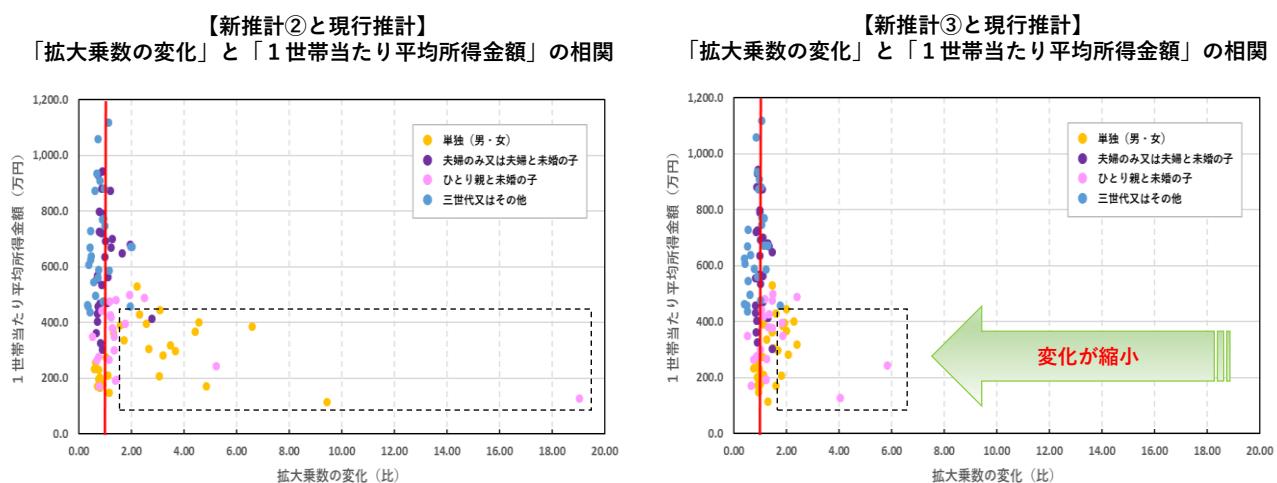
## ② 結果の評価及び課題

新推計③について新推計②及び現行推計との比較を行ったところ、以下が確認できた。

- ・新推計②と比較すると平成 26 年所得が増加するなど変化がみられた  
(図表 3-60、3-62、3-63、3-65)。

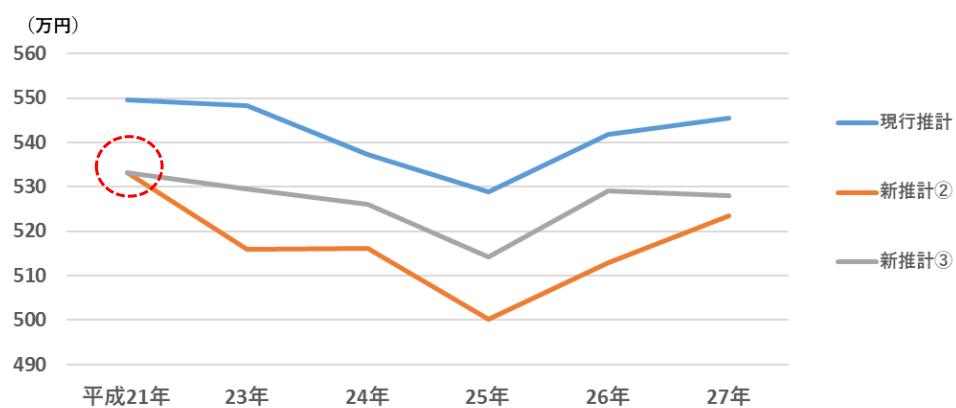
なお、平成 26 年所得が新推計②に比べて新推計③で増加した要因は、新推計③は比較的所得の低い層でみられた拡大乗数の大きかった区分の拡大乗数が小さくなつたためと考えられる  
(図 3-9)。

**図表 3-9 平成 26 年所得における「拡大乗数の変化」と「1世帯当たり平均所得金額」の新推計②と新推計③の比較**



また、平成 21 年所得と 26 年所得で新推計②と新推計③の関係が異なつたため、平成 23 年、24 年、25 年及び 27 年所得について再集計したところ、各年とも新推計②よりも新推計③の所得の方が高い結果となつた。これは、平成 26 年所得と同様の結果であり、新推計②と新推計③で違いがみられなかつた平成 21 年所得が特異な結果であったと考えられる。(図 3-10)

**図表 3-10 各推計方法別の 1世帯当たり平均所得金額の年次推移**



一方で、以下の課題が残つた。

- ・新推計①及び新推計②と同様に、所得票に対する評価方法がなく採用するべきか判断できない  
(図表 3-60～64)。

## (5) ブートストラップ法による検証

所得票における新推計②や新推計③をどのように評価するかという課題について、当ワーキンググループでは推計値を評価することができる指標を探したが見つけることはできなかつたため、これに代わり、推計値の直接の指標とはならないがブートストラップ法による評価を行うこととした。

ブートストラップ法は、抽出された標本から更にサンプリングを行うことにより、理論式での評価が困難であった統計量の分散等を評価することができる。現行推計、新推計②及び新推計③の推計値そのものを直接評価することはできないが、分散等を確認することにより推計方法の評価を行つた。

### ○ブートストラップ法による検証結果

繰り返し回数を 200 回としてブートストラップ法による検証を行つたところ、以下の結果が得られた。

**図表 3-11 ブートストラップ 200 回実行結果**

平成21年所得			平成26年所得			
			(単位：件数)			
現行推計	新推計②	新推計③	現行推計	新推計②	新推計③	
現行推計>新推計②又は新推計③	-	198	200	-	200	
(単位：万円)						
ブートストラップ平均所得	現行推計	新推計②	新推計③	現行推計	新推計②	
※参考 元の標本の平均所得	550.2	540.1	533.4	542.3	514.1	528.3
分散	23.8	19.5	23.9	103.0	49.6	93.5
標準誤差	4.9	4.4	4.9	10.1	7.0	9.7
標準誤差率	0.9%	0.8%	0.9%	1.9%	1.4%	1.8%
平均二乗誤差	24.0	67.4	23.8	102.7	50.5	93.7

分散、標準誤差及び標準誤差率は、現行推計と新推計③で同程度の値となつた一方、新推計②は、現行推計及び新推計③と比較して小さい値となつた。また、元の標本の平均所得とブートストラップ平均所得を比較すると、平成 21 年所得の新推計②において、かい離が大きい。平均二乗誤差は、現行推計と新推計③で同程度の値となつた一方、新推計②は、現行推計及び新推計③と比較して、平成 21 年所得では大きくなり、平成 26 年所得では小さくなつた。平均所得分布をみると、新推計②と新推計③は現行推計よりも低い階級にピークがある（図表 3-68、3-69）。現行推計に比べ、平成 21 年所得では新推計②、新推計③の順に平均所得が低く、平成 26 年所得では新推計③、新推計②の順に平均所得が低くなつた（図表 3-70、3-71）。

これらについて、分散の小ささの観点からは新推計②が優れている一方、ブートストラップ平均所得と元の標本の平均所得や平均二乗誤差からみえる安定性の観点からは新推計③や現行推計の方が優れていると評価できる。また、新推計②や新推計③の平均所得が現行の推計方法のものに比べて変化したことから、過去の調査結果と比べる等の継続性の観点からは現行推計が優れていると評価できる。

以上を総合すると、今回のブートストラップ法による検証からは新推計②又は新推計③のいずれかの方法を採用すべきという積極的な根拠は得られなかつたと考えられる。

### 3 推計方法の見直しにかかるまとめ

#### (1) 各票の確認結果

新たな推計方法について、以下のことが確認された。

##### ① 世帯票、健康票及び介護票

世帯票については、新推計②により課題とされていた国勢調査結果とのかい離が縮小することが確認された。なお、調査項目の一部である「仕事の有無」及び「雇用形態」の構成割合についてはかい離が残った。これについては国民生活基礎調査と国勢調査との間で調査時期や調査期間等に違いがあり、更に、両調査の回答不詳数の差異が大きいことが原因と考えられる。こうした特性を持つこれらの項目については、必ずしも国勢調査結果に近づくとは限らないことが確認された。

また、健康票及び介護票については、単年の分析結果ではあるが、新推計①において現行の推計結果から大きな変化は生じないことが確認された。これらの2つの調査票は新推計②の方法では検証を行っていないが、新推計①の時点で現行の推計結果と大きな変化がなく、世帯票と同様の拡大乗数等を用いていることから、新推計②においても現行の推計結果と大きな変化は生じないものと考えられる。

以上から、世帯票、健康票及び介護票については、現行の推計方法に変えて新たな推計方法として新推計②を採用することについて、検討の余地があるものと考えられる。

##### ② 所得票及び貯蓄票

所得票及び貯蓄票については、調整係数に所得票有効回答世帯数のみを用いる新推計①及び新推計②、調整係数に世帯票有効回答世帯数と所得票有効回答世帯数を用いる新推計③と3通りの方法について検討を行った。

いずれの方法とも現行の推計結果から1世帯当たり平均所得金額及び平均貯蓄額が大きく減少することなどが確認された。新推計①及び新推計②については、上記の世帯票において新推計②の優位性が確認されているため、新推計①を採用する意味はないと考えられる。一方で、新推計②と新推計③について比較しようとすると、世帯票では真の値とみなせる国勢調査の結果にどちらが近いかで推計方法の良否を評価することができる一方、所得票では正しいと考えられる指標がないため推計方法の良否を評価することは困難である。また、ブートストラップ法による検証結果においても、新推計②及び新推計③の明確な優位性を確認することはできなかった。

以上から所得票及び貯蓄票については、現行の推計方法を変えてまで新推計②又は新推計③のいずれかの方法を採用するべきという積極的な根拠は得られなかった。

#### (2) 推計方法の見直しに当たって考慮すべき点

上記では新推計①～③の推計方法自体の採否について議論したが、推計方法の見直しに関しては、他にも考慮すべき点が存在している。

第一に、国民生活基礎調査で把握した結果数値は政策判断をする際の指標として活用されていることが挙げられる。このため、推計方法の見直しを行うに当たっては、過去の調査結果との継続性を十分に考慮した上で、見直しの時期を検討していく必要がある。また、推計方法の見直しに伴い調査結果の遡及改訂等を行うことについても十分考慮する必要がある。

第二に、令和2年から国内でも確認された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による影響が存在する点が挙げられる。国民生活基礎調査は新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年調査を中止しており、既に時系列の途切れが生じている。また、新型コロナウイルス感染症は各世帯の経済状況や個々人の健康状態などを含むあらゆることに影響を与えていたものと推察される。こうした状況の中で推計方法を見直すと、当該調査結果と過去の調査結果の間の変化が、推計方法の見直しによる影響なのか新型コロナウイルス感染症による影響なのかが判別できなくなるおそれがあるため、こうした点も十分考慮する必要がある。

第三に、オンライン調査の導入の影響が挙げられる。オンライン調査の導入は、回収状況が悪い都市部の若年の単独世帯などの回収率の改善に寄与するものと考えられ、期待通りの効果が得られた場合には回収状況が変わるものと想定される。これは、上記の新型コロナウイルス感染症による影響と同様に調査結果に影響を与えるものと考えられ、オンライン調査の導入と一緒に推計方法を見直した場合には、推計方法の見直しによる影響なのかオンライン調査の導入による影響なのかが判別できなくなるおそれがあると考えられることから、こうした点も十分考慮する必要がある。

### (3) 結論

以上を総合して判断すると、世帯票、健康票及び介護票の推計方法の見直しについては、新推計②は新たな推計方法として有力ではあるが、採用する時期等については慎重に検討していく必要があり、新型コロナウイルス感染症やオンライン調査の導入の影響等も考慮する必要がある。

所得票及び貯蓄票については、現時点で新推計②又は新推計③を現行の推計方法に変えて採用する積極的な根拠がなく、現行の推計方法を継続することが妥当であると考えられる。一方で、新推計②及び新推計③については、課題が解決できれば新たな推計方法として採用できる可能性もあり、引き続き検討を行っていくことが必要であると考えられる。また、所得票における評価方法を確立することは今後の重要な検討課題である。

4 参考

(1) 「日本の世帯数の将来推計」を利用するに当たって整理した点の算出例

#### ① 都道府県別推計の推計値がない年次における層別推計世帯数の算出方法

### 1) 推計値がない年次の都道府県別推計世帯数を算出（平成 28 年）

- ア 平成 27 年及び令和 2 年都道府県別推計世帯数の全国に占める都道府県別割合を算出する。
  - イ アで算出した平成 27 年の割合に、平成 27 年から令和 2 年の割合変化の 1/5 を加減し、平成 28 年の都道府県別割合を算出する。
  - ウ 平成 28 年全国推計世帯数を、イで算出した割合に乗じて都道府県別推計世帯数を算出する。

	平成27年		令和2年		平成28年	
	推計世帯数	割合(a)	推計世帯数	割合(b)	割合 ((b-a)/5+a)	推計世帯数
全国	52,903,744		53,053,171			52,950,074
北海道	2,428,099	4.6%	2,391,514	4.5%	4.6%	2,421,554
青森県	505,182	1.0%	491,530	0.9%	0.9%	502,614
岩手県	474,995	0.9%	463,242	0.9%	0.9%	472,797
宮城県	910,858	1.7%	915,648	1.7%	1.7%	912,098
秋田県	379,805	0.7%	364,867	0.7%	0.7%	376,942
・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・
鹿児島県	724,464	1.4%	707,437	1.3%	1.4%	721,291
沖縄県	549,468	1.0%	569,151	1.1%	1.0%	553,568

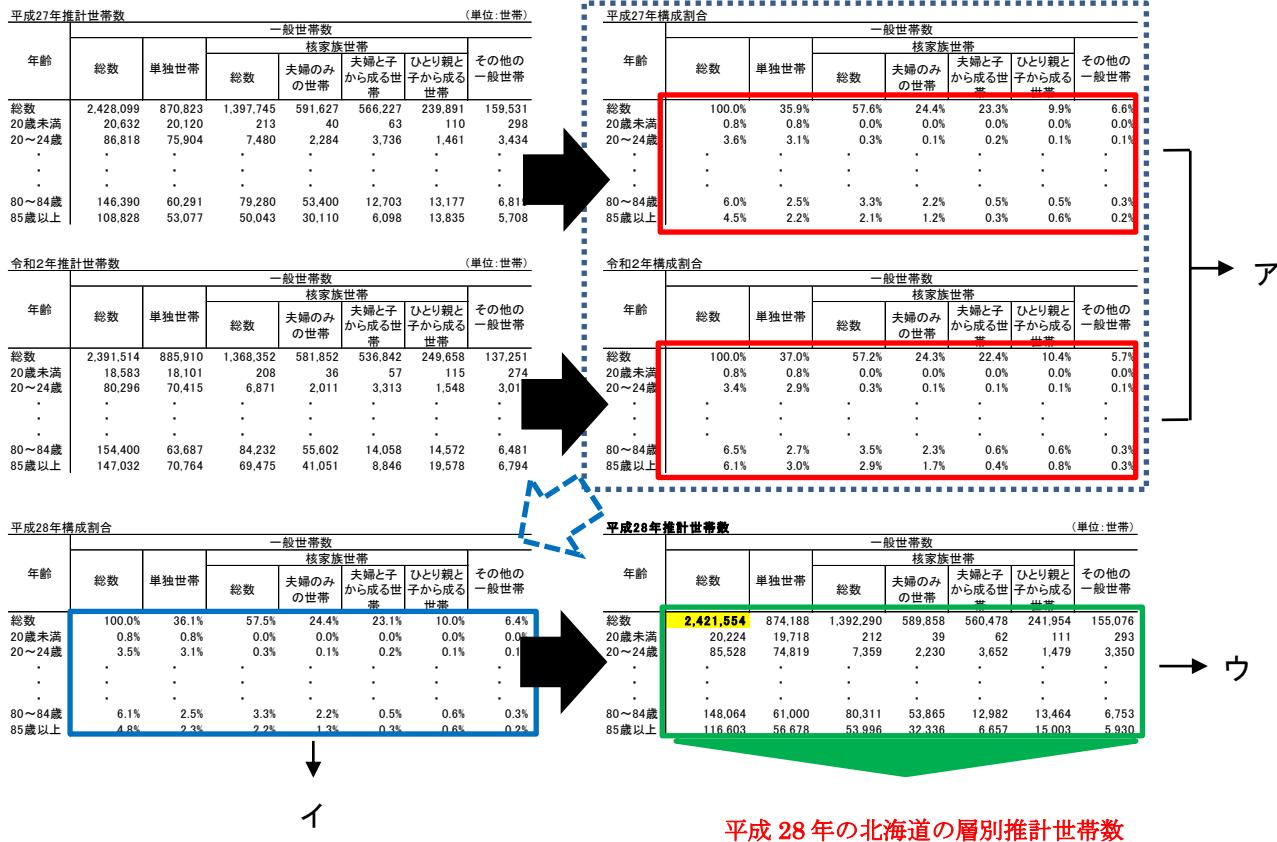
ア

1

४

## 2) 都道府県ごとに層別推計世帯数を算出（平成 28 年の北海道）

- ア 北海道の平成 27 年及び令和 2 年の総数に占める層別構成割合を算出する。
- イ アで算出した平成 27 年の割合に、平成 27 年から令和 2 年の割合変化の 1/5 を加減し、平成 28 年の北海道の層別構成割合を算出する。
- ウ 1)で算出した平成 28 年の北海道の推計世帯数に、2)イで算出した層別構成割合を乗じて層別推計世帯数を算出する。



平成 28 年の北海道の層別推計世帯数

## ② 指定都市別の層別推計世帯数の算出方法

### 1) 都道府県内に占める指定都市の割合を算出（平成 28 年の札幌市）

最新（平成 27 年）の国勢調査結果により、層別に北海道に占める札幌市の世帯数の割合を算出する。

北海道の世帯数(a)						
	総 数	単独世帯	夫婦のみの世帯	夫婦と子供から成る世帯	ひとり親と子から成る世帯	その他の一般世帯
総数	2,438,206	909,106	583,361	553,149	227,308	163,452
20歳未満	19,906	19,407	51	76	110	262
20～24歳	84,712	75,049	2,015	2,837	1,392	3,419
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
80～84歳	143,179	59,823	51,258	12,171	13,307	6,620
85歳以上	105,461	52,001	28,462	5,978	13,725	5,295

→ 最新（平成 27 年）の国勢調査結果

札幌市が占める割合(c)(b/a)						
	総 数	単独世帯	夫婦のみの世帯	夫婦と子供から成る世帯	ひとり親と子から成る世帯	その他の一般世帯
総数	920,415	375,242	194,424	213,793	85,427	50,612
20歳未満	8,638	8,408	16	32	56	126
20～24歳	38,526	34,442	685	834	561	2,004
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
80～84歳	42,369	18,115	14,438	3,835	4,194	1,787
85歳以上	32,250	15,966	8,653	2,009	4,205	1,417

### 2) 指定都市の層別推計世帯数を算出（平成 28 年の札幌市）

①により得られた平成 28 年の北海道の層別推計世帯数に、②1)で算出した札幌市が占める割合を層別に乗じて、平成 28 年の札幌市の層別推計世帯数を算出する。

平成28年の北海道の推計世帯数(d)						
年齢	一般世帯数					
	総数	単独世帯	核家族世帯			その他の一般世帯
			総数	夫婦のみの世帯	夫婦と子から成る世帯	
総数	2,421,554	874,188	1,392,290	589,858	560,478	241,954
20歳未満	20,224	19,718	212	39	62	111
20～24歳	85,528	74,819	7,359	2,230	3,652	1,479
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
80～84歳	148,064	61,000	80,311	53,865	12,982	13,464
85歳以上	116,603	56,678	53,996	32,336	6,657	15,003
						5,930

①により得られた推計世帯数

札幌市が占める割合(c)						
年齢	一般世帯数					
	総数	単独世帯	核家族世帯			その他の一般世帯
			総数	夫婦のみの世帯	夫婦と子から成る世帯	
総数	37.7%	41.3%	·	33.3%	38.7%	37.6%
20歳未満	43.4%	43.3%	·	31.4%	42.1%	50.9%
20～24歳	45.5%	45.9%	·	34.0%	29.4%	40.3%
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
80～84歳	29.6%	30.3%	·	28.2%	31.5%	31.5%
85歳以上	30.6%	30.7%	·	30.4%	33.6%	27.0%

平成28年の札幌市の推計世帯数(d*c)						
年齢	一般世帯数					
	総数	単独世帯	核家族世帯			その他の一般世帯
			総数	夫婦のみの世帯	夫婦と子から成る世帯	
総数	914,129	360,829	·	198,589	216,025	90,931
20歳未満	8,776	8,543	·	12	26	57
20～24歳	38,897	34,337	·	758	1,073	596
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
80～84歳	43,815	18,471	·	15,172	4,091	4,244
85歳以上	35,657	17,402	·	9,831	2,237	4,597
						1,587

②1)で算出した割合

平成 28 年の札幌市の層別推計世帯数

③ 国民生活基礎調査の表章に必要な世帯構造区分等の推計世帯数の算出方法

※「母子・父子世帯」「母子・父子世帯以外の世帯」に分ける例

- 1) ひとり親と子から成る世帯に占める「母子・父子世帯」「母子・父子世帯以外の世帯」及び、他の一般世帯に占める「三世代世帯」「その他の世帯」の割合を算出（平成 28 年の北海道）

最新（平成 27 年）の国勢調査結果により、ひとり親と子から成る世帯に占める「母子・父子世帯」「母子・父子世帯以外の世帯」及び、他の一般世帯に占める「三世代世帯」「その他の世帯」の割合を算出する。

※ 国勢調査では、母子・父子世帯の年齢階級は「55 歳以上」で括られているため、「55~59 歳」「60~64 歳」の 2 区分はまとめた。

	北海道(平成27年国勢調査結果)								(単位:世帯)				
	総数(a)	ひとり親と子から成る世帯				その他の一般世帯				世帯数(g)	割合(h) g / f	世帯数(i)	割合(j) i / f
		母子・父子世帯 世帯数(b)	割合(c) b / a	母子・父子世帯以外の世帯 世帯数(d)	割合(e) d / a	三世代世帯 世帯数(f)	その他世帯 世帯数(f)						
総数	227,308	50,132	22.1%	177,176	77.9%	163,452	78,387	48.0%	85,065	52.0%			
20歳未満	110	38	34.5%	72	65.5%	262	5	1.9%	257	98.1%			
20~24歳	1,392	747	53.7%	645	46.3%	3,419	72	2.1%	3,347	97.9%			
25~29歳	4,502	2,886	64.1%	1,616	35.9%	5,250	482	9.2%	4,768	90.8%			
30~34歳	9,161	6,078	66.3%	3,083	33.7%	5,294	1,454	27.5%	3,840	72.5%			
35~39歳	16,480	10,915	66.2%	5,565	33.8%	6,746	3,221	47.7%	3,525	52.3%			
40~44歳	25,983	14,204	54.7%	11,779	45.3%	9,768	5,554	56.9%	4,214	43.1%			
45~49歳	27,928	9,746	34.9%	18,182	65.1%	11,817	7,150	60.5%	4,667	39.5%			
50~54歳	26,314	4,117	15.6%	22,197	84.4%	16,569	9,719	58.7%	6,850	41.3%			
55~59歳	20,964	1,401	3.5%	39,115	96.5%	21,078	11,106	52.7%	9,972	47.3%			
60~64歳	19,552	-	-	18,449	100.0%	26,108	12,215	46.8%	13,893	53.2%			
65~69歳	18,449	-	-	14,887	100.0%	23,289	10,677	45.8%	12,612	54.2%			
70~74歳	14,887	-	-	14,554	100.0%	12,925	6,399	49.5%	6,526	50.5%			
75~79歳	14,554	-	-	13,307	100.0%	9,012	4,698	52.1%	4,314	47.9%			
80~84歳	13,307	-	-	13,307	100.0%	6,620	3,311	50.0%	3,309	50.0%			
85歳以上	13,725	-	-	13,725	100.0%	5,295	2,324	43.9%	2,971	56.1%			

- 2) ひとり親と子から成る世帯を「母子・父子世帯」「母子・父子世帯以外の世帯」及び、他の一般世帯を「三世代世帯」「その他の世帯」に分類し、推計世帯数を算出（平成 28 年の北海道）

①により得られた平成 28 年の北海道の層別推計世帯数に、③1)で算出した「母子・父子世帯」「母子・父子世帯以外の世帯」「三世代世帯」「その他の世帯」それぞれの割合を乗じて、それぞれの推計世帯数を算出する。

年齢	平成28年の北海道の推計世帯数										
	総数	単独世帯	一般世帯数						その他の一般世帯		
			核家族世帯		ひとり親と子から成る世帯				三世代世帯		その他の世帯
年齢	総数(k)	割合(c) k * c	世帯数(l)	割合(e) k * e	世帯数(m)	割合(f) k * f	世帯数(n)	割合(h) n * h	世帯数(o)	割合(j) n * j	世帯数(p) n * j
総数	2,421,554	874,188	1,392,290	589,858	560,478	241,954	22.1%	53,362	77.9%	188,592	48.0%
20歳未満	20,224	19,718	212	39	62	111	34.5%	38	65.5%	73	1.9%
20~24歳	85,528	74,819	7,359	2,230	3,652	1,479	53.7%	794	46.3%	885	3.5%
25~29歳	104,317	63,870	36,672	11,999	19,041	5,631	64.1%	3,610	35.9%	2,021	2.1%
30~34歳	129,443	51,000	74,641	17,314	45,759	11,569	66.3%	7,675	33.7%	3,893	27.5%
35~39歳	164,918	51,884	106,537	19,019	68,579	18,938	66.2%	12,543	33.8%	6,395	47.7%
40~44歳	199,796	57,127	132,693	21,417	83,271	28,005	54.7%	15,309	45.3%	12,898	56.9%
45~49歳	200,412	57,279	130,725	23,392	76,428	30,905	34.9%	10,785	65.1%	20,120	60.5%
50~54歳	198,459	58,612	124,537	34,053	63,567	26,916	15.6%	4,211	84.4%	22,705	58.7%
55~59歳	196,615	55,067	122,208	49,576	49,153	23,478	3.5%	812	96.5%	22,666	52.7%
60~64歳	223,891	61,470	138,293	73,604	44,505	20,184	3.5%	698	96.5%	19,486	46.8%
65~69歳	244,529	73,873	148,711	92,460	39,128	17,123	-	100.0%	17,123	21,945	45.8%
70~74歳	208,224	66,637	128,621	86,012	27,659	14,950	-	100.0%	14,950	12,966	49.5%
75~79歳	180,530	65,154	106,775	72,542	20,035	14,198	-	100.0%	14,198	8,602	52.1%
80~84歳	148,064	61,000	80,311	53,865	12,982	13,464	-	100.0%	13,464	6,753	50.0%
85歳以上	116,603	56,678	53,996	32,336	6,657	15,003	-	100.0%	15,003	5,930	43.9%

↓

③1) で算出した割合

#### ④ 世帯主の年齢階級「不詳」の推計世帯数の算出方法

世帯主の年齢階級「不詳」の推計世帯数を算出するのは困難であるため、代わりに世帯主の年齢階級「不詳」の拡大乗数を算出する。

世帯主の年齢階級「不詳」は各年齢階級から平均的に出現しているものと仮定し、下図のとおりその拡大乗数は平均値である「計」の拡大乗数を用いる。

図表 3-12 層別にみた拡大乗数のイメージ

		世帯構造							
		単独（男）	単独（女）	夫婦のみ	夫婦と未婚の子	ひとり親と未婚の子	三世代	その他	
世帯主年齢階級	計	643.136	550.356	452.052	524.926	716.168	834.797	623.555	292.305
	19歳以下	764.707	715.144	-	-	-	-	-	-
	20～24歳	1,064.192	874.000	414.699	835.271	-	275.785	-	333.802
	25～29歳	872.870	627.511	660.862	651.670	906.686	856.976	498.456	558.209
	30～34歳	527.593	1,198.643	470.249	649.682	765.686	-	597.194	-
	35～39歳	989.353	541.678	343.079	526.560	606.216	1,266.568	1,088.840	351.575
	40～44歳	701.719	716.700	557.698	531.636	682.969	1,960.627	539.532	146.621
	45～49歳	815.009	621.218	291.155	577.346	473.686	1,441.572	573.786	141.151
	50～54歳	619.653	684.015	558.248	478.704	1,097.522	736.018	627.615	405.370
	55～59歳	699.500	761.686	440.126	540.845	-	977.951	621.398	344.348
	60～64歳	497.565	529.184	494.708	444.796	-	854.787	463.806	363.507
	65～69歳	490.247	506.267	443.343	412.095	-	452.783	600.284	287.885
	70～74歳	495.624	508.079	457.092	438.837	-	658.741	752.918	225.429
	75～79歳	456.042	427.231	439.256	661.316	-	820.511	602.258	229.685
	80～84歳	474.486	468.694	449.442	426.445	-	1,043.046	1,104.842	415.720
	85歳以上	389.477	454.260	444.946	647.329	-	622.729	1,725.188	155.853
	不詳	643.136	550.356	452.052	524.926	716.168	834.797	623.555	292.305

「計」と同じ拡大乗数

## (2) 現行推計方法

### ○大規模調査 ※世帯票及び健康票共通 推計方法

下記の計算により県・都市別の拡大乗数を算出する。

拡大乗数を調査結果から得られた県・都市別世帯数・世帯人員の実数に乘ずる。

全国値は県・都市の総計である。

$$\frac{6月1日推計人口}{世帯票から得られた総世帯人員} = 拡大乗数$$

### ○簡易調査 ※世帯票のみ 推計方法

下記の計算により拡大乗数を算出する。

拡大乗数を調査結果から得られた世帯数・世帯人員の実数に乘ずる。

$$\frac{6月1日推計人口}{世帯票から得られた総世帯人員} = 拡大乗数$$

### ○大規模調査 ※所得票及び貯蓄票共通 推計方法

下記の計算により県・都市別の拡大乗数を算出する。

拡大乗数を調査結果から得られた県・都市別世帯数・世帯人員・所得金額の実数に乘ずる。

全国値は県・都市の総計である。

$$\frac{\text{国勢調査地区数（後置番号1)}}{\text{世帯票実施地区数（後置番号1)}} \times \frac{\text{世帯票実施地区から設定された単位区数}}{\text{所得票実施単位区数}} = 拡大乗数$$

※国勢調査地区数は抽出時に使用した年次の地区数である。

### ○簡易調査 ※所得票のみ 推計方法

拡大乗数を用いた推計は行っていない。

### ○大規模調査 ※介護票 推計方法

下記の計算により県・都市別の拡大乗数を算出する。

拡大乗数を調査結果から得られた県・都市別世帯数・世帯人員の実数に乘ずる。

全国値は県・都市の総計である。

$$\frac{6月1日推計人口}{世帯票から得られた総世帯人員} \times \frac{\text{世帯票の介護認定者数}}{\text{介護票の認定者数}} = 拡大乗数$$

### (3) 現行推計及び新推計にかかる式

大規模調査の現行推計、新推計①、新推計②及び新推計③の式は以下のとおりである。  
簡易調査は  $k = \text{全国}$  のみとすればよい。

#### ① 記号の定義

$k$  : 県・都市

$j$  : 調査地区（世帯票・健康票・介護票）又は単位区（所得票・貯蓄票）

$l$  : 層

##### ①-1 他統計のデータ

$P_k$  : 県・都市  $k$  の 6 月 1 日推計人口

$Q_{kl}$  : 県・都市  $k$ 、層  $l$  の推計世帯数

##### ①-2 世帯票・健康票データ

$X_{kjl}^{(H)}$  : 県・都市  $k$ 、調査地区  $j$ 、層  $l$  のある属性をもつ世帯（員）数

$Y_{kjl}^{(H)}$  : 県・都市  $k$ 、調査地区  $j$ 、層  $l$  の世帯票有効回答世帯数

$W_{kjl}^{(H)}$  : 県・都市  $k$ 、調査地区  $j$ 、層  $l$  の世帯票総世帯員数

$V_{kjl}^{(H)}$  : 県・都市  $k$ 、調査地区  $j$ 、層  $l$  の「要介護者及び要支援者」数

##### ①-3 所得票・貯蓄票データ

$N_k$  : 県・都市  $k$  の国勢調査地区数（後置番号 1）

$n_k$  : 県・都市  $k$  の世帯票調査地区数（後置番号 1）

$M_k$  : 県・都市  $k$  の  $n_k$  個の調査地区から設定された単位区数

$m_k$  : 県・都市  $k$  の調査単位区数

$X_{kjl}^{(I)}$  : 県・都市  $k$ 、単位区  $j$ 、層  $l$  のある属性をもつ世帯の総所得、貯蓄等

$Y_{kjl}^{(I)}$  : 県・都市  $k$ 、単位区  $j$ 、層  $l$  のある属性をもつ所得票有効回答世帯数

$W_{kjl}^{(I)}$  : 県・都市  $k$ 、単位区  $j$ 、層  $l$  の所得票総世帯員数

##### ①-4 介護票データ

$X_{kjl}^{(C)}$  : 県・単位区  $k$ 、調査地区  $j$ 、層  $l$  のある属性をもつ世帯（員）数

$Y_{kjl}^{(C)}$  : 県・単位区  $k$ 、調査地区  $j$ 、層  $l$  の介護票調査対象者のいる有効回答世帯数

$V_{kjl}^{(C)}$  : 県・単位区  $k$ 、調査地区  $j$ 、層  $l$  の介護票介護認定者数

#### ② 世帯票・健康票

##### ②-1 現行推計

$\hat{T}_k$  : 現行推計による県・都市  $k$  の推計値

$$\hat{T}_k = \frac{P_k}{\sum_j \sum_l W_{kjl}^{(H)}} \sum_j \sum_l X_{kjl}^{(H)}$$

②-2 新推計①及び新推計②

$E_{kl}^{(H)}$  : 県・都市 $k$ 、層 $l$ の新推計①及び新推計②における調整係数

$$E_{kl}^{(H)} = \frac{Q_{kl}}{\sum_j Y_{kjl}^{(H)}}$$

$F_k^{(H)}$  : 県・都市 $k$ の新推計①及び新推計②における修正拡大乗数

$$F_k^{(H)} = \frac{P_k}{\sum_j \sum_l E_{kl}^{(H)} W_{kjl}^{(H)}} = \frac{P_k}{\sum_j \sum_l \frac{Q_{kl}}{\sum_j Y_{kjl}^{(H)}} W_{kjl}^{(H)}}$$

$\tilde{T}_k$  : 新推計①又は新推計②による県・都市 $k$ の推計値

$$\tilde{T}_k = \sum_j \sum_l E_{kl}^{(H)} F_k^{(H)} X_{kjl}^{(H)} = \sum_j \sum_l \left( \frac{Q_{kl}}{\sum_j Y_{kjl}^{(H)}} \frac{P_k}{\sum_j \sum_l \frac{Q_{kl}}{\sum_j Y_{kjl}^{(H)}} W_{kjl}^{(H)}} X_{kjl}^{(H)} \right)$$

③ 所得票・貯蓄票

③-1 現行推計

$\hat{R}$  : 現行推計による推計値 (ある属性をもつ世帯の平均所得、貯蓄等)

$$\hat{R} = \frac{\sum_k \left( \frac{N_k M_k}{n_k m_k} \sum_j \sum_l X_{kjl}^{(I)} \right)}{\sum_k \left( \frac{N_k M_k}{n_k m_k} \sum_j \sum_l Y_{kjl}^{(I)} \right)}$$

③-2 新推計①及び新推計②

$E_{kl}^{(I)}$  : 県・都市 $k$ 、層 $l$ の新推計①及び新推計②における調整係数

$$E_{kl}^{(I)} = \frac{Q_{kl}}{\sum_j Y_{kjl}^{(I)}}$$

$F_k^{(I)}$  : 県・都市 $k$ の新推計①及び新推計②における修正拡大乗数

$$F_k^{(I)} = \frac{P_k}{\sum_j \sum_l E_{kl}^{(I)} W_{kjl}^{(I)}} = \frac{P_k}{\sum_j \sum_l \frac{Q_{kl}}{\sum_j Y_{kjl}^{(I)}} W_{kjl}^{(I)}}$$

$\tilde{R}$  : 新推計①又は新推計②による推計値 (ある属性をもつ世帯の平均所得、貯蓄等)

$$\tilde{R} = \frac{\sum_k \sum_j \sum_l E_{kl}^{(I)} F_k^{(I)} X_{kjl}^{(I)}}{\sum_k \sum_j \sum_l E_{kl}^{(I)} F_k^{(I)} Y_{kjl}^{(I)}} = \frac{\sum_k \sum_j \sum_l \left( \frac{Q_{kl}}{\sum_j Y_{kjl}^{(I)}} \frac{P_k}{\sum_j \sum_l \frac{Q_{kl}}{\sum_j Y_{kjl}^{(I)}} W_{kjl}^{(I)}} X_{kjl}^{(I)} \right)}{\sum_k \sum_j \sum_l \left( \frac{Q_{kl}}{\sum_j Y_{kjl}^{(I)}} \frac{P_k}{\sum_j \sum_l \frac{Q_{kl}}{\sum_j Y_{kjl}^{(I)}} W_{kjl}^{(I)}} Y_{kjl}^{(I)} \right)}$$

③-3 新推計③

$E_{kl}^{(HI)}$  : 県・都市 $k$ 、層 $l$ の新推計③における調整係数

$$E_{kl}^{(HI)} = \frac{Q_{kl}}{\sum_j Y_{kjl}^{(H)}} \frac{\sum_j \sum_l Y_{kjl}^{(H)}}{\sum_j \sum_l Y_{kjl}^{(I)}}$$

$F_k^{(HI)}$  : 県・都市 $k$ の新推計③における修正拡大乗数

$$F_k^{(HI)} = \frac{P_k}{\sum_j \sum_l E_{kl}^{(HI)} W_{kjl}^{(I)}} = \frac{P_k}{\sum_j \sum_l \frac{Q_{kl}}{\sum_j Y_{kjl}^{(H)}} \frac{\sum_j \sum_l Y_{kjl}^{(H)}}{\sum_j \sum_l Y_{kjl}^{(I)}} W_{kjl}^{(I)}}$$

$\check{R}$  : 新推計③による推計値 (ある属性をもつ世帯の平均所得、貯蓄等)

$$\begin{aligned} \check{R} &= \frac{\sum_k \sum_j \sum_l E_{kl}^{(HI)} F_k^{(HI)} X_{kjl}^{(I)}}{\sum_k \sum_j \sum_l E_{kl}^{(HI)} F_k^{(HI)} Y_{kjl}^{(I)}} \\ &= \frac{\sum_k \sum_j \sum_l \left( \frac{Q_{kl}}{\sum_j Y_{kjl}^{(H)}} \frac{\sum_j \sum_l Y_{kjl}^{(H)}}{\sum_j \sum_l Y_{kjl}^{(I)}} \frac{P_k}{\sum_j \sum_l \frac{Q_{kl}}{\sum_j Y_{kjl}^{(H)}} \frac{\sum_j \sum_l Y_{kjl}^{(H)}}{\sum_j \sum_l Y_{kjl}^{(I)}} W_{kjl}^{(I)}} X_{kjl}^{(I)} \right)}{\sum_k \sum_j \sum_l \left( \frac{Q_{kl}}{\sum_j Y_{kjl}^{(H)}} \frac{\sum_j \sum_l Y_{kjl}^{(H)}}{\sum_j \sum_l Y_{kjl}^{(I)}} \frac{P_k}{\sum_j \sum_l \frac{Q_{kl}}{\sum_j Y_{kjl}^{(H)}} \frac{\sum_j \sum_l Y_{kjl}^{(H)}}{\sum_j \sum_l Y_{kjl}^{(I)}} W_{kjl}^{(I)}} Y_{kjl}^{(I)} \right)} \\ &= \frac{\sum_k \sum_j \sum_l \left( \frac{Q_{kl}}{\sum_j Y_{kjl}^{(H)}} \frac{P_k}{\sum_j \sum_l \frac{Q_{kl}}{\sum_j Y_{kjl}^{(H)}} W_{kjl}^{(I)}} X_{kjl}^{(I)} \right)}{\sum_k \sum_j \sum_l \left( \frac{Q_{kl}}{\sum_j Y_{kjl}^{(H)}} \frac{P_k}{\sum_j \sum_l \frac{Q_{kl}}{\sum_j Y_{kjl}^{(H)}} W_{kjl}^{(I)}} Y_{kjl}^{(I)} \right)} = \frac{\sum_k \sum_j \sum_l \left( E_{kl}^{(H)} \frac{P_k}{\sum_j \sum_l E_{kl}^{(H)} W_{kjl}^{(I)}} X_{kjl}^{(I)} \right)}{\sum_k \sum_j \sum_l \left( E_{kl}^{(H)} \frac{P_k}{\sum_j \sum_l E_{kl}^{(H)} W_{kjl}^{(I)}} Y_{kjl}^{(I)} \right)} \end{aligned}$$

④ 介護票

④-1 現行推計

$\hat{U}$  : 現行推計による推計値 (介護保険法の要介護者及び要支援者のいる世帯のうち、ある属性をもつ個人・世帯の割合)

$$(\text{個人}) \hat{U} = \frac{\sum_k \left( \frac{P_k}{\sum_j \sum_l W_{kjl}^{(H)}} \frac{\sum_j \sum_l V_{kjl}^{(H)}}{\sum_j \sum_l V_{kjl}^{(C)}} \sum_j \sum_l X_{kjl}^{(C)} \right)}{\sum_k \left( \frac{P_k}{\sum_j \sum_l W_{kjl}^{(H)}} \sum_j \sum_l V_{kjl}^{(H)} \right)}$$

$$(\text{世帯})\widehat{U} = \frac{\sum_k \left( \frac{P_k}{\sum_j \sum_l W_{kjl}^{(H)}} \frac{\sum_j \sum_l V_{kjl}^{(H)}}{\sum_j \sum_l V_{kjl}^{(C)}} \sum_j \sum_l X_{kjl}^{(C)} \right)}{\sum_k \left( \frac{P_k}{\sum_j \sum_l W_{kjl}^{(H)}} \frac{\sum_j \sum_l V_{kjl}^{(H)}}{\sum_j \sum_l V_{kjl}^{(C)}} \sum_j \sum_l Y_{kjl}^{(C)} \right)}$$

#### ④-2 新推計①及び新推計②

$E_{kl}^{(C)}$  : 県・都市 $k$ 、層 $l$ の新推計①及び新推計②における調整係数

$$E_{kl}^{(C)} = E_{kl}^{(H)} = \frac{Q_{kl}}{\sum_j Y_{kjl}^{(H)}}$$

$F_k^{(C)}$  : 県・都市 $k$ の新推計①及び新推計②における修正拡大乗数

$$F_k^{(C)} = \frac{P_k}{\sum_j \sum_l E_{kl}^{(C)} W_{kjl}^{(H)}} \frac{\sum_j \sum_l V_{kjl}^{(H)}}{\sum_j \sum_l V_{kjl}^{(C)}} = \frac{P_k}{\sum_j \sum_l \frac{Q_{kl}}{\sum_j Y_{kjl}^{(H)}} W_{kjl}^{(H)}} \frac{\sum_j \sum_l V_{kjl}^{(H)}}{\sum_j \sum_l V_{kjl}^{(C)}}$$

$\widetilde{U}$  : 新推計①又は新推計②による推計値（介護保険法の要介護者及び要支援者のいる世帯のうち、ある属性をもつ個人・世帯の割合）

$$(\text{個人})\widetilde{U} = \frac{\sum_k \sum_j \sum_l E_{kl}^{(H)} F_k^{(C)} X_{kjl}^{(C)}}{\sum_k \sum_j \sum_l E_{kl}^{(H)} F_k^{(H)} V_{kjl}^{(H)}}$$

$$= \frac{\sum_k \sum_j \sum_l \left( \frac{Q_{kl}}{\sum_j Y_{kjl}^{(H)}} \frac{P_k}{\sum_j \sum_l \frac{Q_{kl}}{\sum_j Y_{kjl}^{(H)}} W_{kjl}^{(H)}} \frac{\sum_j \sum_l V_{kjl}^{(H)}}{\sum_j \sum_l V_{kjl}^{(C)}} X_{kjl}^{(C)} \right)}{\sum_k \sum_j \sum_l \left( \frac{Q_{kl}}{\sum_j Y_{kjl}^{(H)}} \frac{P_k}{\sum_j \sum_l \frac{Q_{kl}}{\sum_j Y_{kjl}^{(H)}} W_{kjl}^{(H)}} V_{kjl}^{(H)} \right)}$$

$$(\text{世帯})\widetilde{U} = \frac{\sum_k \sum_j \sum_l E_{kl}^{(H)} F_k^{(C)} X_{kjl}^{(C)}}{\sum_k \sum_j \sum_l E_{kl}^{(H)} F_k^{(C)} Y_{kjl}^{(C)}}$$

$$= \frac{\sum_k \sum_j \sum_l \left( \frac{Q_{kl}}{\sum_j Y_{kjl}^{(H)}} \frac{P_k}{\sum_j \sum_l \frac{Q_{kl}}{\sum_j Y_{kjl}^{(H)}} W_{kjl}^{(H)}} \frac{\sum_j \sum_l V_{kjl}^{(H)}}{\sum_j \sum_l V_{kjl}^{(C)}} X_{kjl}^{(C)} \right)}{\sum_k \sum_j \sum_l \left( \frac{Q_{kl}}{\sum_j Y_{kjl}^{(H)}} \frac{P_k}{\sum_j \sum_l \frac{Q_{kl}}{\sum_j Y_{kjl}^{(H)}} W_{kjl}^{(H)}} \frac{\sum_j \sum_l V_{kjl}^{(H)}}{\sum_j \sum_l V_{kjl}^{(C)}} Y_{kjl}^{(C)} \right)}$$

## (4) 新推計による再集計結果詳細

### ① 新推計①

#### ○ 世帯票の再集計結果

##### 1) 世帯構造別及び世帯類型別にみた世帯数、平均世帯人員数の年次推移

- 平成 22 年の世帯構造別及び世帯類型別世帯数をみると、「三世代世帯」及び「父子世帯」以外の各区分で現行よりも新推計①の方が国勢調査に近い結果となっている。また、平均世帯人員数も同様に新推計①の方が国勢調査に近い結果となっている。
- 平成 27 年の世帯構造別及び世帯類型別世帯数をみると、「三世代世帯」、「母子世帯」及び「父子世帯」以外の各区分で現行よりも新推計①の方が国勢調査に近い結果となっている。また、平均世帯人員数も同様に新推計①の方が国勢調査に近い結果となっている。
- いずれの年次においても、「父子世帯」の推計数が国勢調査に比べて倍近い過大推計となっている。ただし、出現度合は低いため構成割合でみると 0.1 ポイント程度の差である。

**図表 3-13 世帯構造別及び世帯類型別にみた世帯数、平均世帯人員数の年次推移**

※ 現行と新推計①を比べ、国勢調査に近い方に黄色のマーカーを付いている。

	総 数	世 帯 構 造						世 帯 類 型				平 均 世 帯 人 員 (人)
		単独世帯	夫婦のみの世帯	夫婦と未婚の子のみの世帯	ひとり親と未婚の子のみの世帯	三世代世帯	その他の世帯	高齢者世帯	母子世帯	父子世帯	その他の世帯	
昭和 61 年	37 544	6 826	5 401	15 525	1 908	5 757	2 127	2 362	600	115	34 468	3.22
平成 元	39 417	7 866	6 322	15 478	1 985	5 599	2 166	3 057	554	100	35 707	3.10
4	41 210	8 974	7 071	15 247	1 998	5 390	2 529	3 688	480	86	36 957	2.99
7	40 770	9 213	7 488	14 398	2 112	5 082	2 478	4 390	483	84	35 812	2.91
10	44 496	10 627	8 781	14 951	2 364	5 125	2 648	5 614	502	78	38 302	2.81
13	45 664	11 017	9 403	14 872	2 618	4 844	2 909	6 654	587	80	38 343	2.75
16	46 323	10 817	10 161	15 125	2 774	4 512	2 934	7 874	627	90	37 732	2.72
19	48 023	11 983	10 636	15 015	3 006	4 045	3 337	9 009	717	100	38 197	2.63
22 現 行	48 638	12 386	10 994	14 922	3 180	3 835	3 320	10 207	708	77	37 646	2.59
新推計①	51 149	16 017	10 273	14 279	4 546	4 075	1 959	9 331	797	152	40 868	2.46
国勢調査	51 842	16 785	10 244	14 440	4 523	3 658	2 193	9 415	756	89	41 582	2.42
25	50 112	13 285	11 644	14 899	3 621	3 329	3 334	11 614	821	91	37 586	2.51
27 現 行	50 361	13 517	11 872	14 820	3 624	3 264	3 265	12 714	793	78	36 777	2.49
新推計①	53 226	17 762	10 931	14 354	5 002	3 298	1 879	11 528	812	166	40 721	2.35
国勢調査	53 332	18 418	10 718	14 288	4 748	3 023	2 136	11 601	755	84	40 892	2.33
28	49 945	13 434	11 850	14 744	3 640	2 947	3 330	13 271	712	91	35 871	2.47
29	50 425	13 613	12 096	14 891	3 645	2 910	3 270	13 223	767	97	36 338	2.47
30	50 991	14 125	12 270	14 851	3 683	2 720	3 342	14 063	662	82	36 184	2.44
		構 成 割 合						(単位 : %)				
昭和 61 年	100.0	18.2	14.4	41.4	5.1	15.3	5.7	6.3	1.6	0.3	91.8	.
平成 元	100.0	20.0	16.0	39.3	5.0	14.2	5.5	7.8	1.4	0.3	90.6	.
4	100.0	21.8	17.2	37.0	4.8	13.1	6.1	8.9	1.2	0.2	89.7	.
7	100.0	22.6	18.4	35.3	5.2	12.5	6.1	10.8	1.2	0.2	87.8	.
10	100.0	23.9	19.7	33.6	5.3	11.5	6.0	12.6	1.1	0.2	86.1	.
13	100.0	24.1	20.6	32.6	5.7	10.6	6.4	14.6	1.3	0.2	84.0	.
16	100.0	23.4	21.9	32.7	6.0	9.7	6.3	17.0	1.4	0.2	81.5	.
19	100.0	25.0	22.1	31.3	6.3	8.4	6.9	18.8	1.5	0.2	79.5	.
22 現 行	100.0	25.5	22.6	30.7	6.5	7.9	6.8	21.0	1.5	0.2	77.4	.
新推計①	100.0	31.3	20.1	27.9	8.9	8.0	3.8	18.2	1.6	0.3	79.9	.
国勢調査	100.0	32.4	19.8	27.9	8.7	7.1	4.2	18.2	1.5	0.2	80.2	.
25	100.0	26.5	23.2	29.7	7.2	6.6	6.7	23.2	1.6	0.2	75.0	.
27 現 行	100.0	26.8	23.6	29.4	7.2	6.5	6.5	25.2	1.6	0.2	73.0	.
新推計①	100.0	33.4	20.5	27.0	9.4	6.2	3.5	21.7	1.5	0.3	76.5	.
国勢調査	100.0	34.5	20.1	26.8	8.9	5.7	4.0	21.8	1.4	0.2	76.7	.
28	100.0	26.9	23.7	29.5	7.3	5.9	6.7	26.6	1.4	0.2	71.8	.
29	100.0	27.0	24.0	29.5	7.2	5.8	6.5	26.2	1.5	0.2	72.1	.
30	100.0	27.7	24.1	29.1	7.2	5.3	6.6	27.6	1.3	0.2	71.0	.

注：1) 端数処理（四捨五入）の関係で、総数が一致しないことがある。

2) 平成 7 年の数値は、兵庫県を除いたものである。

3) 平成 28 年の数値は、熊本県を除いたものである。

## 2) 世帯構造別にみた 65 歳以上の者のいる世帯数の年次推移

- 平成 22 年及び 27 年の世帯構造別に 65 歳以上の者のいる世帯数をみると、「三世代世帯」以外の各区分で現行よりも新推計①の方が国勢調査に近い結果となっている。

**図表 3-14 世帯構造別にみた 65 歳以上の者のいる世帯数の年次推移**

※ 現行と新推計①を比べ、国勢調査に近い方に黄色のマーカーを付けている。

	65 歳以上 の 者いる世帯	全世帯に 占める割合 (%)	単独世帯	夫婦のみの 世帯	親と未婚の 子のみの世帯	三世代世帯	その他の 世帯	(再掲) 65 歳以上 の 者のみの世帯	
昭和 61 年	9 769	(26.0)	1 281	1 782	1 086	4 375	1 245	2 339	
平成元	10 774	(27.3)	1 592	2 257	1 260	4 385	1 280	3 035	
4	11 884	(28.8)	1 865	2 706	1 439	4 348	1 527	3 666	
7	12 695	(31.1)	2 199	3 075	1 636	4 232	1 553	4 370	
10	14 822	(33.3)	2 724	3 956	2 025	4 401	1 715	5 597	
13	16 367	(35.8)	3 179	4 545	2 563	4 179	1 902	6 636	
16	17 864	(38.6)	3 730	5 252	2 931	3 919	2 031	7 855	
19	19 263	(40.1)	4 326	5 732	3 418	3 528	2 260	8 986	
22	現行	20 705	(42.6)	5 018	6 190	3 836	3 348	2 313	10 188
	新推計①	19 624	(38.4)	4 743	5 560	4 467	3 569	1 285	9 319
	国勢調査	19 338	(37.3)	4 791	5 525	4 486	3 175	1 361	9 415
25		22 420	(44.7)	5 730	6 974	4 442	2 953	2 321	11 594
27	現行	23 724	(47.1)	6 243	7 469	4 704	2 906	2 402	12 688
	新推計①	22 137	(41.6)	6 035	6 417	5 422	2 961	1 302	11 510
	国勢調査	21 713	(40.7)	5 928	6 420	5 320	2 701	1 344	11 601
28		24 165	(48.4)	6 559	7 526	5 007	2 668	2 405	13 252
29		23 787	(47.2)	6 274	7 731	4 734	2 621	2 427	13 197
30		24 927	(48.9)	6 830	8 045	5 122	2 493	2 437	14 041
			構成割合			(単位 : %)			
昭和 61 年		100.0	.	13.1	18.2	11.1	44.8	12.7	23.9
平成元		100.0	.	14.8	20.9	11.7	40.7	11.9	28.2
4		100.0	.	15.7	22.8	12.1	36.6	12.8	30.8
7		100.0	.	17.3	24.2	12.9	33.3	12.2	34.4
10		100.0	.	18.4	26.7	13.7	29.7	11.6	37.8
13		100.0	.	19.4	27.8	15.7	25.5	11.6	40.5
16		100.0	.	20.9	29.4	16.4	21.9	11.4	44.0
19		100.0	.	22.5	29.8	17.7	18.3	11.7	46.6
22	現行	100.0	.	24.2	29.9	18.5	16.2	11.2	49.2
	新推計①	100.0	.	24.2	28.3	22.8	18.2	6.5	47.5
	国勢調査	100.0	.	24.8	28.6	23.2	16.4	7.0	48.7
25		100.0	.	25.6	31.1	19.8	13.2	10.4	51.7
27	現行	100.0	.	26.3	31.5	19.8	12.2	10.1	53.5
	新推計①	100.0	.	27.3	29.0	24.5	13.4	5.9	52.0
	国勢調査	100.0	.	27.3	29.6	24.5	12.4	6.2	53.4
28		100.0	.	27.1	31.1	20.7	11.0	10.0	54.8
29		100.0	.	26.4	32.5	19.9	11.0	10.2	55.5
30		100.0	.	27.4	32.3	20.5	10.0	9.8	56.3

注 : 1) 端数処理（四捨五入）の関係で、総数が一致しないことがある。

2) 平成 7 年の数値は、兵庫県を除いたものである。

3) 平成 28 年の数値は、熊本県を除いたものである。

4) 「親と未婚の子のみの世帯」とは、「夫婦と未婚の子のみの世帯」及び「ひとり親と未婚の子のみの世帯」をいう。

### 3) 世帯構造別にみた高齢者世帯数の年次推移

- 平成22年及び27年の世帯構造別に高齢者世帯数をみると、「その他の世帯」以外の各区分で現行よりも新推計①の方が国勢調査に近い結果となっている。

**図表 3-15 世帯構造別にみた高齢者世帯数の年次推移**

※ 現行と新推計①を比べ、国勢調査に近い方に黄色のマーカーを付けている。

	高齢者世帯	単独世帯	男の単独世帯	女の単独世帯	夫婦のみの世帯	その他の世帯
			推 計 数	(単位:千世帯)		
昭和 61 年	2 362	1 281	246	1 035	1 001	80
平成 元	3 057	1 592	307	1 285	1 377	88
4	3 688	1 865	348	1 517	1 704	119
7	4 390	2 199	449	1 751	2 050	141
10	5 614	2 724	555	2 169	2 712	178
13	6 654	3 179	728	2 451	3 257	218
16	7 874	3 730	906	2 824	3 899	245
19	9 009	4 326	1 174	3 153	4 390	292
22	現行	10 207	5 018	1 420	3 598	4 876
	新推計①	9 331	4 743	1 411	3 332	4 391
	国勢調査	9 415	4 791	1 386	3 405	4 339
						285
25		11 614	5 730	1 659	4 071	5 513
27	現行	12 714	6 243	1 951	4 292	5 998
	新推計①	11 528	6 035	1 898	4 138	5 170
	国勢調査	11 601	5 928	1 924	4 003	5 248
						425
28		13 271	6 559	2 095	4 464	6 196
29		13 223	6 274	2 046	4 228	6 435
30		14 063	6 830	2 226	4 604	6 648
						585
昭和 61 年	100.0	54.2	10.4	43.8	42.4	3.4
平成 元	100.0	52.1	10.0	42.0	45.0	2.9
4	100.0	50.6	9.4	41.1	46.2	3.2
7	100.0	50.1	10.2	39.9	46.7	3.2
10	100.0	48.5	9.9	38.6	48.3	3.2
13	100.0	47.8	10.9	36.8	49.0	3.3
16	100.0	47.4	11.5	35.9	49.5	3.1
19	100.0	48.0	13.0	35.0	48.7	3.2
22	現行	100.0	49.2	13.9	35.3	47.8
	新推計①	100.0	50.8	15.1	35.7	47.1
	国勢調査	100.0	50.9	14.7	36.2	46.1
						3.0
25		100.0	49.3	14.3	35.1	47.5
27	現行	100.0	49.1	15.3	33.8	47.2
	新推計①	100.0	52.4	16.5	35.9	44.8
	国勢調査	100.0	51.1	16.6	34.5	45.2
						3.7
28		100.0	49.4	15.8	33.6	46.7
29		100.0	47.4	15.5	32.0	48.7
30		100.0	48.6	15.8	32.7	47.3
						4.2

注 : 1) 端数処理(四捨五入)の関係で、総数が一致しないことがある。

2) 平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。

3) 平成28年の数値は、熊本県を除いたものである。

4) 「その他の世帯」には、「夫婦と未婚の子のみの世帯」「ひとり親と未婚の子のみの世帯」「三世代世帯」を含む。

#### 4) 児童数別及び世帯構造別にみた児童のいる世帯数、平均児童数の年次推移

- 平成 22 年及び 27 年の世帯構造別に児童のいる世帯数をみると、「夫婦と未婚の子のみの世帯」及び「ひとり親と未婚の子のみの世帯」は現行よりも新推計①の方が国勢調査に近い結果となっている。

**図表 3-16 児童数別及び世帯構造別にみた児童のいる世帯数、平均児童数の年次推移**

※ 現行と新推計①を比べ、国勢調査に近い方に黄色のマーカーを付けている。

	児童のいる世帯	全世帯に占める割合(%)	児童数			世帯構造					児童のいる世帯の平均児童数
			1人	2人	3人以上	核家族世帯	夫婦と未婚の子のみの世帯	ひとり親と未婚の子のみの世帯	三世代世帯	その他の世帯	
推計数 (単位:千世帯)											
昭和 61 年	17 364	(46.2)	6 107	8 381	2 877	12 080	11 359	722	4 688	596	(人) 1.83
平成元	16 426	(41.7)	6 119	7 612	2 695	11 419	10 742	677	4 415	592	1.81
4	15 009	(36.4)	5 772	6 697	2 540	10 371	9 800	571	4 087	551	1.80
7	13 586	(33.3)	5 495	5 854	2 237	9 419	8 840	580	3 658	509	1.78
10	13 453	(30.2)	5 588	5 679	2 185	9 420	8 820	600	3 548	485	1.77
13	13 156	(28.8)	5 581	5 594	1 981	9 368	8 701	667	3 255	534	1.75
16	12 916	(27.9)	5 510	5 667	1 739	9 589	8 851	738	2 902	425	1.73
19	12 499	(26.0)	5 544	5 284	1 671	9 489	8 645	844	2 498	511	1.71
22 現行	12 324	(25.3)	5 514	5 181	1 628	9 483	8 669	813	2 320	521	1.70
新推計①	12 126	(23.7)	5 432	5 085	1 609	9 338	8 285	1 053	2 511	277	1.70
国勢調査	11 990	(23.1)	...	...	...	9 580	8 327	1 253	2 410	...	...
25	12 085	(24.1)	5 457	5 048	1 580	9 618	8 707	912	1 965	503	1.70
27 現行	11 817	(23.5)	5 487	4 779	1 551	9 556	8 691	865	1 893	367	1.69
新推計①	11 663	(21.9)	5 430	4 691	1 542	9 482	8 443	1 039	1 961	220	1.69
国勢調査	11 472	(21.5)	...	...	...	9 521	8 311	1 210	1 951	...	...
構成割合 (単位: %)											
昭和 61 年	100.0	.	35.2	48.3	16.6	69.6	65.4	4.2	27.0	3.4	.
平成元	100.0	.	37.2	46.3	16.4	69.5	65.4	4.1	26.9	3.6	.
4	100.0	.	38.5	44.6	16.9	69.1	65.3	3.8	27.2	3.7	.
7	100.0	.	40.4	43.1	16.5	69.3	65.1	4.3	26.9	3.7	.
10	100.0	.	41.5	42.2	16.2	70.0	65.6	4.5	26.4	3.6	.
13	100.0	.	42.4	42.5	15.1	71.2	66.1	5.1	24.7	4.1	.
16	100.0	.	42.7	43.9	13.5	74.2	68.5	5.7	22.5	3.3	.
19	100.0	.	44.4	42.3	13.4	75.9	69.2	6.8	20.0	4.1	.
22 現行	100.0	.	44.7	42.0	13.2	76.9	70.3	6.6	18.8	4.2	.
新推計①	100.0	.	44.8	41.9	13.3	77.0	68.3	8.7	20.7	2.3	.
国勢調査	100.0	.	...	...	...	79.9	69.4	10.5	20.1	...	...
25	100.0	.	45.2	41.8	13.1	79.6	72.0	7.5	16.3	4.2	.
27 現行	100.0	.	46.4	40.4	13.1	80.9	73.6	7.3	16.0	3.1	.
新推計①	100.0	.	46.6	40.2	13.2	81.3	72.4	8.9	16.8	1.9	.
国勢調査	100.0	.	...	...	...	83.0	72.4	10.5	17.0	...	...
28	100.0	.	46.6	40.3	13.1	80.5	73.5	6.9	14.7	4.8	.
29	100.0	.	44.3	42.1	13.6	82.7	75.1	7.5	14.2	3.2	.
30	100.0	.	45.4	40.4	14.2	83.3	76.5	6.8	13.6	3.1	.

注 : 1) 端数処理（四捨五入）の関係で、総数が一致しないことがある。

2) 平成 7 年の数値は、兵庫県を除いたものである。

3) 平成 28 年の数値は、熊本県を除いたものである。

4) 「その他の世帯」には、「単独世帯」を含む。

5) 国勢調査の「児童数」及び「児童のいる世帯の平均児童数」は不明である。

6) 国勢調査は世帯構造のうち「核家族世帯」以外の内訳は不明のため、「三世代世帯」及び「その他の世帯」の 2 区分をまとめて計上している。

## 5) 性・年齢階級別にみた 15 歳以上の者の仕事の有無の構成割合（平成 22 年）

- 平成 22 年の性・年齢階級別に 15 歳以上の者の仕事の有無の構成割合をみると、男性は「35～39 歳」以上で新推計①の方が国勢調査に近い結果となっているが、「25～29 歳」以下では現行の方が国勢調査に近い結果となっている。
- 女性は多くの年齢階級で新推計①よりも現行の方が国勢調査に近い結果となっている。
- 「仕事の有無不詳」の者は、国民生活基礎調査の 296 万人に対し、国勢調査は 619 万人となっている。
- 国勢調査に代えて労働力調査（平成 22 年 5 月）と比較したところ、国勢調査との比較結果とほぼ同様の結果となっている。

**図表 3-17 性・年齢階級別にみた 15 歳以上の者の仕事の有無の構成割合（平成 22 年）（国勢調査との比較）**

※ 現行と新推計①を比べ、国勢調査に近い方に黄色のマーカーを付けている。

年齢階級	総数									男									女									平成22年
	総数			仕事あり			仕事なし			総数			仕事あり			仕事なし			総数			仕事あり			仕事なし			平成22年
	現行	新①	国調	現行	新①	国調	現行	新①	国調	現行	新①	国調	現行	新①	国調	現行	新①	国調	現行	新①	国調	現行	新①	国調	現行	新①	国調	
総数	100.0	100.0	100.0	58.6	60.2	58.5	41.4	39.8	41.5	100.0	100.0	100.0	70.1	71.3	69.4	29.9	28.7	30.6	100.0	100.0	100.0	48.2	49.9	48.4	51.8	50.1	51.6	
15～19歳	100.0	100.0	100.0	15.4	15.9	13.5	84.6	84.1	86.5	100.0	100.0	100.0	14.9	15.8	13.4	85.1	84.2	86.6	100.0	100.0	100.0	15.9	16.1	13.7	84.1	83.9	86.3	
20～24	100.0	100.0	100.0	68.7	69.4	64.0	31.3	30.6	36.0	100.0	100.0	100.0	67.2	68.1	63.3	32.8	31.9	36.7	100.0	100.0	100.0	70.2	70.8	64.7	29.8	29.2	35.3	
25～29	100.0	100.0	100.0	81.2	82.3	80.3	18.8	17.7	19.7	100.0	100.0	100.0	89.5	90.0	87.5	10.5	10.0	12.5	100.0	100.0	100.0	73.4	74.4	73.1	26.6	25.6	26.9	
30～34	100.0	100.0	100.0	78.7	80.1	78.2	21.3	19.9	21.8	100.0	100.0	100.0	93.1	93.1	91.2	6.9	6.9	8.8	100.0	100.0	100.0	65.0	66.9	65.1	35.0	33.1	34.9	
35～39	100.0	100.0	100.0	78.6	79.9	78.3	21.4	20.1	21.7	100.0	100.0	100.0	94.2	93.9	92.3	5.8	6.1	7.8	100.0	100.0	100.0	63.7	65.8	64.3	36.3	34.2	35.7	
40～44	100.0	100.0	100.0	81.4	82.3	80.7	18.6	17.7	19.3	100.0	100.0	100.0	94.2	93.8	92.3	5.8	6.2	7.7	100.0	100.0	100.0	69.3	70.9	69.2	30.7	29.1	30.8	
45～49	100.0	100.0	100.0	83.7	84.0	82.7	16.3	16.0	17.3	100.0	100.0	100.0	94.0	93.2	92.4	6.0	6.8	7.6	100.0	100.0	100.0	73.9	74.8	73.0	26.1	25.2	27.0	
50～54	100.0	100.0	100.0	81.7	81.8	81.2	18.3	18.2	18.8	100.0	100.0	100.0	93.6	92.9	91.7	6.4	7.1	8.3	100.0	100.0	100.0	70.5	71.1	71.0	29.5	28.9	29.0	
55～59	100.0	100.0	100.0	75.3	75.3	75.1	24.7	24.7	24.9	100.0	100.0	100.0	89.6	88.9	88.5	10.4	11.1	11.5	100.0	100.0	100.0	61.8	62.5	62.1	38.2	37.5	37.9	
60～64	100.0	100.0	100.0	58.9	58.8	59.2	41.1	41.2	40.8	100.0	100.0	100.0	73.4	72.9	73.0	26.6	27.1	27.0	100.0	100.0	100.0	45.2	45.6	46.0	54.8	54.4	54.0	
65歳以上	100.0	100.0	100.0	22.9	22.9	22.9	77.1	77.1	77.1	100.0	100.0	100.0	32.4	32.3	32.2	67.6	67.7	67.8	100.0	100.0	100.0	15.8	15.9	15.8	84.2	84.1	84.2	

注：1)「仕事の有無不詳」の者を含まない。

2)年齢不詳を含まない。

**図表 3-18 性・年齢階級別にみた 15 歳以上の者の仕事の有無の構成割合（平成 22 年）（労働力調査との比較）**

※ 現行と新推計①を比べ、労働力調査に近い方に黄色のマーカーを付けている。

年齢階級	総数									男									女									平成22年
	総数			仕事あり			仕事なし			総数			仕事あり			仕事なし			総数			仕事あり			仕事なし			平成22年
	現行	新①	労調	現行	新①	労調	現行	新①	労調	現行	新①	労調	現行	新①	労調	現行	新①	労調	現行	新①	労調	現行	新①	労調	現行	新①	労調	
総数	100.0	100.0	100.0	58.6	60.2	57.0	41.4	39.8	43.0	100.0	100.0	100.0	70.1	71.3	68.0	29.9	28.7	32.0	100.0	100.0	100.0	48.2	49.9	46.7	51.8	50.1	53.3	
15～19歳	100.0	100.0	100.0	15.4	15.9	14.1	84.6	84.1	85.9	100.0	100.0	100.0	14.9	15.8	14.2	85.1	84.2	85.8	100.0	100.0	100.0	15.9	16.1	13.6	84.1	83.9	86.4	
20～24	100.0	100.0	100.0	68.7	69.4	63.2	31.3	30.6	36.6	100.0	100.0	100.0	67.2	68.1	60.7	32.8	31.9	39.3	100.0	100.0	100.0	70.2	70.8	66.2	29.8	29.2	33.8	
25～29	100.0	100.0	100.0	81.2	82.3	80.2	18.8	17.7	19.8	100.0	100.0	100.0	89.5	90.0	87.1	10.5	10.0	12.6	100.0	100.0	100.0	73.4	74.4	73.0	26.6	25.6	27.0	
30～34	100.0	100.0	100.0	78.7	80.1	77.8	21.3	19.9	22.1	100.0	100.0	100.0	93.1	93.1	91.3	6.9	6.9	8.7	100.0	100.0	100.0	65.0	66.9	63.8	35.0	33.1	35.9	
35～39	100.0	100.0	100.0	78.6	79.9	77.7	21.4	20.1	22.3	100.0	100.0	100.0	94.2	93.9	92.7	5.8	6.1	7.3	100.0	100.0	100.0	63.7	65.8	62.4	36.3	34.2	37.6	
40～44	100.0	100.0	100.0	81.4	82.3	81.0	18.6	17.7	19.0	100.0	100.0	100.0	94.2	93.8	92.9	5.8	6.2	7.1	100.0	100.0	100.0	69.3	70.9	69.0	30.7	29.1	30.8	
45～49	100.0	100.0	100.0	83.7	84.0	83.1	16.3	16.0	17.1	100.0	100.0	100.0	94.0	93.2	93.7	6.0	6.8	6.3	100.0	100.0	100.0	73.9	74.8	72.1	26.1	25.2	27.9	
50～54	100.0	100.0	100.0	81.7	81.8	81.7	18.3	18.2	18.3	100.0	100.0	100.0	93.6	92.9	91.6	6.4	7.1	8.4	100.0	100.0	100.0	70.5	71.1	72.1	29.5	28.9	28.2	
55～59	100.0	100.0	100.0	75.3	75.3	74.3	24.7	24.7	25.7	100.0	100.0	100.0	89.6	88.9	88.0	10.4	11.1	12.0	100.0	100.0	100.0	61.8	62.5	60.8	38.2	37.5	39.2	
60～64	100.0	100.0	100.0	58.9	58.8	57.1	41.1	41.2	42.9	100.0	100.0	100.0	73.4	72.9	70.8	26.6	27.1	29.2	100.0	100.0	100.0	45.2	45.6	44.0	54.8	54.4	56.0	
65歳以上	100.0	100.0	100.0	22.9	22.9	20.0	77.1	77.1	80.0	100.0	100.0	100.0	32.4	32.3	28.1	67.6	67.7	72.0	100.0	100.0	100.0	15.8	15.9	14.0	84.2	84.1	86.0	

注：1)「仕事の有無不詳」の者を含まない。

2)年齢不詳を含まない。

6) 性・年齢階級別にみた 15 歳以上の者の仕事の有無の構成割合（平成 27 年）

- ・平成 27 年の性・年齢階級別に 15 歳以上の者の仕事の有無の構成割合をみると、男性は 40~64 歳まで新推計①の方が国勢調査に近い結果となっているが、「35~39 歳」以下及び「65 歳以上」では現行の方が国勢調査に近い結果となっている。
  - ・女性は「65 歳以上」を除く各年齢階級で新推計①よりも現行の方が国勢調査に近い結果となっている。
  - ・「仕事の有無不詳」の者は、国民生活基礎調査の 166 万人に対し、国勢調査は 720 万人と 4 倍超となっている。
  - ・国勢調査に代えて労働力調査（平成 27 年 5 月）と比較したところ、国勢調査との比較結果とほぼ同様の結果となっている。

図表 3-19 性・年齢階級別にみた 15 歳以上の者の仕事の有無の構成割合(平成 27 年)(国勢調査との比較)

※ 現行と新推計①を比べ、国勢調査に近い方に黄色のマーカーを付けています。

年齢階級	総数						男						女						仕事あり								
	総数			仕事あり			仕事なし			総数			仕事あり			仕事なし			総数			仕事あり					
	現行	新①	国調	現行	新①	国調	現行	新①	国調	現行	新①	国調	現行	新①	国調	現行	新①	国調	現行	新①	国調	現行	新①	国調			
総数	100.0	100.0	100.0	59.3	61.3	58.9	40.7	38.7	41.1	100.0	100.0	100.0	69.3	71.3	68.6	30.7	28.7	31.4	100.0	100.0	100.0	50.1	52.0	49.8	49.9	48.0	50.2
15~19歳	100.0	100.0	100.0	15.1	15.9	14.0	84.9	84.1	85.9	100.0	100.0	100.0	15.6	16.6	14.2	84.4	83.4	85.8	100.0	100.0	100.0	14.5	15.2	13.8	85.5	84.8	86.2
20~24	100.0	100.0	100.0	71.5	72.8	65.2	28.5	27.2	34.8	100.0	100.0	100.0	69.9	71.7	64.6	30.1	28.3	35.4	100.0	100.0	100.0	73.0	73.9	65.9	27.0	26.1	34.1
25~29	100.0	100.0	100.0	84.7	85.6	83.0	15.3	14.4	17.0	100.0	100.0	100.0	90.0	91.0	88.8	10.0	9.0	11.2	100.0	100.0	100.0	79.4	79.9	77.2	20.6	20.1	22.8
30~34	100.0	100.0	100.0	82.0	83.3	81.2	18.0	16.7	18.8	100.0	100.0	100.0	93.6	94.2	92.0	6.4	5.8	7.9	100.0	100.0	100.0	70.5	71.9	70.4	29.5	28.1	29.6
35~39	100.0	100.0	100.0	82.2	83.4	81.7	17.8	16.6	18.3	100.0	100.0	100.0	94.1	94.3	93.1	5.9	5.7	6.9	100.0	100.0	100.0	70.9	72.4	70.2	29.1	27.6	29.8
40~44	100.0	100.0	100.0	84.5	85.1	83.5	15.5	14.9	16.5	100.0	100.0	100.0	94.7	94.2	93.3	5.3	5.8	6.7	100.0	100.0	100.0	74.8	76.0	73.7	25.2	24.0	26.3
45~49	100.0	100.0	100.0	85.3	85.4	84.3	14.8	14.6	15.7	100.0	100.0	100.0	93.5	92.9	92.9	6.5	7.1	7.1	100.0	100.0	100.0	77.2	78.0	75.7	22.8	22.0	24.3
50~54	100.0	100.0	100.0	84.8	85.1	83.5	15.2	14.9	16.5	100.0	100.0	100.0	94.4	93.7	92.6	5.6	6.3	7.4	100.0	100.0	100.0	76.1	76.8	74.5	23.9	23.2	25.5
55~59	100.0	100.0	100.0	80.4	80.3	79.3	19.6	19.7	20.7	100.0	100.0	100.0	92.0	91.1	90.9	8.0	8.9	9.2	100.0	100.0	100.0	69.1	69.5	68.1	30.9	30.5	31.9
60~64	100.0	100.0	100.0	63.7	63.2	63.8	36.3	36.8	36.2	100.0	100.0	100.0	78.0	77.4	77.3	22.0	22.6	22.7	100.0	100.0	100.0	50.4	50.3	51.1	49.6	49.7	48.9
65歳以上	100.0	100.0	100.0	25.4	25.5	24.8	74.6	74.5	75.2	100.0	100.0	100.0	35.3	35.4	33.6	64.7	64.6	66.4	100.0	100.0	100.0	17.7	17.9	17.9	82.3	82.1	82.1

注：1)「仕事の有無不詳」の者を含まない。

2) 年齢不詳を含まない。

図表 3-20 性・年齢階級別にみた 15 歳以上の者の仕事の有無の構成割合(平成 27 年)(労働力調査との比較)

※ 現行と新推計①を比べ、労働力調査に近い方に黄色のマーカーを付けています。

年齢階級	総数						男						女						平成27年					
	仕事あり			仕事なし				仕事あり			仕事なし				仕事あり			仕事なし						
現行	新①	労調	現行	新①	労調	現行	新①	労調	現行	新①	労調	現行	新①	労調	現行	新①	労調	現行	新①	労調	現行	新①	労調	
総数	100.0	100.0	100.0	59.3	61.3	57.8	40.7	38.7	42.2	100.0	100.0	100.0	69.3	71.3	68.1	30.7	28.7	31.9	100.0	100.0	100.0	50.1	52.0	48.3
15~19歳	100.0	100.0	100.0	15.1	15.9	16.4	84.9	84.1	83.6	100.0	100.0	100.0	15.6	16.6	15.7	84.4	83.4	84.3	100.0	100.0	100.0	14.5	15.2	16.8
20~24	100.0	100.0	100.0	71.5	72.8	66.7	28.5	27.2	33.1	100.0	100.0	100.0	69.9	71.7	65.9	30.1	28.3	33.8	100.0	100.0	100.0	73.0	73.9	67.5
25~29	100.0	100.0	100.0	84.7	85.6	82.0	15.3	14.4	18.0	100.0	100.0	100.0	90.0	91.0	88.1	10.0	9.0	12.2	100.0	100.0	100.0	79.4	79.9	75.7
30~34	100.0	100.0	100.0	82.0	83.3	80.5	18.0	16.7	19.6	100.0	100.0	100.0	93.6	94.2	92.5	6.4	5.8	7.5	100.0	100.0	100.0	70.5	71.9	68.0
35~39	100.0	100.0	100.0	82.2	83.4	80.1	17.8	16.6	19.9	100.0	100.0	100.0	94.1	94.3	92.8	5.9	5.7	7.2	100.0	100.0	100.0	70.9	72.4	68.6
40~44	100.0	100.0	100.0	84.5	85.1	83.9	15.5	14.9	16.1	100.0	100.0	100.0	94.7	94.2	93.3	5.3	5.8	6.5	100.0	100.0	100.0	74.8	76.0	74.0
45~49	100.0	100.0	100.0	85.3	85.4	84.6	14.8	14.6	15.3	100.0	100.0	100.0	93.5	92.9	93.6	6.5	7.1	6.7	100.0	100.0	100.0	77.2	78.0	75.6
50~54	100.0	100.0	100.0	84.8	85.1	83.7	15.2	14.9	16.4	100.0	100.0	100.0	94.4	93.7	92.4	5.6	6.3	7.6	100.0	100.0	100.0	76.1	76.8	74.9
55~59	100.0	100.0	100.0	80.4	80.3	77.1	19.6	19.7	22.7	100.0	100.0	100.0	92.0	91.1	89.1	8.0	8.9	10.6	100.0	100.0	100.0	69.1	69.5	65.4
60~64	100.0	100.0	100.0	63.7	63.2	62.2	36.3	36.8	37.9	100.0	100.0	100.0	78.0	77.4	75.2	22.0	22.6	24.8	100.0	100.0	100.0	50.4	50.3	49.4
65歳以上	100.0	100.0	100.0	25.4	25.5	22.3	74.6	74.5	77.7	100.0	100.0	100.0	35.3	35.4	31.0	64.7	64.6	69.0	100.0	100.0	100.0	17.7	17.9	15.6

注：1)「仕事の有無不詳」の者を含まない。

2) 年齢不詳を含まない。

## 7) 性・年齢階級別にみた15歳以上の者の雇用形態の構成割合（平成27年）

- 平成27年の性・年齢階級別に15歳以上の者の雇用形態の構成割合をみると、男女とも現行・新推計①のどちらが国勢調査に近い結果となっているかについてばらつきがみられる。
- 国勢調査に代えて労働力調査（平成27年5月）と比較したところ、国勢調査との比較結果とも異なるばらつきがみられる。

**図表3-21 性・年齢階級別にみた15歳以上の者の雇用形態の構成割合（平成27年）（国勢調査との比較）**

※ 現行と新推計①を比べ、国勢調査に近い方に黄色のマーカーを付けている。

年齢階級	総数												平成27年											
	仕事あり			正規の職員・従業員			非正規の職員・従業員			その他			仕事あり			正規の職員・従業員			非正規の職員・従業員			その他		
	現行	新①	国調	現行	新①	国調	現行	新①	国調	現行	新①	国調	現行	新①	国調	現行	新①	国調	現行	新①	国調	現行	新①	国調
総数	100.0	100.0	100.0	49.1	51.4	51.5	29.3	28.6	27.6	21.6	20.0	20.9	100.0	100.0	100.0	35.4	37.8	37.7	46.1	45.0	45.3	18.5	17.1	17.0
15~19歳	100.0	100.0	100.0	35.9	37.5	30.9	57.8	56.7	65.3	6.3	5.8	3.8	100.0	100.0	100.0	24.9	26.8	23.4	70.3	69.2	73.6	5.0	4.3	3.0
20~24	100.0	100.0	100.0	62.1	62.9	57.7	33.3	32.2	35.3	4.6	4.8	7.0	100.0	100.0	100.0	60.5	61.4	56.1	36.3	35.4	38.0	3.2	3.2	5.9
25~29	100.0	100.0	100.0	69.4	71.2	68.1	24.3	23.1	22.5	6.4	5.8	9.4	100.0	100.0	100.0	61.4	62.6	60.5	33.3	32.5	31.5	5.4	4.9	8.0
30~34	100.0	100.0	100.0	66.2	67.7	65.7	23.2	22.3	22.3	10.6	10.0	12.0	100.0	100.0	100.0	43.0	44.6	45.0	45.9	44.6	44.0	11.1	10.8	11.0
35~39	100.0	100.0	100.0	61.6	62.7	62.9	25.2	24.4	23.2	13.2	12.9	13.9	100.0	100.0	100.0	39.0	40.9	39.8	49.7	48.0	48.9	11.4	11.1	11.3
40~44	100.0	100.0	100.0	59.0	59.9	59.9	25.8	25.2	25.2	15.1	14.9	15.0	100.0	100.0	100.0	35.4	36.9	37.5	52.6	51.4	50.5	12.0	11.7	11.9
45~49	100.0	100.0	100.0	57.0	57.5	57.6	28.0	27.7	26.2	15.0	14.8	16.2	100.0	100.0	100.0	32.8	34.7	36.6	51.7	50.5	50.0	15.5	14.9	13.5
50~54	100.0	100.0	100.0	54.1	55.3	56.4	28.2	27.5	25.9	17.6	17.2	17.7	100.0	100.0	100.0	31.5	32.1	33.8	50.1	50.1	49.3	18.4	17.7	16.9
55~59	100.0	100.0	100.0	51.7	52.0	52.9	26.5	26.8	26.0	21.9	21.2	21.1	100.0	100.0	100.0	32.9	32.5	32.3	56.8	57.3	55.2	29.5	28.6	24.8
60~64	100.0	100.0	100.0	24.3	24.3	34.5	44.2	44.8	36.3	31.5	30.9	29.2	100.0	100.0	100.0	13.7	14.2	20.0	56.8	57.3	55.2	29.5	28.6	24.8
65歳以上	100.0	100.0	100.0	9.2	9.2	14.0	31.2	31.9	31.2	59.7	58.9	54.8	100.0	100.0	100.0	5.8	5.8	10.6	34.2	35.3	38.4	60.0	58.9	51.1

注：1)「その他」には、会社・団体等の役員、自営業主、家族從業者、内職、その他、勤めか自営か不詳及び勤め先での呼称不詳を含む。

2) 年齢不詳を含まない。

**図表3-22 性・年齢階級別にみた15歳以上の者の雇用形態の構成割合（平成27年）（労働力調査との比較）**

※ 現行と新推計①を比べ、労働力調査に近い方に黄色のマーカーを付けている。

年齢階級	総数												平成27年												
	仕事あり			正規の職員・従業員			非正規の職員・従業員			その他			仕事あり			正規の職員・従業員			非正規の職員・従業員			その他			
	現行	新①	労調	現行	新①	労調	現行	新①	労調	現行	新①	労調	現行	新①	労調	現行	新①	労調	現行	新①	労調	現行	新①	労調	
総数	100.0	100.0	100.0	49.1	51.4	52.0	29.3	28.6	30.5	21.6	20.0	17.5	100.0	100.0	100.0	35.4	37.8	37.7	46.1	45.0	45.3	18.5	17.1	13.7	
15~19歳	100.0	100.0	100.0	35.9	37.5	32.7	57.8	56.7	63.3	6.3	5.8	4.1	100.0	100.0	100.0	24.9	26.8	22.4	70.3	69.2	75.5	5.0	4.3	2.0	
20~24	100.0	100.0	100.0	62.1	62.9	60.7	33.3	32.2	36.9	4.6	4.8	2.4	100.0	100.0	100.0	60.5	61.4	57.8	36.3	35.4	34.0	3.2	3.2	1.5	
25~29	100.0	100.0	100.0	69.4	71.2	70.6	24.3	23.1	25.7	6.4	5.8	3.7	100.0	100.0	100.0	61.4	62.6	62.1	33.3	32.5	34.6	5.4	4.9	3.3	
30~34	100.0	100.0	100.0	66.2	67.7	67.5	23.2	22.3	25.5	10.6	10.0	6.9	100.0	100.0	100.0	43.0	44.6	43.9	53.3	53.4	53.5	8.9	8.5	8.3	
35~39	100.0	100.0	100.0	61.6	62.7	63.0	25.2	24.4	26.1	13.2	12.9	11.0	100.0	100.0	100.0	39.0	40.9	39.8	49.7	48.0	48.9	11.4	11.1	11.3	
40~44	100.0	100.0	100.0	57.0	75.1	75.7	6.1	6.8	6.4	18.2	18.0	17.9	100.0	100.0	100.0	35.4	36.9	37.5	52.6	51.4	50.5	12.0	11.7	11.9	
45~49	100.0	100.0	100.0	57.0	74.7	74.1	7.1	7.9	6.1	17.5	17.4	19.8	100.0	100.0	100.0	32.8	34.7	36.6	51.7	50.5	50.0	15.5	14.9	13.5	
50~54	100.0	100.0	100.0	72.9	72.8	76.1	7.6	8.0	7.4	19.5	19.2	21.2	100.0	100.0	100.0	51.8	53.4	53.5	39.9	38.1	41.5	8.9	8.5	5.3	
55~59	100.0	100.0	100.0	51.7	67.2	67.3	68.7	8.3	8.9	9.3	24.5	23.8	22.1	100.0	100.0	100.0	31.5	32.1	34.1	50.1	50.1	50.2	18.4	17.7	15.7
60~64	100.0	100.0	100.0	31.6	31.6	32.0	35.5	35.9	37.0	32.9	32.5	31.0	100.0	100.0	100.0	13.7	14.2	17.1	56.8	57.3	58.1	29.5	28.6	24.9	
65歳以上	100.0	100.0	100.0	11.3	11.4	12.4	29.2	29.7	31.3	59.5	58.9	53.1	100.0	100.0	100.0	5.8	5.8	11.4	34.2	35.3	40.3	60.0	58.9	48.3	

注：1)「その他」には、会社・団体等の役員、自営業主、家族從業者、内職、その他、勤めか自営か不詳及び勤め先での呼称不詳を含む。

2) 年齢不詳を含まない。

## 8) 世帯構造別及び世帯類型別にみた世帯数、平均世帯人員数（平成 22 年）（都道府県別）

- 平成 22 年の世帯構造別及び世帯類型別の世帯数を都道府県別にみると、「三世代世帯」及び「父子世帯」以外の各区分で現行及び試算①よりも新推計①の方が国勢調査に近い結果となつた都道府県が多くなっている。

**図表 3-23 世帯構造別及び世帯類型別にみた世帯数、平均世帯人員数（平成 22 年）（都道府県別）**

表内「結果」には、3種類（「H22 現行」「試算①」「新推計①」）の推計値のうち、「H22 国調」に最も近い都道府県の数を計上している。赤枠で囲んだものが「H22 国調」に最も近い都道府県の数が最多の推計方法である。

	総数	世帯構造						世帯類型				平均世帯人 員
		単独世帯	夫婦のみ の世帯	夫婦と未婚 の子のみの 世帯	ひとり親と 未婚の子の みの世帯	三世代世 帯	その他の 世帯	高齢者世帯	母子世帯	父子世帯	その他の 世带	
結果	H22 現行	11	0	2	11	0	29	0	9	12	37	6
	試算①	5	2	8	9	0	29	1	1	12	36	1
	新推計①	32	46	39	30	47	12	46	41	41	15	41
		推 計 数 (単位 : 千世帯)						推 計 数 (単位 : 千世帯)				(単位 : 人)
北海道	H22 現行	2 412	760	647	614	138	95	157	598	40	3	1 772
	試算①	2 444	802	647	596	140	101	157	610	39	4	1 791
	新推計①	2 455	847	579	603	223	112	90	515	49	7	1 885
	H22 国調	2 418	843	579	587	224	95	90	518	50	5	1 846
青森県	H22 現行	502	120	106	115	37	74	50	102	8	1	391
	試算①	502	121	106	114	37	75	50	102	8	1	391
	新推計①	522	144	98	127	56	72	25	92	10	2	418
	H22 国調	511	141	95	122	57	67	29	94	11	1	405
岩手県	H22 現行	487	135	91	109	31	73	48	93	6	1	386
	試算①	481	130	90	107	31	74	49	93	6	1	381
	新推計①	489	134	91	115	47	76	27	87	7	2	393
	H22 国調	483	132	88	111	47	73	31	88	7	1	387
宮城県	H22 現行	861	205	183	256	56	94	67	134	15	1	711
	試算①	867	212	185	254	55	95	67	137	14	1	715
	新推計①	903	275	161	237	79	110	40	128	13	2	759
	H22 国調	900	281	157	235	80	102	45	131	13	1	754
秋田県	H22 現行	383	81	81	94	24	61	42	78	4	1	301
	試算①	382	80	80	93	24	62	43	78	4	1	300
	新推計①	396	99	80	88	37	68	24	78	5	1	312
	H22 国調	389	96	78	87	38	64	27	80	5	0	303
山形県	H22 現行	369	55	68	96	24	82	44	57	4	0	307
	試算①	367	56	66	92	23	84	46	57	4	0	306
	新推計①	399	96	69	90	33	87	24	64	5	1	329
	H22 国調	388	90	66	88	33	83	27	64	5	1	318
福島県	H22 現行	701	164	133	163	48	118	74	130	9	1	561
	試算①	693	160	130	159	48	120	76	129	9	1	554
	新推計①	726	193	132	182	67	115	37	120	12	2	592
	H22 国調	719	189	129	180	69	110	43	121	12	1	585
茨城県	H22 現行	1 009	191	210	313	64	140	90	169	8	2	830
	試算①	1 020	204	211	312	64	139	90	171	8	2	839
	新推計①	1 073	272	208	317	96	136	45	157	16	4	895
	H22 国調	1 087	280	212	319	97	127	52	166	17	2	901
栃木県	H22 現行	686	124	146	221	46	88	62	113	7	1	565
	試算①	692	132	147	218	46	88	61	117	7	1	567
	新推計①	732	194	136	211	64	95	32	106	11	2	614
	H22 国調	744	203	137	212	65	88	39	110	11	1	622
群馬県	H22 現行	730	169	152	227	52	75	55	149	13	1	567
	試算①	733	170	153	226	54	74	55	151	14	1	566
	新推計①	747	193	151	224	66	80	32	128	12	2	604
	H22 国調	754	198	153	229	67	72	36	134	11	2	608
埼玉県	H22 現行	2 649	550	605	956	213	174	151	499	56	9	2 086
	試算①	2 671	574	612	944	214	175	152	511	59	9	2 093
	新推計①	2 767	754	560	928	246	193	88	428	38	15	2 287
	H22 国調	2 838	807	570	948	247	164	103	439	36	5	2 357
千葉県	H22 現行	2 297	533	529	800	132	169	135	428	24	4	1 841
	試算①	2 343	595	530	770	137	174	138	447	27	3	1 867
	新推計①	2 419	692	501	765	210	169	82	395	31	9	1 985
	H22 国調	2 512	761	517	773	205	149	107	408	28	4	2 072
東京都	H22 現行	5 466	1 783	1 181	1 690	372	172	269	1 257	69	7	4 134
	試算①	5 565	1 898	1 213	1 635	376	176	267	1 281	71	6	4 207
	新推計①	6 040	2 602	1 072	1 490	491	184	200	1 057	72	12	4 899
	H22 国調	6 382	2 922	1 082	1 516	480	146	235	1 063	59	7	5 254
神奈川県	H22 現行	3 525	936	791	1 254	217	148	178	627	47	5	2 845
	試算①	3 575	993	793	1 242	220	146	182	632	48	4	2 890
	新推計①	3 724	1 210	760	1 159	310	172	113	600	47	10	3 067
	H22 国調	3 830	1 294	767	1 191	311	142	125	624	44	7	3 155
新潟県	H22 現行	823	175	172	205	53	136	82	145	8	1	669
	試算①	834	187	174	201	54	135	83	148	7	1	676
	新推計①	846	215	157	213	75	143	43	139	10	3	694
	H22 国調	837	215	152	210	75	137	48	140	10	1	686

図表 3-23 世帯構造別及び世帯類型別にみた世帯数、平均世帯人員数（平成 22 年）（都道府県別）（続き）

	総数	世帯構造						世帯類型				平均世帯人員	
		単独世帯	夫婦のみの世帯	夫婦と未婚の子のみの世帯	ひとり親と未婚の子のみの世帯	三世代世帯	その他の世帯	高齢者世帯	母子世帯	父子世帯	その他の世帯		
富山県	H22現行	371	70	78	96	25	64	38	71	5	1	294	2.91
	試算①	372	72	78	94	25	65	39	72	5	1	294	2.90
	新推計①	386	92	74	101	32	66	20	67	5	2	313	2.80
	H22国調	382	92	72	102	32	62	22	67	5	1	310	2.79
石川県	H22現行	406	86	84	125	22	54	34	71	5	1	330	2.84
	試算①	410	90	85	122	23	54	35	75	5	1	330	2.82
	新推計①	442	129	86	117	35	54	21	74	6	2	360	2.61
	H22国調	440	130	85	118	35	49	22	74	6	1	360	2.58
福井県	H22現行	257	43	53	67	15	53	25	49	3	0	205	3.09
	試算①	258	45	53	66	14	53	26	50	3	0	205	3.08
	新推計①	277	68	51	71	23	50	14	46	4	1	227	2.87
	H22国調	275	67	50	71	22	48	16	46	4	0	225	2.86
山梨県	H22現行	307	64	69	93	21	35	26	64	5	0	238	2.77
	試算①	309	67	68	92	21	35	26	66	5	0	239	2.75
	新推計①	325	90	64	92	29	36	13	60	5	1	260	2.62
	H22国調	327	90	66	93	30	33	15	61	5	1	260	2.58
長野県	H22現行	749	155	162	214	40	104	74	158	8	1	583	2.83
	試算①	758	161	165	210	42	104	76	169	8	1	580	2.80
	新推計①	795	207	166	212	66	104	39	149	11	1	634	2.67
	H22国調	793	204	167	216	67	96	43	154	11	1	627	2.66
岐阜県	H22現行	696	122	168	202	41	106	57	144	9	1	541	2.93
	試算①	694	122	166	201	40	108	57	144	10	1	540	2.94
	新推計①	726	173	147	208	59	107	33	123	10	2	591	2.81
	H22国調	736	174	148	215	59	101	39	128	10	1	597	2.78
静岡県	H22現行	1 307	260	280	397	85	175	110	223	17	2	1 066	2.83
	試算①	1 319	270	282	396	87	173	111	232	17	2	1 068	2.80
	新推計①	1 392	372	273	391	119	174	63	222	19	3	1 149	2.66
	H22国調	1 397	374	274	395	119	164	71	227	19	2	1 148	2.65
愛知県	H22現行	2 621	568	562	911	162	243	175	454	24	4	2 138	2.76
	試算①	2 657	612	568	894	165	243	174	466	24	4	2 163	2.72
	新推計①	2 848	867	551	864	228	242	96	437	43	8	2 361	2.54
	H22国調	2 930	923	558	897	229	216	106	453	39	5	2 432	2.49
三重県	H22現行	677	155	154	205	39	73	51	157	8	0	511	2.69
	試算①	693	176	154	196	41	73	52	167	9	0	516	2.63
	新推計①	698	184	152	200	57	75	30	133	10	1	554	2.61
	H22国調	703	189	152	204	57	67	34	136	10	1	557	2.59
滋賀県	H22現行	483	100	106	153	27	64	34	89	6	0	388	2.86
	試算①	489	107	104	154	27	62	35	88	6	0	395	2.82
	新推計①	505	133	95	156	39	62	19	72	7	1	424	2.74
	H22国調	517	141	97	162	39	57	21	76	7	1	433	2.69
京都府	H22現行	1 055	302	246	323	61	54	68	235	15	1	803	2.44
	試算①	1 070	318	252	313	62	55	71	249	15	1	806	2.41
	新推計①	1 102	379	219	305	95	66	39	219	18	1	864	2.34
	H22国調	1 120	401	216	307	96	57	44	214	16	2	888	2.31
大阪府	H22現行	3 518	1 011	770	1 175	254	145	163	786	60	5	2 667	2.46
	試算①	3 619	1 141	759	1 153	258	142	166	805	60	5	2 749	2.39
	新推計①	3 730	1 276	748	1 064	369	159	114	778	76	7	2 868	2.32
	H22国調	3 823	1 368	735	1 086	364	136	134	771	67	6	2 979	2.28
兵庫県	H22現行	2 149	517	532	688	145	135	133	519	32	3	1 595	2.56
	試算①	2 184	558	544	672	146	135	130	545	31	4	1 605	2.52
	新推計①	2 229	647	478	677	205	147	76	460	36	7	1 727	2.47
	H22国調	2 253	681	474	685	204	127	82	458	35	4	1 756	2.44
奈良県	H22現行	508	96	132	174	31	40	35	118	7	1	382	2.73
	試算①	516	105	130	169	36	41	36	120	7	1	388	2.69
	新推計①	519	122	116	166	47	49	19	102	8	1	407	2.67
	H22国調	523	124	117	170	48	43	21	104	8	1	409	2.63
和歌山县	H22現行	380	86	94	113	26	32	29	100	7	0	272	2.62
	試算①	391	97	99	108	27	31	29	113	7	0	271	2.55
	新推計①	394	104	91	108	38	36	17	97	8	1	288	2.53
	H22国調	393	108	89	109	38	31	18	96	8	1	289	2.50
鳥取県	H22現行	206	44	42	51	17	31	21	44	5	0	157	2.84
	試算①	205	44	42	49	17	32	21	46	5	0	155	2.85
	新推計①	215	59	39	52	20	33	11	39	4	0	172	2.72
	H22国調	211	57	38	51	21	31	13	39	4	0	169	2.71
島根県	H22現行	269	74	62	54	15	37	27	64	3	0	201	2.64
	試算①	270	75	62	52	15	37	28	66	3	0	200	2.63
	新推計①	266	73	56	60	22	40	16	57	3	1	206	2.67
	H22国調	261	72	54	58	23	37	17	56	3	0	201	2.66
岡山県	H22現行	747	212	165	208	36	69	57	168	9	1	569	2.57
	試算①	751	217	165	203	38	70	57	173	10	1	567	2.56
	新推計①	757	226	158	203	63	74	33	154	11	3	589	2.54
	H22国調	753	226	155	207	63	67	35	151	12	1	589	2.52
広島県	H22現行	1 125	286	289	336	65	74	75	270	15	1	839	2.51
	試算①	1 139	303	290	326	66	75	80	283	15	1	840	2.48
	新推計①	1 183	375	261	327	101	75	45	245	19	3	916	2.39
	H22国調	1 183	388	256	329	99	66	45	240	18	2	923	2.36
山口県	H22現行	579	147	155	155	36	41	44	159	9	1	409	2.49
	試算①	585	154	155	153	36	41	46	167	10	1	408	2.46
	新推計①	603	183	145	152	56	42	26	150	11	2	441	2.38
	H22国調	596	183	144	153	54	36	27	148	10	1	437	2.36

図表 3-23 世帯構造別及び世帯類型別にみた世帯数、平均世帯人員数（平成 22 年）（都道府県別）（続き）

	総数	世帯構造						世帯類型				平均世帯人員
		単独世帯	夫婦のみの世帯	夫婦と未婚の子のみの世帯	ひとり親と未婚の子のみの世帯	三世代世帯	その他の世帯	高齢者世帯	母子世帯	父子世帯	その他の世帯	
徳島県	H22現行	301	72	74	76	19	31	29	75	5	1	221
	試算①	305	76	76	74	19	31	29	80	4	0	220
	新推計①	309	90	65	78	28	34	15	64	5	1	239
	H22国調	302	87	63	77	28	31	16	64	5	1	233
香川県	H22現行	385	93	96	106	27	32	31	89	8	1	287
	試算①	387	95	98	104	26	32	31	91	8	1	287
	新推計①	389	107	87	105	35	38	18	82	7	1	300
	H22国調	390	112	86	105	34	33	19	80	6	1	302
愛媛県	H22現行	587	167	150	158	37	34	41	142	10	2	433
	試算①	595	175	153	155	37	33	41	148	10	1	435
	新推計①	595	183	136	154	56	40	26	138	11	3	444
	H22国調	590	183	135	154	56	35	26	136	11	1	441
高知県	H22現行	319	94	77	78	24	20	26	89	6	1	223
	試算①	322	97	77	77	24	20	26	93	6	1	221
	新推計①	330	111	70	79	34	21	15	82	6	2	239
	H22国調	321	108	68	78	34	19	15	80	6	1	233
福岡県	H22現行	2 039	597	442	615	140	114	131	421	34	4	1 580
	試算①	2 062	629	441	607	140	115	130	425	34	4	1 599
	新推計①	2 106	710	401	571	206	139	79	388	42	7	1 669
	H22国調	2 107	736	394	568	201	122	85	388	39	4	1 676
佐賀県	H22現行	287	57	57	81	20	46	27	53	4	0	230
	試算①	286	57	57	79	20	47	27	54	4	0	229
	新推計①	302	76	55	80	30	46	14	53	5	1	243
	H22国調	294	73	53	80	29	43	15	52	5	1	236
長崎県	H22現行	554	145	125	162	43	40	40	124	12	1	418
	試算①	553	145	124	159	43	41	41	126	12	1	415
	新推計①	570	167	122	149	59	49	23	123	11	2	435
	H22国調	557	164	121	146	57	44	25	122	10	1	424
熊本県	H22現行	654	143	147	182	45	75	62	143	12	2	497
	試算①	656	145	148	181	45	75	62	144	12	2	498
	新推計①	692	198	139	179	66	75	34	140	12	4	536
	H22国調	686	197	136	181	66	70	37	138	12	1	535
大分県	H22現行	483	137	121	118	28	38	40	130	7	1	345
	試算①	487	140	124	115	28	38	41	135	7	1	344
	新推計①	485	148	109	123	43	40	23	110	8	2	366
	H22国調	480	148	108	123	42	36	24	108	8	1	364
宮崎県	H22現行	460	123	122	127	30	24	35	109	9	1	340
	試算①	463	126	124	125	30	24	35	112	9	1	341
	新推計①	468	141	110	123	45	30	19	107	9	2	349
	H22国調	459	137	108	123	45	27	20	106	10	1	342
鹿児島県	H22現行	741	240	195	193	49	21	43	225	14	2	501
	試算①	745	243	198	190	49	21	44	233	13	2	497
	新推計①	744	251	176	195	71	27	25	195	14	4	532
	H22国調	727	243	174	194	69	23	24	189	14	2	523
沖縄県	H22現行	517	139	88	174	50	28	37	82	15	2	418
	試算①	514	134	86	175	49	29	40	81	14	2	417
	新推計①	528	158	76	171	69	32	21	72	16	4	435
	H22国調	519	153	75	172	67	29	24	72	14	2	431

注：端数処理（四捨五入）の関係で、総数が一致しないことがある。

表中の「試算①」とは、前研究会における推計方法の見直しの検討において試算した方法の 1 つであり、世帯票の調査区別有効世帯数を用いて全部不詳データ（無回答世帯）を補正したうえで推計を行う方法である。具体的には、各調査区における標準的な世帯数を 40 と想定し、有効回答世帯数が 40 に満たない調査区は有効回答世帯数の逆数を用いた調整係数を乗じて世帯数が 40 となるよう調整する。そのうえで、県・都市別に 6 月 1 日の推計人口と調整後の有効回答世帯員数の比から、修正拡大乗数を算出する。各個票に「調整係数×修正拡大乗数」を拡大乗数（＝ウエイト）として付与して、各推計値を算出する。

都道府県別推計は全国推計と比べ、誤差が大きくなることから試算①でも検証を行った。

$$\begin{aligned}
 \text{(調査区別) 調整係数} &= \begin{cases} 1.0 & (n \geq 40) \\ 40/n & (n < 40) \end{cases} \quad (n : 1 \text{ 調査区内の回答世帯数}) \\
 \text{(県・都市別) 修正拡大乗数} &= \frac{\text{（県・都市別) 6 月 1 日推計人口}}{\text{（県・都市別) 調整後の世帯員数の合計}} \\
 \text{※ (県・都市別) 調整後の世帯員数の合計} &= \sum \text{調整係数} \times \text{世帯員数} \\
 \rightarrow \text{各個票に「調整係数} \times \text{修正拡大乗数} \text{」を拡大乗数 (= ウエイト) として付与して、各推計値を算出}
 \end{aligned}$$

## 9) 年齢階級別にみた世帯人員数の年次推移

- 平成 22 年の年齢階級別に世帯人員数をみると、「45~49 歳」以外の各年齢階級で現行よりも新推計①の方が国勢調査に近い結果となっている。
- 平成 27 年の年齢階級別に世帯人員数をみると、「40~44 歳」及び「45~49 歳」以外の各年齢階級で現行よりも新推計①の方が国勢調査に近い結果となっている。

**図表 3-24 年齢階級別にみた世帯人員数の年次推移**

※ 現行と新推計①を比べ、国勢調査に近い方に黄色のマーカーを付いている。

	総 数	19歳以下	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80歳以上	不 詳
推 計 数 (単位 : 千人)																
昭和 61 年	120 946	35 380	7 532	7 321	8 526	11 366	8 718	8 391	8 114	7 191	5 774	4 276	3 575	2 571	2 204	6
平成 元	122 312	33 490	8 097	7 362	7 685	9 776	9 971	9 292	8 105	7 643	6 634	4 929	3 782	2 934	2 593	19
4	123 303	31 216	8 946	7 590	7 535	8 260	10 995	8 730	8 586	8 114	7 241	5 717	4 106	3 110	3 053	103
7	118 835	27 647	8 835	7 624	7 344	7 370	8 830	9 936	8 651	7 759	7 296	6 289	4 618	3 122	3 421	95
10	125 146	27 158	8 743	8 714	7 827	7 650	7 951	10 405	9 302	8 622	8 117	7 163	5 590	3 683	4 185	36
13	125 736	25 958	7 582	8 823	8 335	7 800	7 803	8 691	11 039	8 495	8 079	7 684	6 301	4 437	4 650	60
16	126 169	25 141	6 711	7 521	8 854	8 252	7 847	7 928	9 614	9 685	9 080	7 879	6 795	5 340	5 410	111
19	126 083	23 908	6 181	6 824	8 752	9 079	7 970	7 716	8 266	10 793	8 610	8 346	7 145	5 643	6 451	400
22 現行	125 739	23 235	5 748	6 167	7 415	9 221	8 521	8 045	7 939	9 227	10 310	8 787	7 282	6 175	7 524	142
新推計①	125 739	22 876	6 591	7 211	8 268	9 785	8 770	8 052	7 724	8 685	9 762	8 221	6 885	5 792	6 995	142
国勢調査	125 546	22 657	6 299	7 238	8 297	9 734	8 690	7 981	7 588	8 584	9 929	8 096	6 816	5 709	6 957	972
25	125 739	22 873	5 399	5 745	6 756	8 672	9 312	8 194	7 837	8 076	10 375	9 212	8 117	6 660	8 405	103
27 現行	125 208	22 148	5 179	5 429	6 172	7 703	9 527	8 819	8 087	7 939	9 282	10 081	8 474	6 817	9 286	266
新推計①	125 208	21 999	5 990	6 364	7 322	8 665	10 014	8 917	8 026	7 410	8 458	9 439	7 783	6 119	8 427	273
国勢調査	124 296	21 685	5 848	6 360	7 252	8 275	9 678	8 608	7 873	7 451	8 362	9 514	7 543	6 047	8 363	1 438
28	123 323	21 914	4 852	5 002	6 079	7 388	9 243	8 878	8 021	7 789	8 677	10 949	8 001	6 800	9 565	166
29	124 741	22 343	5 284	5 185	6 314	7 549	9 169	9 068	8 111	7 875	8 266	10 586	7 971	7 021	9 617	383
30	124 331	21 576	5 109	4 926	5 929	7 055	8 757	9 150	8 388	7 734	8 328	10 516	8 835	7 280	10 250	498
構 成 割 合 (単位 : %)																
昭和 61 年	100.0	29.3	6.2	6.1	7.0	9.4	7.2	6.9	6.7	5.9	4.8	3.5	3.0	2.1	1.8	0.0
平成 元	100.0	27.4	6.6	6.0	6.3	8.0	8.2	7.6	6.6	6.2	5.4	4.0	3.1	2.4	2.1	0.0
4	100.0	25.3	7.3	6.2	6.1	6.7	8.9	7.1	7.0	6.6	5.9	4.6	3.3	2.5	2.5	0.1
7	100.0	23.3	7.4	6.4	6.2	6.2	7.4	8.4	7.3	6.5	6.1	5.3	3.9	2.6	2.9	0.1
10	100.0	21.7	7.0	7.0	6.3	6.1	6.4	8.3	7.4	6.9	6.5	5.7	4.5	2.9	3.3	0.0
13	100.0	20.6	6.0	7.0	6.6	6.2	6.2	6.9	8.8	6.8	6.4	6.1	5.0	3.5	3.7	0.0
16	100.0	19.9	5.3	6.0	7.0	6.5	6.2	6.3	7.6	7.7	7.2	6.2	5.4	4.2	4.3	0.1
19	100.0	19.0	4.9	5.4	6.9	7.2	6.3	6.1	6.6	8.6	6.8	6.6	5.7	4.5	5.1	0.3
22 現行	100.0	18.5	4.6	4.9	5.9	7.3	6.8	6.4	6.3	7.3	8.2	7.0	5.8	4.9	6.0	0.1
新推計①	100.0	18.2	5.2	5.7	6.6	7.8	7.0	6.4	6.1	6.9	7.8	6.5	5.5	4.6	5.6	0.1
国勢調査	100.0	18.0	5.0	5.8	6.6	7.8	6.9	6.4	6.0	6.8	7.9	6.4	5.4	4.5	5.5	0.8
25	100.0	18.2	4.3	4.6	5.4	6.9	7.4	6.5	6.2	6.4	8.3	7.3	6.5	5.3	6.7	0.1
27 現行	100.0	17.7	4.1	4.3	4.9	6.2	7.6	7.0	6.5	6.3	7.4	8.1	6.8	5.4	7.4	0.2
新推計①	100.0	17.6	4.8	5.1	5.8	6.9	8.0	7.1	6.4	5.9	6.8	7.5	6.2	4.9	6.7	0.2
国勢調査	100.0	17.4	4.7	5.1	5.8	6.7	7.8	6.9	6.3	6.0	6.7	7.7	6.1	4.9	6.7	1.2
28	100.0	17.8	3.9	4.1	4.9	6.0	7.5	7.2	6.5	6.3	7.0	8.9	6.5	5.5	7.8	0.1
29	100.0	17.9	4.2	4.2	5.1	6.1	7.4	7.3	6.5	6.3	6.6	8.5	6.4	5.6	7.7	0.3
30	100.0	17.4	4.1	4.0	4.8	5.7	7.0	7.4	6.7	6.2	6.7	8.5	7.1	5.9	8.2	0.4

注 : 1) 端数処理（四捨五入）の関係で、総数が一致しないことがある。

2) 平成 7 年の数値は、兵庫県を除いたものである。

3) 平成 28 年の数値は、熊本県を除いたものである。

## ○ 健康票の再集計結果

### 1) 性・年齢階級別にみた世帯人員数の変化（平成 22 年）

- 「世帯員」単位で調査が行われる健康票については、新推計①による集計結果と現行の集計結果との違いを生む大きな要因として、世帯人員数の分布の変化が考えられる。
- そこで、性・年齢階級別の世帯人員数が現行からどのように変化するかをみた。

新推計①では、

- 総数は、20～40 歳代が増加し、それ以外の各年齢階級は減少。
- 男性は、総数で増加。20～40 歳代が増加し、それ以外の各年齢階級は減少。
- 特に、20～30 歳代で大きく増加。
- 女性は、総数で減少。20～30 歳代が増加し、それ以外の各年齢階級は減少。

**図表 3-25 性・年齢階級別にみた世帯人員数の変化（平成 22 年）**

年齢階級	現行 (a)			新推計① (b)			増減 (b - a)			平成22年
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	
総 数	125 739	60 559	65 180	125 739	61 224	64 515	0	665	△ 665	
9歳以下	10 952	5 555	5 398	10 878	5 508	5 371	△ 74	△ 47	△ 27	
10～19	12 283	6 246	6 036	11 997	6 109	5 888	△ 286	△ 137	△ 148	
20～29	11 915	5 915	6 000	13 802	7 043	6 759	1,887	1,128	759	
30～39	16 636	8 139	8 497	18 053	9 088	8 965	1,417	949	468	
40～49	16 566	8 130	8 437	16 822	8 435	8 388	256	305	△ 49	
50～59	17 167	8 399	8 768	16 409	8 055	8 355	△ 758	△ 344	△ 413	
60～69	19 097	9 209	9 887	17 983	8 609	9 375	△ 1,114	△ 600	△ 512	
70～79	13 457	6 161	7 296	12 657	5 704	6 953	△ 800	△ 457	△ 343	
80歳以上 (再掲)	7 524	2 734	4 790	6 995	2 599	4 396	△ 529	△ 135	△ 394	
65歳以上	29 768	13 042	16 726	27 873	12 153	15 720	△ 1,895	△ 889	△ 1,006	
75歳以上	13 699	5 468	8 231	12 787	5 129	7 658	△ 912	△ 339	△ 573	

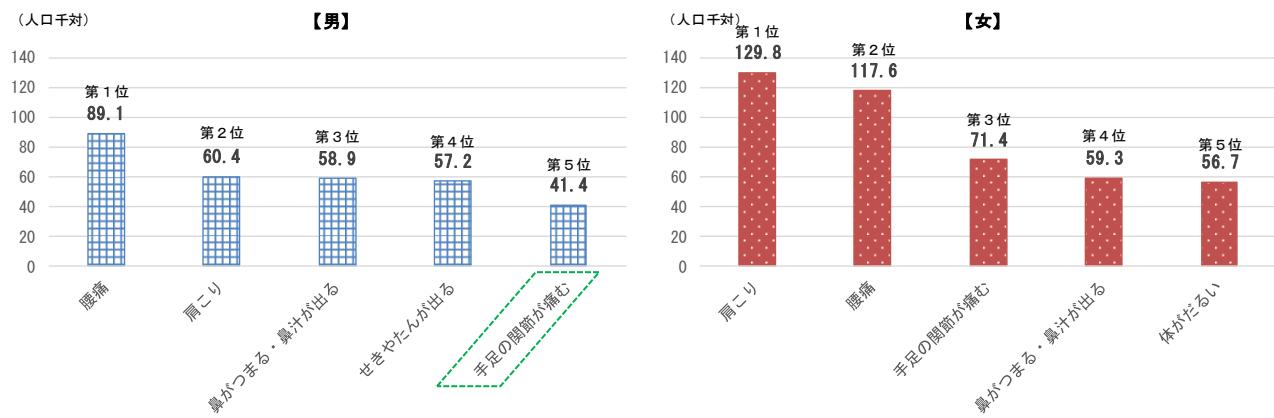
注：「総数」には、年齢不詳を含む。

## 2) 性別にみた有訴者率の上位 5 症状（平成 22 年）

- ・平成 22 年の性別に有訴者率の上位 5 症状をみると、男性は第 5 位が現行では「手足の関節が痛む」だったのに対し、新推計①では「体がだるい」となっている。
- ・男女とも現行と新推計①で有訴者率の大きな違いはみられない。

**図表 3-26 性別にみた有訴者率の上位 5 症状（複数回答）（平成 22 年）**

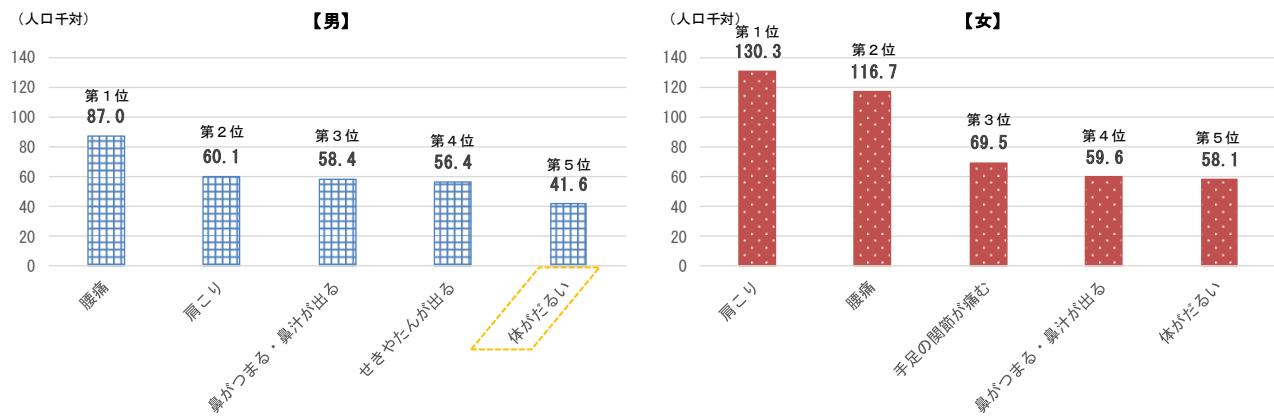
### 【現行】



注：有訴者には入院者は含まないが、分母となる世帯人員には入院者を含む。

注：有訴者には入院者は含まないが、分母となる世帯人員には入院者を含む。

### 【新推計①】



注：有訴者には入院者は含まないが、分母となる世帯人員には入院者を含む。

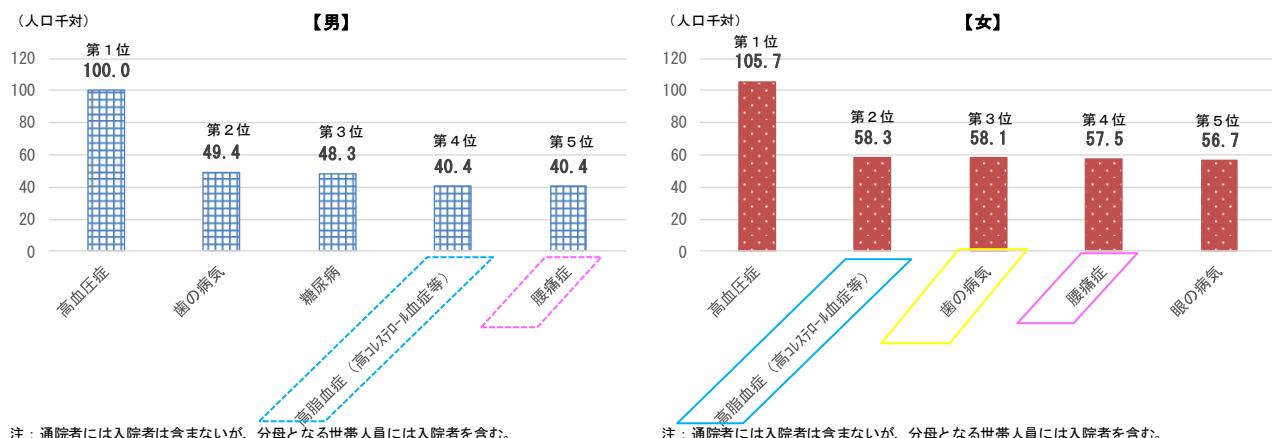
注：有訴者には入院者は含まないが、分母となる世帯人員には入院者を含む。

### 3) 性別にみた通院者率の上位 5 傷病（平成 22 年）

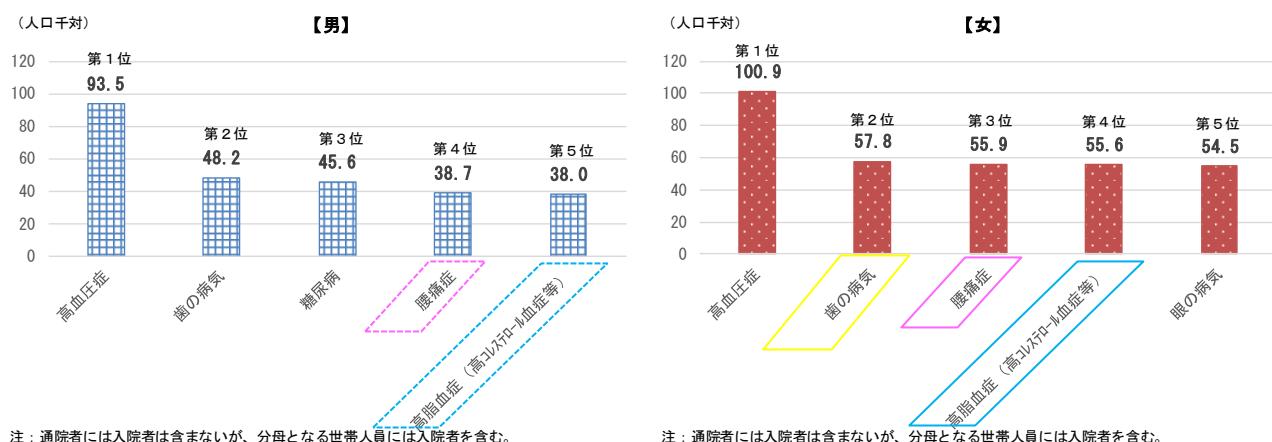
- 平成 22 年の性別に通院者率の上位 5 傷病をみると、男性は現行の第 4 位の「高脂血症（高コレステロール血症等）」、第 5 位の「腰痛症」が新推計①では順位が逆転をしている。
- 女性は現行の第 2 位の「高脂血症（高コレステロール血症等）」、第 3 位の「歯の病気」、第 4 位の「腰痛症」が新推計①ではそれぞれ第 4 位、第 2 位、第 3 位となっている。
- 男女とも現行と新推計①で通院者率の大きな違いはみられない。

**図表 3-27 性別にみた通院者率の上位 5 傷病（複数回答）（平成 22 年）**

#### 【現行】



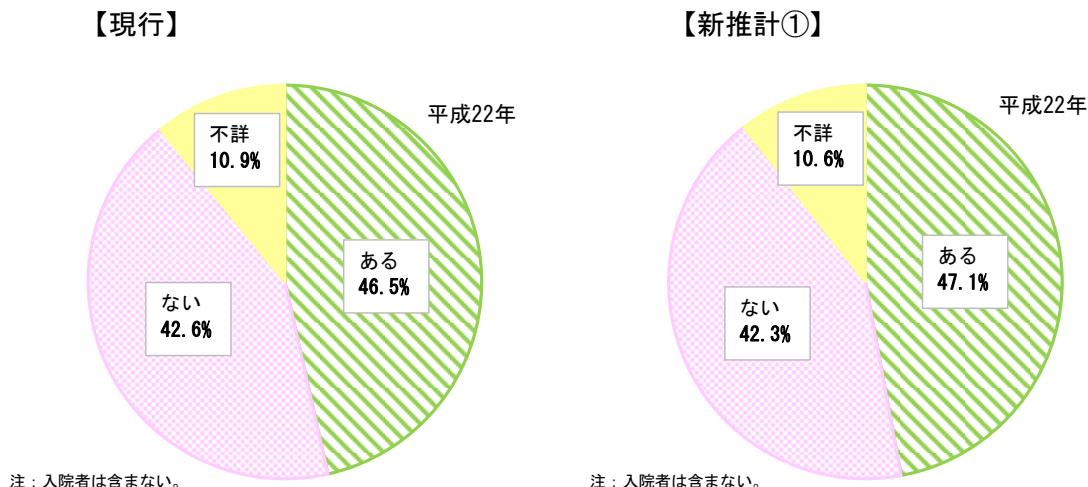
#### 【新推計①】



#### 4) 悩みやストレスの有無別の構成割合（12歳以上）（平成22年）

- 平成22年の12歳以上の者の悩みやストレスの有無別の構成割合をみると、現行と新推計①で大きな違いはみられない。

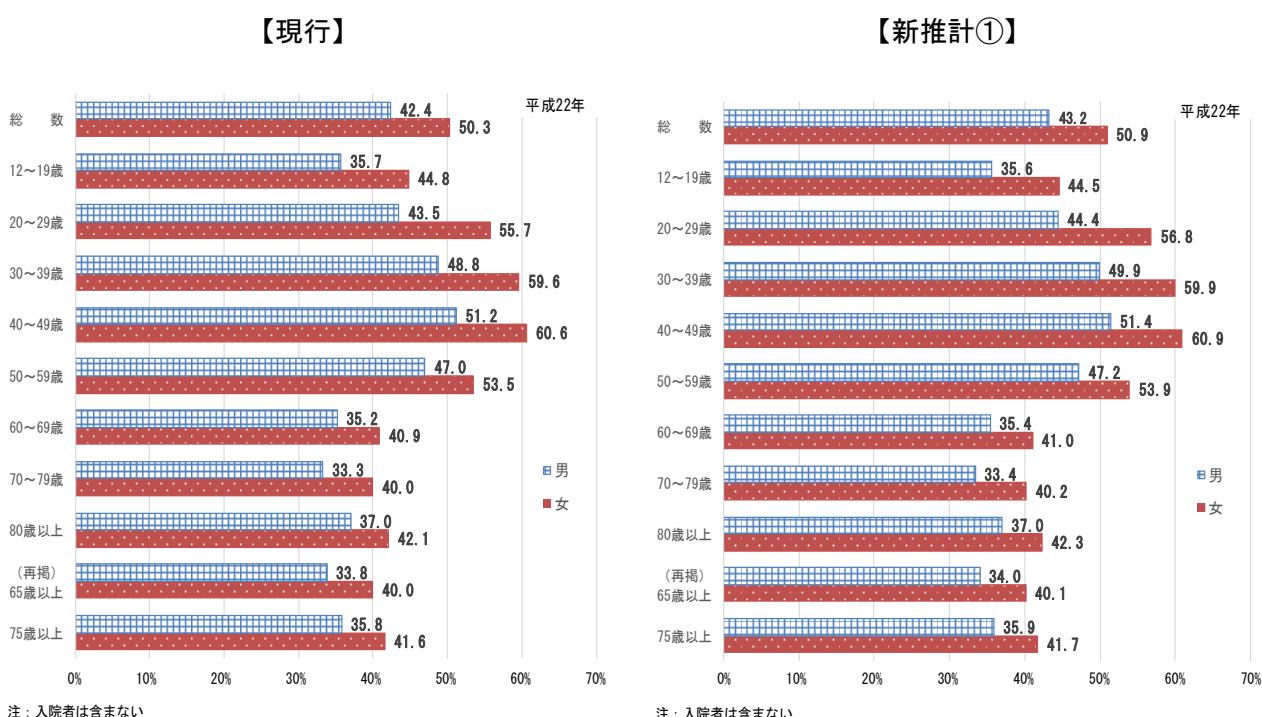
図表 3-28 悩みやストレスの有無別の構成割合（12歳以上）（平成22年）



#### 5) 性・年齢階級別にみた悩みやストレスがある者の割合（12歳以上）（平成22年）

- 性・年齢階級別に悩みやストレスのある者でみても、現行と新推計①で大きな違いはみられない。

図表 3-29 性・年齢階級別にみた悩みやストレスがある者の割合（12歳以上）（平成22年）

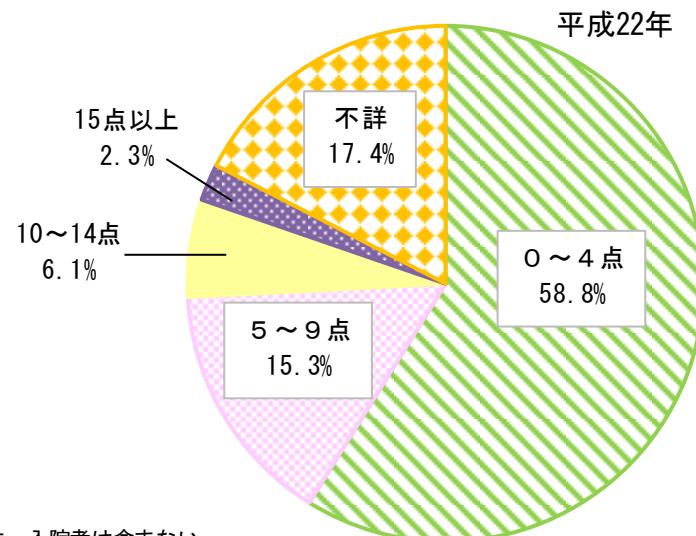


## 6) こころの状態（点数階級）別の構成割合（12歳以上）（平成22年）

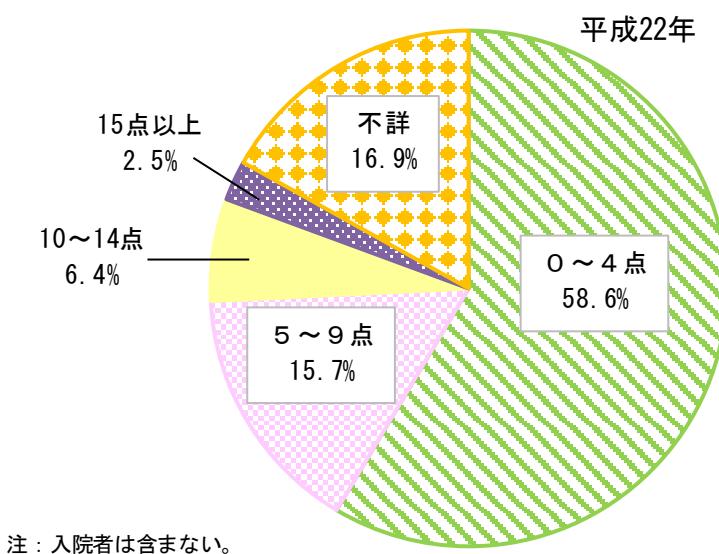
- 平成22年の12歳以上の者のこころの状態（点数階級）別の構成割合をみると、現行と新推計①で大きな違いはみられない。

図表 3-30 こころの状態（点数階級）別の構成割合（12歳以上）（平成22年）

【現行】



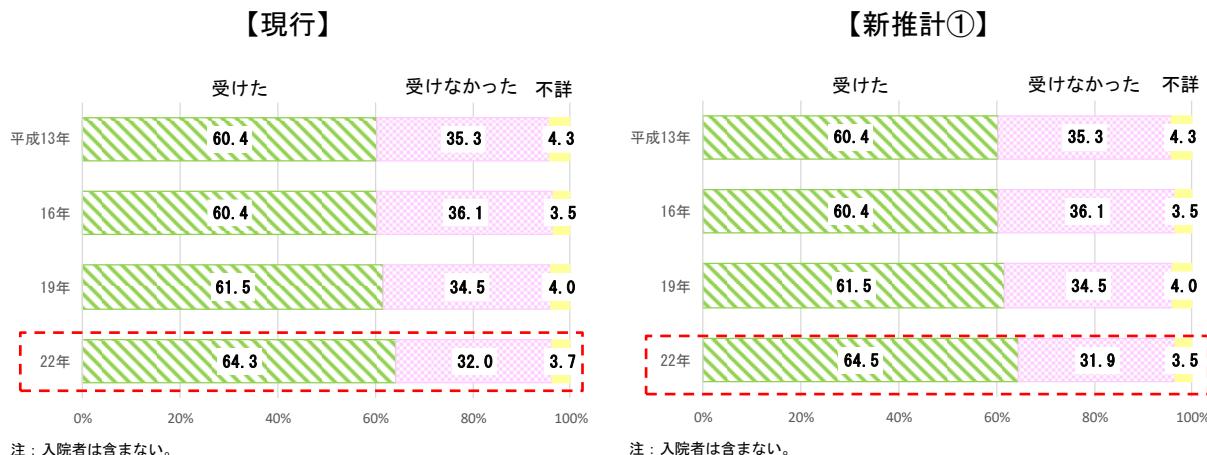
【新推計①】



## 7) 健診や人間ドックの受診状況の年次推移（20歳以上）

- 平成22年の20歳以上の者の健診や人間ドックの受診状況をみると、現行と新推計①で大きな違いはみられない。

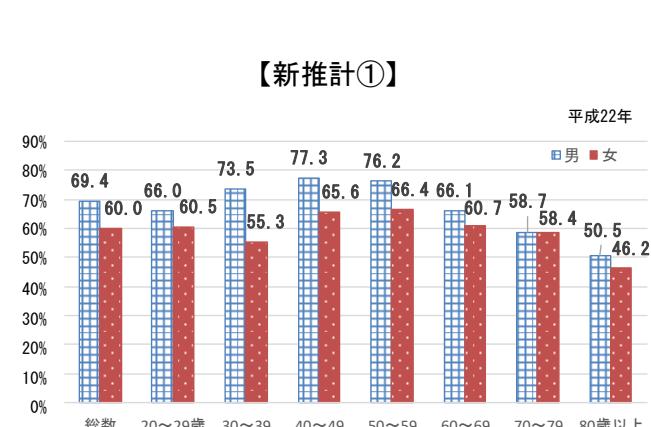
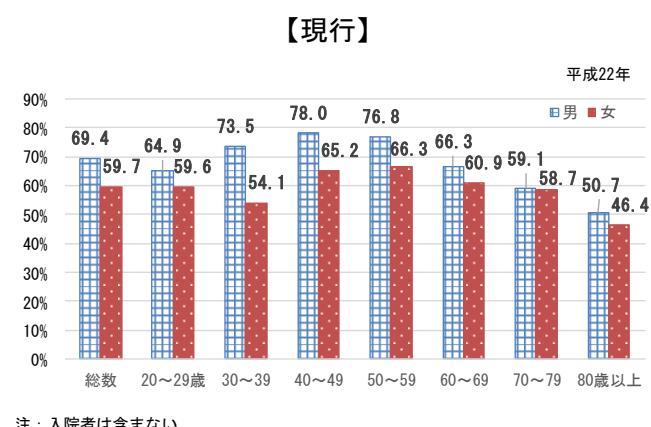
図表 3-31 健診や人間ドックの受診状況の年次推移（20歳以上）



## 8) 性・年齢階級別にみた健診や人間ドックの受診割合（20歳以上）

- 性・年齢階級別に受診割合をみても、現行と新推計①で大きな違いはみられない。

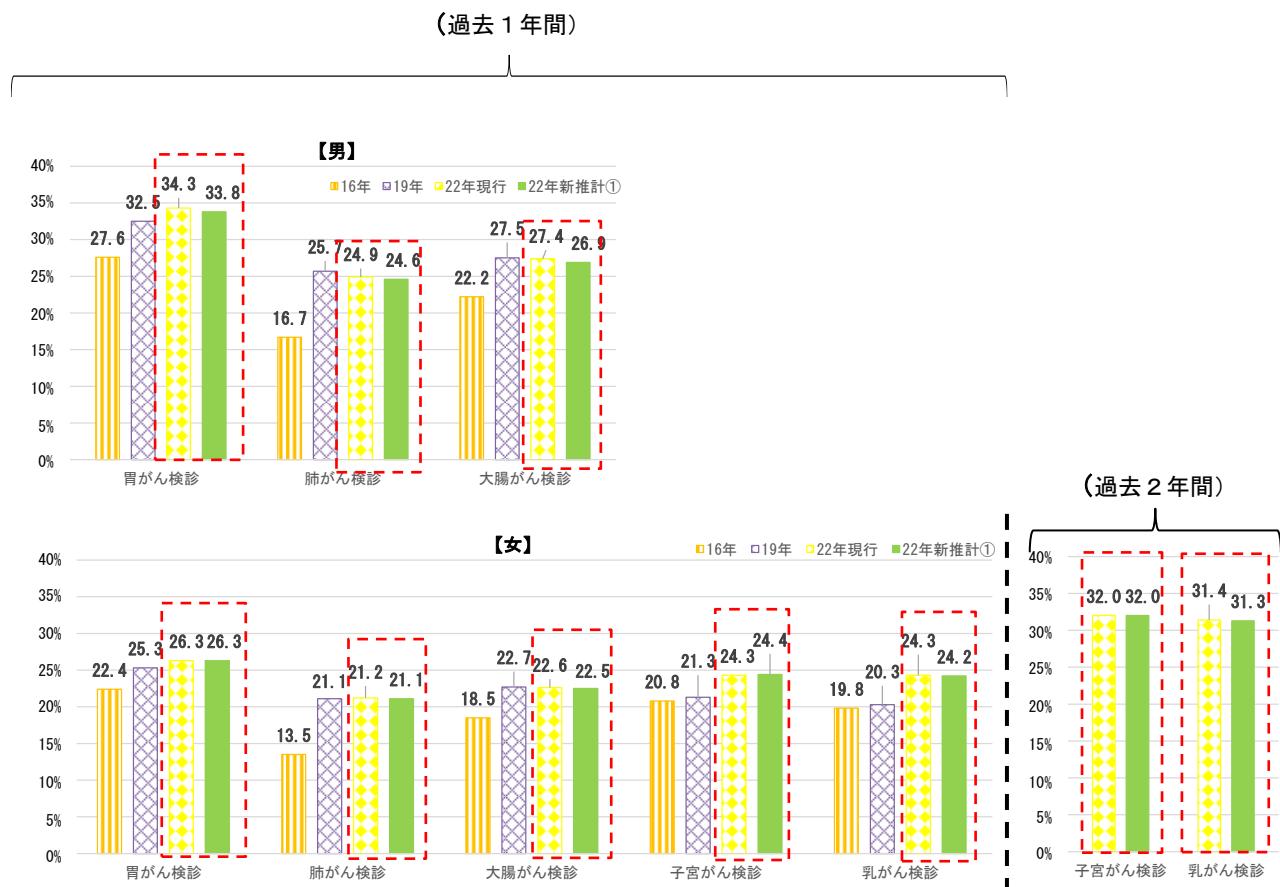
図表 3-32 性・年齢階級別にみた健診や人間ドックの受診割合（20歳以上）



9) 性別にみたがん検診の受診割合の年次推移 (40歳以上 (ただし、子宮がん検診は20歳以上))

- 平成22年の性別にがん検診の受診割合をみると、男女ともに現行と新推計①で大きな違いはない。

**図表 3-33 性別にみたがん検診（複数回答）の受診割合の年次推移  
(40歳以上 (ただし、子宮がん検診は20歳以上))**

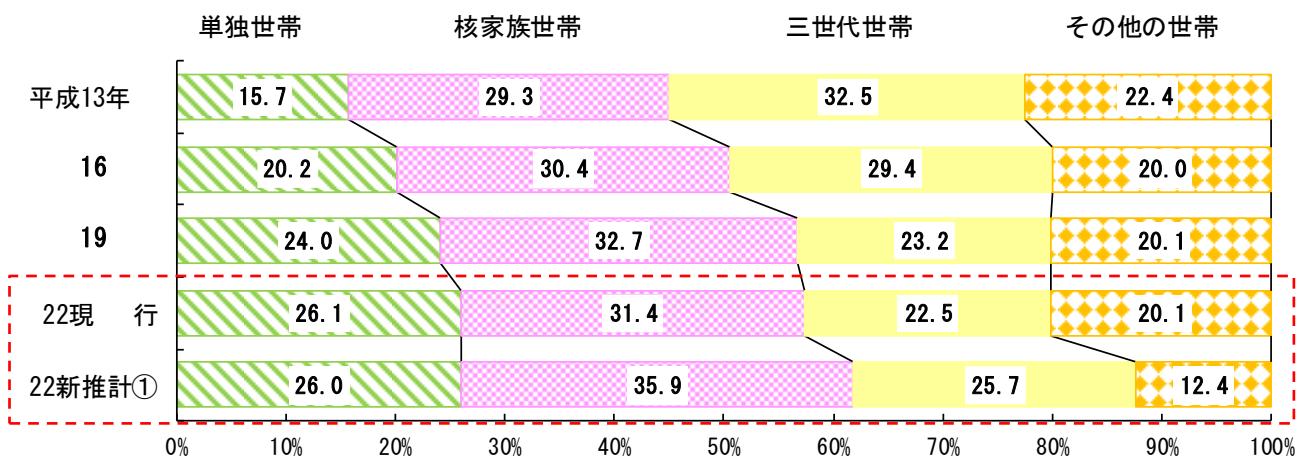


## ○ 介護票の再集計結果

### 1) 世帯構造別にみた要介護者等のいる世帯の構成割合の年次推移

- 平成 22 年の世帯構造別に要介護者等のいる世帯の構成割合をみると、現行に比べ新推計①では、「核家族世帯」で 4.5 ポイント、「三世代世帯」で 3.2 ポイント高くなり、一方、「その他の世帯」で 7.7 ポイント低くなっている。

図表 3-34 世帯構造別にみた要介護者等のいる世帯の構成割合の年次推移



図表 3-35 世帯構造別にみた要介護者等のいる世帯数（平成 22 年）

	総数	単独世帯	核家族世帯	(再掲) 夫婦のみの世帯	(再掲) 夫婦と未婚の子のみの世帯	(再掲) ひとり親と未婚の子のみの世帯	三世代世帯	その他の世帯	(再掲) 高齢者世帯	平成22年
現行 (a)	10 000	2 610	3 140	1 926	643	571	2 245	2 005	4 697	
新推計① (b)	10 000	2 597	3 593	1 922	764	906	2 571	1 240	4 519	
増減 (b-a)	0	△ 13	453	△ 3	121	335	325	△ 765	△ 178	

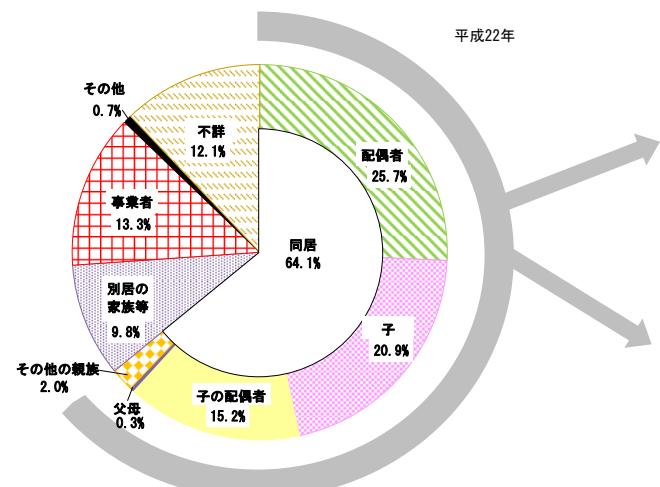
2) 要介護者等との続柄別にみた主な介護者及び性・年齢階級別にみた同居の主な介護者の構成割合（平成 22 年）

・平成 22 年の要介護者等との続柄別に主な介護者の構成割合をみると、現行と新推計①で大きな違いはみられない。

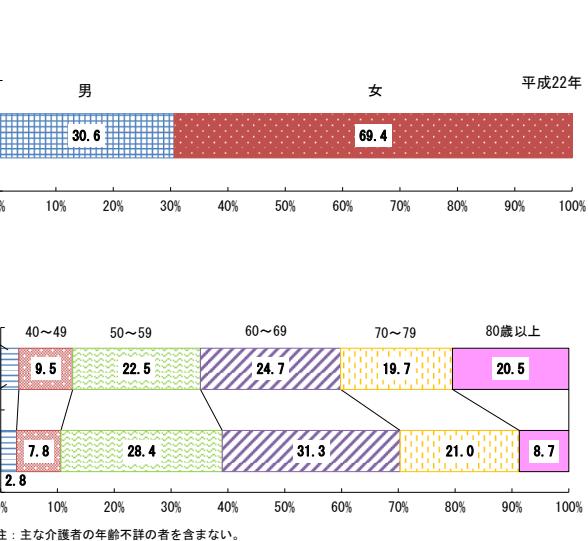
・性・年齢階級別に同居の主な介護者の構成割合をみると、現行と新推計①で大きな違いはみられない。

**図表 3-36 要介護者等との続柄別にみた主な介護者の構成割合（平成 22 年）**

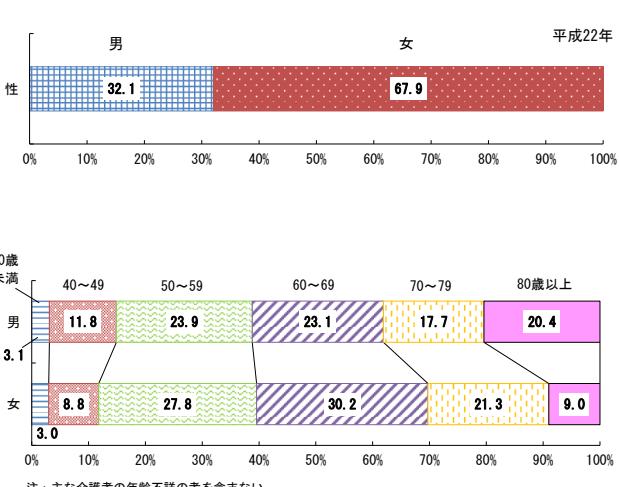
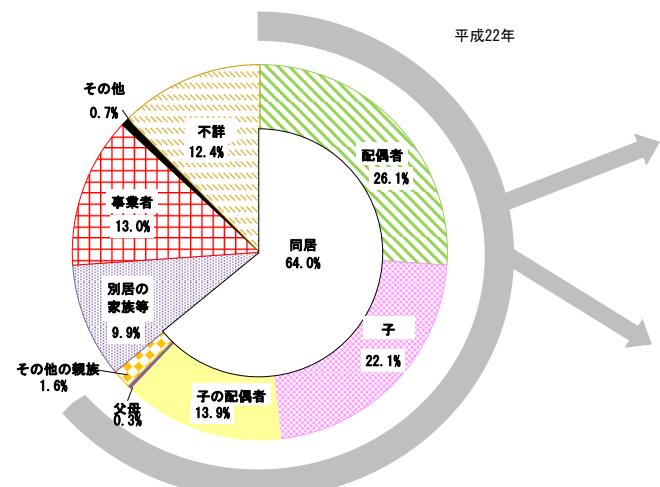
**【現 行】**



**図表 3-37 性・年齢階級別にみた同居の主な介護者の構成割合（平成 22 年）**



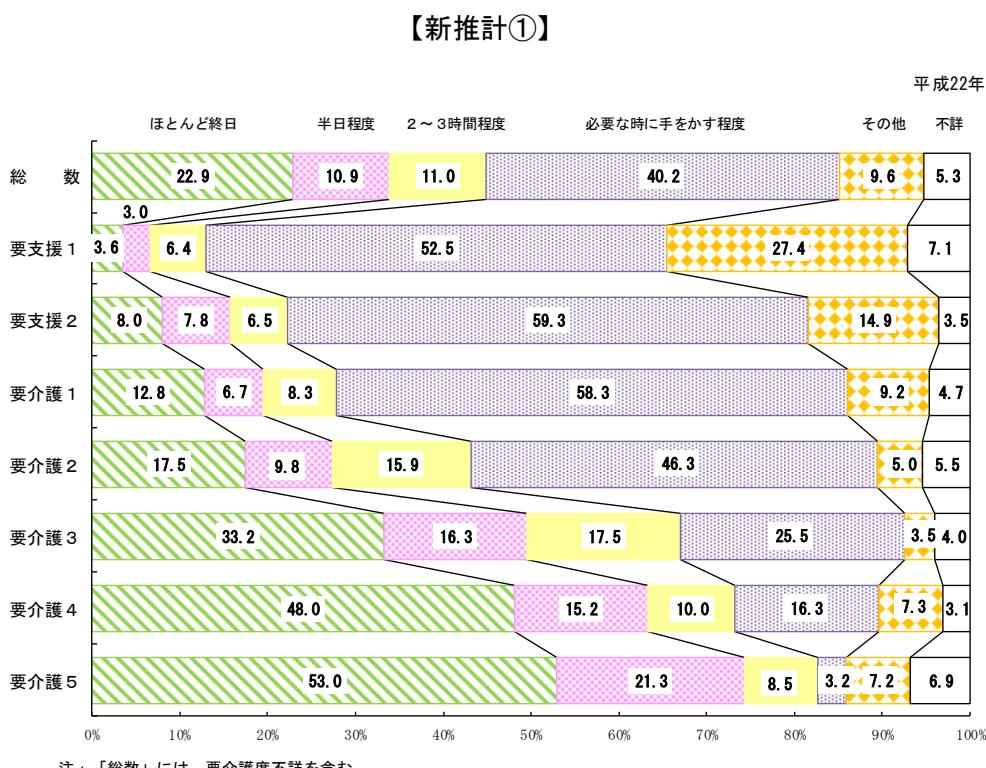
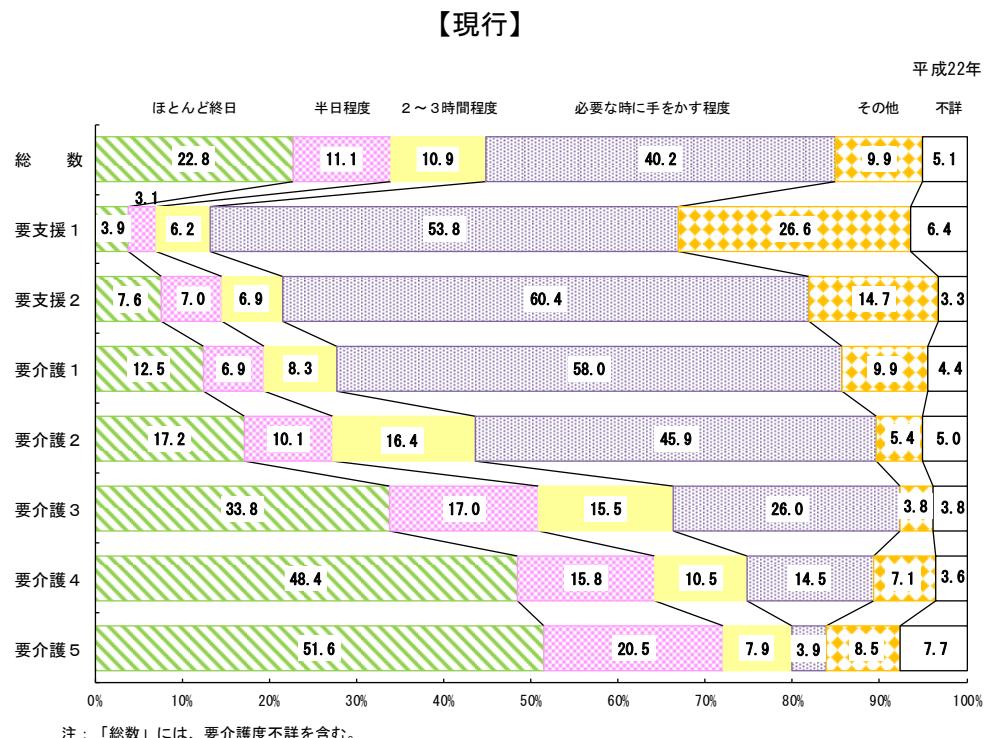
**【新推計①】**



### 3) 要介護度別にみた同居の主な介護者の介護時間の構成割合（平成 22 年）

- 平成 22 年の要介護度別に同居の主な介護者の介護時間の構成割合をみると、現行と新推計①で大きな違いはみられない。

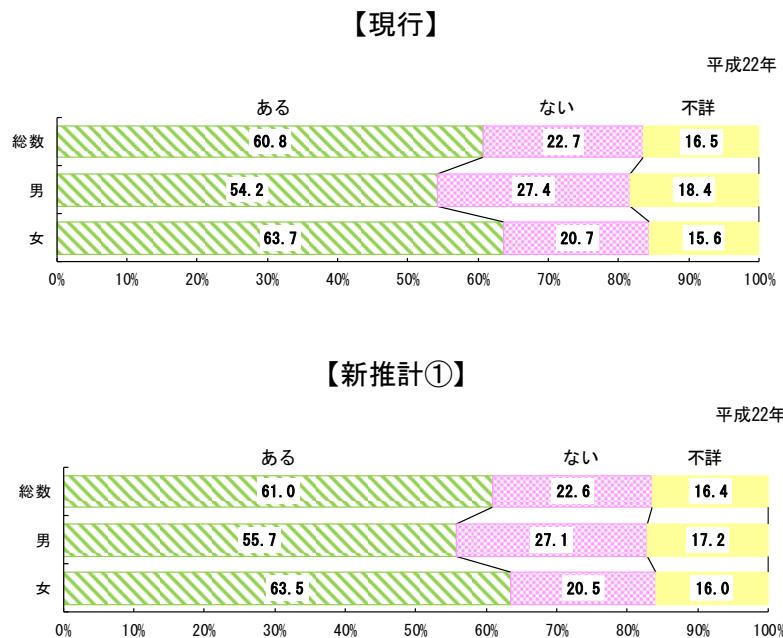
**図表 3-38 要介護度別にみた同居の主な介護者の介護時間の構成割合（平成 22 年）**



#### 4) 性別にみた同居の主な介護者の悩みやストレスの有無の構成割合（平成 22 年）

- 平成 22 年の性別に同居の主な介護者の悩みやストレスの有無の構成割合をみると、男女ともに現行と新推計①で大きな違いはみられない。

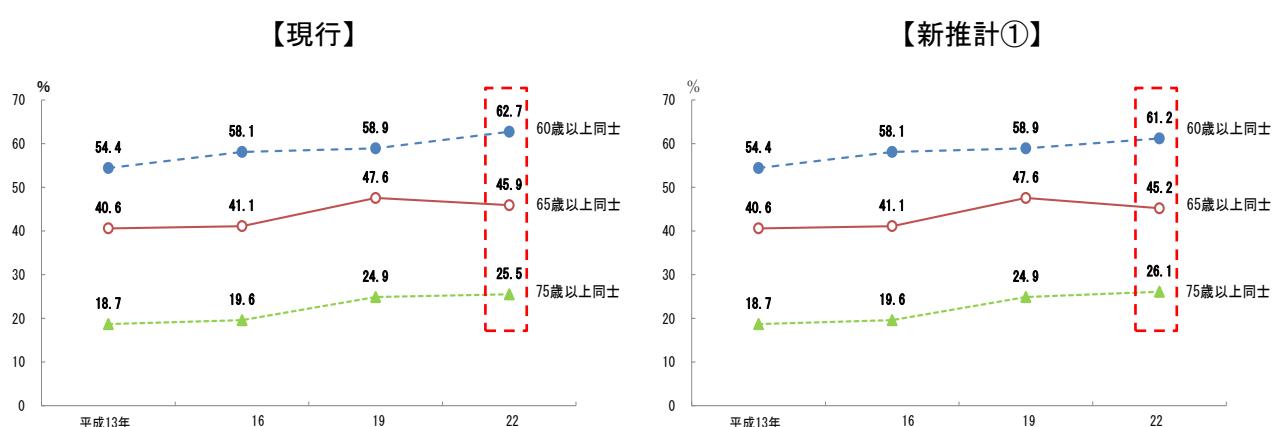
図表 3-39 性別にみた同居の主な介護者の悩みやストレスの有無の構成割合（平成 22 年）



#### 5) 年齢組合せ別にみた要介護者等と同居の主な介護者の割合の年次推移

- 平成 22 年の年齢組合せ別に要介護者等と同居の主な介護者の割合をみると、どの年齢の組合せとも現行と新推計①で大きな違いはみられない。

図表 3-40 年齢組合せ別にみた要介護者等と同居の主な介護者の割合の年次推移



## ○ 所得票の再集計結果

### 1) 世帯構造・世帯主の年齢階級別にみた世帯数の変化（平成 22 年）

- 「世帯」単位で調査が行われる所得票については、新推計①による集計結果と現行の集計結果との違いを生む大きな要因として、世帯数の分布の変化が考えられる。そこで、平成 22 年の世帯構造・世帯主の年齢階級別の世帯数が現行からどのように変化するかをみた。

新推計①では、

- ・単独世帯は、総数で増加。60 歳代以下が増加し、70 歳以上は減少。
- ・夫婦のみの世帯は、総数で減少。40 歳代以下が増加し、50 歳代以上は減少。
- ・夫婦と未婚の子のみの世帯は、総数で減少。30 歳代以下が増加し、40 歳代以上で概ね減少。
- ・ひとり親と未婚の子のみの世帯は、総数で増加。29 歳以下が減少し、30 歳代以上で増加。
- ・三世代世帯及びその他の世帯は、総数で減少。各年齢階級でみても概ね減少。

図表 3-41 世帯構造・世帯主の年齢階級別にみた世帯数の変化（平成 22 年）

	総 数	単独世帯		核家族世帯			三世代世帯	平成22年		
		男の単独	女の単独	夫婦のみの世帯	夫婦と未婚の子のみの世帯	ひとり親と未婚の子のみの世帯		その他世帯		
		現 行 (a)								
総数	100.0	21.8	9.5	12.3	62.0	25.0	30.7	6.3	8.8	7.4
29歳以下	3.9	2.1	1.3	0.9	1.5	0.5	1.0	0.1	0.0	0.2
30～39歳	11.4	1.8	1.2	0.6	8.9	1.6	6.7	0.6	0.4	0.3
40～49	14.6	2.0	1.3	0.7	10.5	1.2	8.1	1.3	1.3	0.8
50～59	18.1	2.8	1.7	1.1	11.1	3.1	6.4	1.6	2.5	1.7
60～69	24.3	4.5	2.0	2.5	15.2	8.4	5.4	1.3	2.3	2.3
70歳以上	27.8	8.6	2.1	6.5	14.8	10.3	3.2	1.4	2.3	2.1
(再掲) 65歳以上	39.1	10.8	2.9	7.9	22.1	14.7	5.3	2.1	3.2	3.0
新 推 計 ① (b)										
総数	100.0	30.1	15.9	14.3	58.6	21.2	30.0	7.4	7.8	3.4
29歳以下	7.4	5.6	3.5	2.1	1.7	0.6	1.1	0.0	0.0	0.2
30～39歳	14.3	4.5	3.1	1.4	9.3	1.8	6.8	0.7	0.3	0.2
40～49	16.2	3.7	2.7	1.1	10.9	1.3	7.9	1.6	1.3	0.3
50～59	18.0	3.9	2.5	1.5	11.2	2.7	6.4	2.1	2.1	0.8
60～69	21.7	5.0	2.4	2.6	13.4	6.7	5.1	1.6	2.0	1.2
70歳以上	22.4	7.4	1.7	5.7	12.2	8.1	2.7	1.5	2.0	0.8
(再掲) 65歳以上	32.3	9.7	2.7	7.0	18.4	11.5	4.7	2.1	2.9	1.3
増 減 (b - a)										
総数	0.0	8.3	6.4	2.0	△ 3.4	△ 3.8	△ 0.7	1.1	△ 1.0	△ 4.0
29歳以下	3.5	3.5	2.2	1.2	0.2	0.1	0.1	△ 0.1	0.0	0.0
30～39歳	2.9	2.7	1.9	0.8	0.4	0.2	0.1	0.1	△ 0.1	△ 0.1
40～49	1.6	1.7	1.4	0.4	0.4	0.1	△ 0.2	0.3	0.0	△ 0.5
50～59	△ 0.1	1.1	0.8	0.4	0.1	△ 0.4	0.0	0.5	△ 0.4	△ 0.9
60～69	△ 2.6	0.5	0.4	0.1	△ 1.8	△ 1.7	△ 0.3	0.3	△ 0.3	△ 1.1
70歳以上	△ 5.4	△ 1.2	△ 0.4	△ 0.8	△ 2.6	△ 2.2	△ 0.5	0.1	△ 0.3	△ 1.3
(再掲) 65歳以上	△ 6.8	△ 1.1	△ 0.2	△ 0.9	△ 3.7	△ 3.2	△ 0.6	0.0	△ 0.3	△ 1.7

注：年齢階級の「総数」には、年齢不詳を含む。

## 2) 世帯構造・世帯主の年齢階級別にみた世帯数の変化（平成 27 年）

- 同様に、平成 27 年の世帯構造・世帯主の年齢階級別の世帯数が現行からどのように変化するかをみた。

新推計①では、

- 単独世帯は、総数で大きく増加。50 歳代以下が増加し、60 歳代以上は減少。
- 夫婦のみの世帯は、総数で減少。40 歳代以下が増加し、50 歳代以上は減少。
- 夫婦と未婚の子のみの世帯は、総数で減少。30 歳代以下が増加し、40 歳代以上は減少。
- ひとり親と未婚の子のみの世帯は、総数で増加。各年齢階級でみても概ね増加。
- 三世代世帯は、総数で減少。40 歳代が増加し、50 歳代以上は減少。
- その他の世帯は、総数で減少。29 歳以下が増加し、40 歳代以上で減少。

図表 3-42 世帯構造・世帯主の年齢階級別にみた世帯数の変化（平成 27 年）

	総 数	単独世帯		核家族世帯			三世代世帯			平成27年 その他の世 帯	
		男の単独	女の単独	夫婦のみの 世帯	夫婦と未婚 の子のみの 世帯	ひとり親と 未婚の子の みの世帯					
		現 行 (a)									新 推 計 ① (b)
総数	100.0	22.9	9.8	13.0	62.9	25.4	30.6	6.9	7.2	7.0	
29歳以下	3.0	1.4	0.9	0.6	1.4	0.3	0.9	0.2	-	0.1	
30～39歳	8.7	1.2	0.8	0.4	6.9	1.2	5.2	0.6	0.3	0.3	
40～49	15.3	1.8	1.2	0.6	12.0	1.6	9.0	1.5	0.8	0.8	
50～59	16.3	2.4	1.3	1.0	10.9	2.9	6.5	1.5	1.8	1.3	
60～69	23.5	5.3	2.4	2.9	14.1	7.8	5.1	1.2	2.1	2.0	
70歳以上	33.2	10.9	3.3	7.6	17.7	11.6	4.0	2.0	2.3	2.4	
(再掲) 65歳以上	45.5	13.6	4.4	9.2	25.1	16.2	6.3	2.5	3.2	3.6	
総数	100.0	33.2	17.3	15.9	57.1	20.6	27.1	9.4	6.2	3.5	
29歳以下	8.4	6.3	3.9	2.3	1.8	0.6	1.0	0.2	-	0.3	
30～39歳	13.2	4.4	2.8	1.6	8.2	1.7	5.4	1.1	0.3	0.3	
40～49	17.6	4.6	3.0	1.6	11.7	1.7	7.7	2.2	1.0	0.3	
50～59	16.0	4.1	2.6	1.5	9.9	2.5	5.4	2.0	1.4	0.6	
60～69	19.5	5.1	2.6	2.5	11.6	5.7	4.3	1.6	1.7	1.1	
70歳以上	25.4	8.6	2.3	6.3	13.9	8.4	3.3	2.2	1.9	1.0	
(再掲) 65歳以上	35.8	11.4	3.6	7.8	20.2	11.8	5.4	3.0	2.8	1.5	
総数	0.0	10.3	7.5	2.9	△ 5.8	△ 4.8	△ 3.5	2.5	△ 1.0	△ 3.5	
29歳以下	5.4	4.9	3.0	1.7	0.4	0.3	0.1	0.0	-	0.2	
30～39歳	4.5	3.2	2.0	1.2	1.3	0.5	0.2	0.5	0.0	0.0	
40～49	2.3	2.8	1.8	1.0	△ 0.3	0.1	△ 1.3	0.7	0.2	△ 0.5	
50～59	△ 0.3	1.7	1.3	0.5	△ 1.0	△ 0.4	△ 1.1	0.5	△ 0.4	△ 0.7	
60～69	△ 4.0	△ 0.2	0.2	△ 0.4	△ 2.5	△ 2.1	△ 0.8	0.4	△ 0.4	△ 0.9	
70歳以上	△ 7.8	△ 2.3	△ 1.0	△ 1.3	△ 3.8	△ 3.2	△ 0.7	0.2	△ 0.4	△ 1.4	
(再掲) 65歳以上	△ 9.7	△ 2.2	△ 0.8	△ 1.4	△ 4.9	△ 4.4	△ 0.9	0.5	△ 0.4	△ 2.1	

注：年齢階級の「総数」には、年齢不詳を含む。

### 3) 各種世帯の1世帯当たり平均所得金額の年次推移

- 平成21年の1世帯当たりの平均所得金額をみると、「全世帯」は新推計①で532.9万円となり、現行より16.7万円減少、「高齢者世帯」は新推計①で305.2万円となり、現行より2.7万円減少、「児童のいる世帯」は新推計①で699.4万円となり、現行より2.1万円増加となっている。
- 平成26年の1世帯当たりの平均所得金額をみると、「全世帯」は新推計①で513.1万円となり、現行より28.8万円減少、「高齢者世帯」は新推計①で285.9万円となり、現行より11.4万円減少、「児童のいる世帯」は新推計①で698.4万円となり、現行より14.5万円減少となっている。

**図表 3-43 各種世帯の1世帯当たり平均所得金額の年次推移**

	平成 17年	18	19	20	21			22	23	24	25	26		
					現行(a)	新推計①(b)	増減(b-a)					現行(c)	新推計①(d)	増減(d-c)
全 世 帯(万円)	563.8	566.8	556.2	547.5	549.6	532.9	△16.7	538.0	548.2	537.2	528.9	541.9	513.1	△28.8
対前年増減率(%)	△2.9	0.5	△1.9	△1.6	0.4	△2.7	△3.1	△2.1	1.9	△2.0	△1.5	2.5	△3.0	△5.4
高 齢 者 世 帯(万円)	301.9	306.3	298.9	297.0	307.9	305.2	△2.7	307.2	303.6	309.1	300.5	297.3	285.9	△11.4
対前年増減率(%)	2.0	1.5	△2.4	△0.6	3.7	2.8	△0.9	△0.2	△1.2	1.8	△2.8	△1.1	△4.9	△3.8
児童のいる世帯(万円)	718.0	701.2	691.4	688.5	697.3	699.4	2.1	658.1	697.0	673.2	696.3	712.9	698.4	△14.5
対前年増減率(%)	0.4	△2.3	△1.4	△0.4	1.3	1.6	0.3	△5.6	5.9	△3.4	3.4	2.4	0.3	△2.1

注：1)平成22年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。

2)平成23年の数値は、福島県を除いたものである。

4) 世帯主の年齢階級別にみた1世帯当たり・世帯人員1人当たり平均所得金額  
及び平均世帯人員・平均有業人員（平成22年調査）

- ・平成21年の世帯主の年齢階級別に1世帯当たり平均所得金額をみると、新推計①は「70歳以上」以外の各年齢階級で現行より減少となっている。
- ・世帯人員1人当たり平均所得金額をみると、新推計①はすべての年齢階級で現行より増加となっている。
- ・平成22年の平均世帯人員及び平均有業人員をみると、新推計①はすべての年齢階級で現行より減少となっている。
- ・概ね、50歳代以下の増減幅が他の年齢階級に比べ大きくなっている。

**図表 3-44 世帯主の年齢階級別にみた1世帯当たり・世帯人員1人当たり平均所得金額  
及び平均世帯人員・平均有業人員（平成22年調査）**

		平成22年調査							
		総 数	29歳以下	30～39歳	40～49	50～59	60～69	70歳以上	(再掲) 65歳以上
1世帯当たり 平均所得金額 (万円)	現行(a)	549.6	301.0	551.3	678.5	731.9	539.5	406.5	429.2
	新推計① (b)	532.9	263.4	517.9	658.0	702.7	530.4	407.2	430.4
	増減(b-a)	△ 16.7	△ 37.6	△ 33.4	△ 20.5	△ 29.2	△ 9.1	0.7	1.2
世帯人員1人当たり 平均所得金額 (万円)	現行(c)	207.3	163.6	179.0	202.8	249.0	216.3	186.9	191.7
	新推計① (d)	213.9	180.6	196.2	214.4	252.2	218.8	189.6	194.6
	増減(d-c)	6.6	17.0	17.2	11.6	3.2	2.5	2.7	2.9
平均世帯人員 (人)	現行(e)	2.65	1.84	3.08	3.35	2.94	2.49	2.18	2.24
	新推計① (f)	2.49	1.46	2.64	3.07	2.79	2.42	2.15	2.21
	増減(f-e)	△ 0.16	△ 0.38	△ 0.44	△ 0.28	△ 0.15	△ 0.07	△ 0.03	△ 0.03
平均有業人員 (人)	現行(g)	1.29	1.06	1.42	1.63	1.91	1.34	0.65	0.78
	新推計① (h)	1.27	0.93	1.31	1.56	1.84	1.31	0.64	0.78
	増減(h-g)	△ 0.02	△ 0.13	△ 0.11	△ 0.07	△ 0.07	△ 0.03	△ 0.01	△ 0.00

注：1)「総数」には、年齢不詳を含む。

2) 平均所得金額は、平成21年のものである。

5) 世帯主の年齢階級別にみた1世帯当たり・世帯人員1人当たり平均所得金額  
及び平均世帯人員・平均有業人員（平成27年調査）

- 平成26年の世帯主の年齢階級別に1世帯当たり平均所得金額をみると、新推計①はすべての年齢階級で現行より減少となっている。特に「29歳以下」から「50~59歳」までは45万円以上と大きく減少している。
- 世帯人員1人当たり平均所得金額をみると、新推計①は50歳代以下で増加、一方、60歳代以上で減少している。
- 平成27年の平均世帯人員及び平均有業人員をみると、新推計①はすべての年齢階級で現行より減少となっている。特に「29歳以下」から「50~59歳」までは平均世帯人員で0.30人以上、平均有業人員で0.13人以上と大きく減少している。

**図表 3-45 世帯主の年齢階級別にみた1世帯当たり・世帯人員1人当たり平均所得金額  
及び平均世帯人員・平均有業人員（平成27年調査）**

		総数	29歳以下	30~39歳	40~49	50~59	60~69	70歳以上	（再掲） 65歳以上
1世帯当たり 平均所得金額 (万円)	現行(i)	541.9	365.3	558.9	686.9	768.1	525.8	386.7	417.9
	新推計①(j)	513.1	320.2	504.9	624.6	709.8	509.7	382.6	414.1
	増減(j-i)	△ 28.8	△ 45.1	△ 54.0	△ 62.3	△ 58.3	△ 16.1	△ 4.1	△ 3.8
世帯人員1人当たり 平均所得金額 (万円)	現行(k)	211.0	176.4	178.8	214.1	262.4	217.9	183.8	192.4
	新推計①(l)	217.3	216.7	197.7	223.3	270.2	216.6	183.1	192.0
	増減(l-k)	6.3	40.3	18.9	9.2	7.8	△ 1.3	△ 0.7	△ 0.4
平均世帯人員 (人)	現行(m)	2.57	2.07	3.13	3.21	2.93	2.41	2.10	2.17
	新推計①(n)	2.36	1.48	2.55	2.80	2.63	2.35	2.09	2.16
	増減(n-m)	△ 0.21	△ 0.59	△ 0.58	△ 0.41	△ 0.30	△ 0.06	△ 0.01	△ 0.01
平均有業人員 (人)	現行(o)	1.31	1.25	1.49	1.67	2.00	1.40	0.70	0.84
	新推計①(p)	1.27	1.08	1.36	1.54	1.83	1.37	0.69	0.84
	増減(p-o)	△ 0.04	△ 0.17	△ 0.13	△ 0.13	△ 0.17	△ 0.03	△ 0.01	△ 0.00

注：1)「総数」には、年齢不詳を含む。

2) 平均所得金額は、平成26年のものである。

## 6) 各種世帯別にみた所得金額階級別世帯数の分布及び中央値（平成 21 年）

- 平成 21 年の所得金額階級別世帯数の相対度数分布をみると、「全世帯」の新推計①は現行と比べ、中央値が属する所得金額階級区分（「400～450 万円未満」）より下の階級（「350～400 万円未満」以下）で概ね増加、上の階級（「450～500 万円未満」以上）で概ね減少している。
- これを各種世帯別でみると、「高齢者世帯」、「児童のいる世帯」及び「母子世帯」も同様にそれぞれの中央値が属する所得金額階級区分（※）より下の階級で概ね増加、上の階級で概ね減少している。

※高齢者世帯：「250～300 万円未満」、児童のいる世帯：「600～700 万円未満」、

母子世帯：「200～250 万円未満」

**図表 3-46 各種世帯別にみた所得金額階級別世帯数の分布及び中央値（平成 21 年）**

平成22年調査

所得金額階級	全世帯						高齢者世帯						児童のいる世帯						母子世帯						
	現行 (a)		新推計① (b)		増減 (b-a)		現行 (c)		新推計① (d)		増減 (d-c)		現行 (e)		新推計① (f)		増減 (f-e)		現行 (g)		新推計① (h)		増減 (h-g)		
	累積度数 分布(%)	相対度数 分布(%)																							
総 数	•	100.0	•	100.0		•	100.0	•	100.0		•	100.0	•	100.0		•	100.0	•	100.0	•	100.0	•	100.0		
50 万 円 未 満	1.1	1.1	1.3	1.3	0.2	0.2	2.4	2.4	2.3	2.3	△ 0.1	△ 0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.5	0.4	0.4	△ 0.1	△ 0.1	
50～100万円未満	5.9	4.8	6.4	5.1	0.5	0.3	13.1	10.7	13.3	11.0	0.2	0.3	1.2	1.1	1.1	1.1	△ 0.1	0.0	8.7	8.2	9.7	9.3	1.0	1.1	
100～150	12.2	6.3	13.2	6.7	1.0	0.4	25.2	12.2	25.8	12.5	0.6	0.3	3.3	2.1	3.0	1.9	△ 0.3	△ 0.2	19.9	11.1	20.9	11.1	1.0	0.0	
150～200	18.5	6.4	19.9	6.7	1.4	0.3	37.8	12.5	38.5	12.7	0.7	0.2	5.9	2.6	5.6	2.6	△ 0.3	0.0	39.5	19.7	42.3	21.5	2.8	1.8	
200～250	25.3	6.8	27.0	7.1	1.7	0.3	48.7	11.0	49.6	11.2	0.9	0.2	9.1	3.3	8.9	3.3	△ 0.2	0.0	55.0	15.5	58.1	15.7	3.1	0.2	
250～300	32.0	6.7	33.6	6.7	1.6	0.0	59.9	11.2	61.1	11.5	1.2	0.3	13.1	3.9	12.9	4.0	△ 0.2	0.1	70.9	15.8	75.7	17.6	4.8	1.8	
300～350	38.7	6.6	40.6	7.0	1.9	0.4	69.6	9.7	70.7	9.5	1.1	△ 0.2	17.5	4.4	17.4	4.5	△ 0.1	0.1	78.2	7.3	81.8	6.1	3.6	△ 1.2	
350～400	45.2	6.5	47.0	6.4	1.8	△ 0.1	78.0	8.4	78.5	7.8	0.5	△ 0.6	22.9	5.4	22.7	5.3	△ 0.2	△ 0.1	81.8	3.7	84.4	2.7	2.6	△ 1.0	
400～450	51.1	6.0	53.0	6.0	1.9	0.0	83.7	5.8	84.0	5.4	0.3	△ 0.4	28.9	6.0	28.8	6.1	△ 0.1	0.1	88.0	6.2	90.2	5.8	2.2	△ 0.4	
450～500	56.3	5.2	58.1	5.1	1.8	△ 0.1	87.6	3.9	87.9	3.9	0.3	0.0	34.9	6.1	35.3	6.5	0.4	0.4	91.3	3.3	93.0	2.8	1.7	△ 0.5	
500～600	65.7	9.4	67.5	9.5	1.8	0.1	92.2	4.6	92.4	4.5	0.2	△ 0.1	48.6	13.7	49.3	13.9	0.7	0.2	97.8	6.5	98.1	5.1	0.3	△ 1.4	
600～700	73.1	7.5	74.7	7.2	1.6	△ 0.3	94.8	2.6	95.0	2.6	0.2	0.0	60.6	11.9	60.6	11.4	0.0	△ 0.5	98.9	1.1	98.9	0.8	0.0	△ 0.3	
700～800	79.2	6.1	80.4	5.7	1.2	△ 0.4	96.2	1.3	96.2	1.3	0.0	0.0	69.9	9.3	69.9	9.2	0.0	△ 0.1	98.9	-	98.9	-	0.0	-	
800～900	84.3	5.1	85.2	4.7	0.9	△ 0.4	97.2	1.0	97.2	1.0	0.0	0.0	77.7	7.8	77.8	7.9	0.1	0.1	99.6	0.8	99.9	1.0	0.3	0.2	
900～1000	88.0	3.7	88.7	3.5	0.7	△ 0.2	97.8	0.7	97.9	0.7	0.1	0.0	83.4	5.7	83.5	5.7	0.1	0.0	99.6	-	99.9	-	0.3	-	
1000 万 円 以 上	100.0	12.0	100.0	11.3		△ 0.7	100.0	2.2	100.0	2.1		△ 0.1	100.0	16.6	100.0	16.5		△ 0.1	100.0	0.4	100.0	0.1		△ 0.3	
平均所得金額 以下の割合 (%)	61.4	61.9	0.5	90.3	89.6	△ 0.7		42.2		40.5		△ 1.7		95.1		94.9		△ 0.2							
中央値（万円）	438	420	△ 18	254	251	△ 3		607		603		△ 4		229		225		△ 4							

注：四捨五入をしてあるため、内訳の合計が「総数」に合わない場合もある。

## 7) 各種世帯別にみた所得金額階級別世帯数の分布及び中央値（平成 26 年）

- ・平成 26 年の所得金額階級別世帯数の相対度数分布をみると、「全世帯」の新推計①は現行と比べ、中央値が属する所得金額階級区分（「400～450 万円未満」）より下の階級（「350～400 万円未満」以下）で概ね増加、上の階級（「450～500 万円未満」以上）で概ね減少している。
- ・これを各種世帯別でみると、「高齢者世帯」及び「児童のいる世帯」は同様にそれぞれの中央値が属する所得金額階級区分（※）より下の階級で概ね増加、上の階級で概ね減少しているが、「母子世帯」は中央値が属する所得金額階級区分（「200～250 万円未満」）より下の階級、上の階級とも増減どちらの傾向もみえない。

※高齢者世帯：「200～250 万円未満」、児童のいる世帯：「600～700 万円未満」

**図表 3-47 各種世帯別にみた所得金額階級別世帯数の分布及び中央値（平成 26 年）**

平成27年調査

所得金額階級	全世帯			高齢者世帯			児童のいる世帯			母子世帯		
	現行 (a)	新推計① (b)	増減 (b - a)	現行 (c)	新推計① (d)	増減 (d - c)	現行 (e)	新推計① (f)	増減 (f - e)	現行 (g)	新推計① (h)	増減 (h - g)
	累積度数 分布 (%)	相対度数 分布 (%)										
総 数	· 100.0	· 100.0	·	· 100.0	· 100.0	·	· 100.0	· 100.0	·	· 100.0	· 100.0	·
50 万円未満	1.0	1.0	1.2	1.2	0.2	0.2	2.1	2.1	2.5	2.5	0.4	0.4
50～100万円未満	6.4	5.4	7.0	5.9	0.6	0.5	13.7	11.6	14.9	12.4	1.2	0.8
100～150	12.9	6.5	14.3	7.2	1.4	0.7	26.1	12.4	28.1	13.3	2.0	0.9
150～200	20.1	7.2	21.8	7.5	1.7	0.3	40.9	14.8	43.4	15.3	2.5	0.5
200～250	26.7	6.7	28.7	6.9	2.0	0.2	51.8	10.9	54.4	10.9	2.6	0.0
250～300	34.0	7.3	35.9	7.2	1.9	△ 0.1	63.0	11.2	65.2	10.8	2.2	△ 0.4
300～350	41.1	7.1	43.1	7.2	2.0	0.1	73.8	10.8	75.5	10.4	1.7	△ 0.4
350～400	47.1	6.0	49.2	6.1	2.1	0.1	81.4	7.6	82.8	7.3	1.4	△ 0.3
400～450	52.0	4.9	54.4	5.2	2.4	0.3	85.3	3.9	86.5	3.6	1.2	△ 0.3
450～500	56.9	4.9	59.1	4.7	2.2	△ 0.2	89.1	3.8	90.0	3.6	0.9	△ 0.2
500～600	65.7	8.8	68.1	9.0	2.4	0.2	93.6	4.5	94.2	4.1	0.6	△ 0.4
600～700	73.0	7.3	75.6	7.5	2.6	0.2	95.6	2.0	96.0	1.8	0.4	△ 0.2
700～800	79.3	6.3	81.7	6.0	2.4	△ 0.3	97.1	1.5	97.3	1.4	0.2	△ 0.1
800～900	84.0	4.7	86.1	4.4	2.1	△ 0.3	97.6	0.6	97.9	0.6	0.3	0.0
900～1000	87.8	3.9	89.6	3.5	1.8	△ 0.4	98.1	0.5	98.3	0.4	0.2	△ 0.1
1000 万円以上	100.0	12.2	100.0	10.4	△ 1.8		100.0	1.9	100.0	1.7	△ 0.2	
平均所得金額 以下の割合 (%)	61.2	60.9	△ 0.3	91.5	91.0	△ 0.5	38.6	36.5	△ 2.1	96.1	95.6	△ 0.5
中央値（万円）	427	402	△ 25	240	230	△ 10	633	620	△ 13	229	240	11

注：四捨五入をしてあるため、内訳の合計が「総数」に合わない場合もある。

## 8) 貧困率の年次推移

- 平成 21 年の「相対的貧困率」をみると、新推計①は 16.3% となり、現行より 0.3 ポイント上昇している。
- 「子どもの貧困率」をみると、新推計①は 15.3% となり、現行より 0.4 ポイント低下している。
- 「子どもがいる現役世帯」の世帯員をみると、新推計①は 14.4% となり、現行より 0.2 ポイント低下しており、そのうち、「大人が一人」の世帯員をみると、新推計①は 50.2% となり、現行より 0.6 ポイント低下している。

図表 3-48 貧困率の年次推移

	昭和 60年	63	平成 3年	6	9	12	15	18	21		
									現行(c)	新推計①(d)	増減(d-c)
相対的貧困率			%	%	%	%	%	%	%	%	%
	12.0	13.2	13.5	13.7	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.3	0.3
子どもの貧困率			10.9	12.9	12.8	12.1	13.4	14.5	13.7	14.2	15.3 △ 0.4
子どもがいる現役世帯			10.3	11.9	11.7	11.2	12.2	13.1	12.5	12.2	14.6 △ 0.2
大人が一人			54.5	51.4	50.1	53.2	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8 △ 0.6
大人が二人以上			9.6	11.1	10.8	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7 △ 0.0
名目値			万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
中央値 (a)			216	227	270	289	297	274	260	254	250 △ 1
貧困線 (a/2)			108	114	135	144	149	137	130	127	125 △ 1
実質値(昭和60年基準)											
中央値 (b)			216	226	246	255	259	240	233	228	224 △ 1
貧困線 (b/2)			108	113	123	128	130	120	117	114	112 △ 0

注：1) 平成 6 年の数値は、兵庫県を除いたものである。

2) 貧困率は、OECD の作成基準に基づいて算出している。

3) 大人とは 18 歳以上の者、子どもとは 17 歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が 18 歳以上 65 歳未満の世帯をいう。

4) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

5) 名目値とはその年の等価可処分所得をいい、実質値とはそれを昭和 60 年（1985 年）を基準とした消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合指数）で調整したものである。

## 9) 各種世帯別にみた生活意識の構成割合

- 平成 22 年及び 27 年の各種世帯別に生活意識の構成割合をみると、現行と新推計①で大きな違いはみられない。

図表 3-49 各種世帯別にみた生活意識の構成割合（平成 22 年（上））（平成 27 年（下））

	全世帯			高齢者世帯			児童のいる世帯			母子世帯			平成22年調査		
	現 行(a)	新推計①(b)	増減(b-a)	現 行(c)	新推計①(d)	増減(d-c)	現 行(e)	新推計①(f)	増減(f-e)	現 行(g)	新推計①(h)	増減(h-g)	現 行(i)	新推計①(j)	増減(j-i)
	生活意識	100.0	100.0		100.0	100.0		100.0	100.0		100.0	100.0			
大変苦しい	27.1	27.0	△ 0.1	21.3	20.7	△ 0.6	31.0	30.9	△ 0.1	50.5	51.0	0.5			
やや苦しい	32.3	32.2	△ 0.1	30.2	30.4	0.2	34.7	35.0	0.3	35.1	35.1	0.0			
普通	35.8	35.6	△ 0.2	44.0	43.9	△ 0.1	30.1	30.0	△ 0.1	13.9	13.8	△ 0.1			
ややゆとりがある	4.1	4.4	0.3	4.0	4.3	0.3	3.8	3.8	0.0	0.5	0.1	△ 0.4			
大変ゆとりがある	0.7	0.8	0.1	0.5	0.7	0.2	0.3	0.3	0.0	-	-	-			

	全世帯			高齢者世帯			児童のいる世帯			母子世帯			平成27年調査		
	現 行(i)	新推計①(j)	増減(j-i)	現 行(k)	新推計①(l)	増減(l-k)	現 行(m)	新推計①(n)	増減(n-m)	現 行(o)	新推計①(p)	増減(p-o)	現 行(q)	新推計①(r)	増減(q-r)
	生活意識	100.0	100.0		100.0	100.0		100.0	100.0		100.0	100.0			
大変苦しい	27.4	26.9	△ 0.5	26.4	26.3	△ 0.1	30.0	30.2	0.2	48.0	47.3	△ 0.7			
やや苦しい	32.9	32.5	△ 0.4	31.6	31.8	0.2	33.6	33.7	0.1	35.3	36.1	0.8			
普通	35.9	36.0	0.1	39.2	39.0	△ 0.2	32.4	32.1	△ 0.3	15.7	15.9	0.2			
ややゆとりがある	3.2	3.9	0.7	2.5	2.6	0.1	3.7	3.7	0.0	1.0	0.7	△ 0.3			
大変ゆとりがある	0.5	0.7	0.2	0.3	0.3	0.0	0.4	0.4	0.0	-	-	-			

## ○ 貯蓄票の再集計結果

### 1) 各種世帯別にみた貯蓄額階級別世帯数の構成割合及び1世帯当たり平均貯蓄額（平成22年）

- ・平成22年の貯蓄額階級別世帯数の構成割合をみると、「全世帯」の新推計①は現行と比べ、「100～200万円未満」以下（「貯蓄がない」を含む。）が増加、「400～500万円未満」以上で減少している。
- ・これを各種世帯別でみると、「全世帯」のような明らかな傾向はみられない。
- ・1世帯当たりの平均貯蓄額をみると、「児童のいる世帯」を除き新推計①の方が減少している。

**図表 3-50 各種世帯別にみた貯蓄額階級別世帯数の構成割合及び1世帯当たり平均貯蓄額（平成22年）**

	全世帯			高齢者世帯			児童のいる世帯			母子世帯			平成22年
	現行(a)	新推計①(b)	増減(b-a)	現行(c)	新推計①(d)	増減(d-c)	現行(e)	新推計①(f)	増減(f-e)	現行(g)	新推計①(h)	増減(h-g)	
貯蓄額階級 総 数	100.0	100.0		100.0	100.0		100.0	100.0		100.0	100.0		
貯蓄がない	10.0	10.8	△ 0.8	11.1	11.4	0.3	9.4	9.6	0.2	28.7	29.1	0.4	
貯蓄がある	86.2	85.6	△ 0.6	84.5	84.1	△ 0.4	87.2	87.2	0.0	68.9	69.4	0.5	
50万円未満	7.2	8.8	△ 1.6	6.3	6.8	0.5	6.6	6.6	0.0	18.6	16.9	△ 1.7	
50～100万円未満	3.8	4.3	△ 0.5	3.3	3.3	0.0	4.2	4.4	0.2	4.4	4.4	0.0	
100～200	7.9	8.4	△ 0.5	7.1	6.7	△ 0.4	10.1	10.6	0.5	8.2	8.1	△ 0.1	
200～300	6.4	6.3	△ 0.1	5.8	5.6	△ 0.2	8.3	8.5	0.2	6.4	8.1	1.7	
300～400	6.6	6.6	0.0	5.7	6.0	0.3	8.6	8.4	△ 0.2	4.9	4.6	△ 0.3	
400～500	3.4	3.2	△ 0.2	3.0	2.9	△ 0.1	4.0	3.8	△ 0.2	2.6	2.2	△ 0.4	
500～700	8.8	8.3	△ 0.5	8.1	8.0	△ 0.1	10.4	10.0	△ 0.4	7.7	8.4	0.7	
700～1000	6.5	6.4	△ 0.1	6.1	6.0	△ 0.1	7.1	7.3	0.2	2.3	2.0	△ 0.3	
1000～1500	9.1	8.7	△ 0.4	9.4	9.3	△ 0.1	8.8	9.0	0.2	3.3	2.9	△ 0.4	
1500～2000	4.7	4.5	△ 0.2	5.2	5.3	0.1	4.3	4.3	0.0	0.8	0.4	△ 0.4	
2000～3000	6.6	6.0	△ 0.6	7.3	7.3	0.0	4.5	4.3	△ 0.2	0.5	0.6	0.1	
3000万円以上	8.9	8.0	△ 0.9	10.2	10.0	△ 0.2	4.4	4.3	△ 0.1	2.5	2.9	0.4	
貯蓄あり額不詳	6.2	6.1	△ 0.1	6.8	6.9	0.1	5.9	5.7	△ 0.2	6.6	7.8	1.2	
不詳	3.8	3.6	△ 0.2	4.4	4.5	0.1	3.4	3.2	△ 0.2	2.4	1.6	△ 0.8	
1世帯当たり 平均貯蓄額(万円)	1 078.6	989.9	△ 88.7	1 207.1	1 195.5	△ 11.6	793.9	795.5	1.6	331.9	325.5	△ 6.4	

注：「1世帯当たり平均貯蓄額」には、貯蓄の有無不詳及び貯蓄額不詳の世帯は含まれない。

2) 各種世帯別にみた借入金額階級別世帯数の構成割合及び1世帯当たり平均借入金額（平成22年）

- 平成22年の各種世帯別に借入金額階級別世帯数の構成割合をみると、「母子世帯」で1ポイント以上変化のある区分（「借入金がない」「借入金がある」「100～200万円未満」「200～300万円未満」）はあるものの、現行と新推計①で大きな違いはみられない。
- 1世帯当たりの平均借入金額でみても、現行と新推計①で大きな違いはみられない。

図表 3-51 各種世帯別にみた借入金額階級別世帯数の構成割合及び1世帯当たり平均借入金額（平成22年）

	全世帯			高齢者世帯			児童のいる世帯			母子世帯			平成22年
	現行(a)	新推計①(b)	増減(b-a)	現行(c)	新推計①(d)	増減(d-c)	現行(e)	新推計①(f)	増減(f-e)	現行(g)	新推計①(h)	増減(h-g)	
借入金額階級総数	100.0	100.0		100.0	100.0		100.0	100.0		100.0	100.0		
借入金がない	60.9	61.8	0.9	78.5	78.6	0.1	42.2	41.8	△ 0.4	68.2	69.9	1.7	
借入金がある	31.2	30.8	△ 0.4	8.9	8.7	△ 0.2	52.6	52.9	0.3	26.5	24.5	△ 2.0	
50万円未満	1.8	1.9	0.1	1.4	1.4	0.0	1.8	1.8	0.0	5.2	5.3	0.1	
50～100万円未満	1.8	2.0	0.2	1.1	1.1	0.0	2.1	2.1	0.0	3.3	3.6	0.3	
100～200	2.8	2.8	0.0	1.1	1.2	0.1	3.3	3.4	0.1	5.6	4.5	△ 1.1	
200～300	2.0	1.9	△ 0.1	0.4	0.4	0.0	2.6	2.5	△ 0.1	4.6	3.3	△ 1.3	
300～400	1.7	1.6	△ 0.1	0.7	0.7	0.0	2.0	1.9	△ 0.1	1.2	1.4	0.2	
400～500	1.1	1.1	0.0	0.5	0.5	0.0	1.2	1.3	0.1	0.5	0.5	0.0	
500～700	2.1	2.1	0.0	0.6	0.5	△ 0.1	2.9	3.0	0.1	2.2	2.0	△ 0.2	
700～1000	2.2	2.1	△ 0.1	0.5	0.5	0.0	3.2	3.1	△ 0.1	0.3	0.4	0.1	
1000～1500	3.9	3.8	△ 0.1	0.7	0.7	0.0	7.3	7.8	0.5	1.7	2.2	0.5	
1500～2000	3.2	3.1	△ 0.1	0.5	0.4	△ 0.1	6.8	6.8	0.0	0.5	0.3	△ 0.2	
2000～3000	4.6	4.7	0.1	0.3	0.3	0.0	11.3	11.7	0.4	0.6	0.3	△ 0.3	
3000万円以上	2.9	2.8	△ 0.1	0.7	0.7	0.0	6.6	6.4	△ 0.2	0.3	0.3	0.0	
借入金あり額不詳	0.9	0.8	△ 0.1	0.3	0.4	0.1	1.5	1.3	△ 0.2	0.5	0.3	△ 0.2	
不詳	7.9	7.4	△ 0.5	12.7	12.7	0.0	5.3	5.3	0.0	5.3	5.6	0.3	
1世帯当たり 平均借入金額(万円)	441.7	436.5	△ 5.2	91.7	88.3	△ 3.4	867.4	871.4	4.0	93.5	87.7	△ 5.8	

注：「1世帯当たり平均借入金額」には、借入金の有無不詳及び借入金額不詳の世帯は含まない。

## ② 新推計②

### ○ 世帯票の再集計結果

#### 1) 世帯構造別及び世帯類型別にみた世帯数、平均世帯人員数の年次推移

- ・平成 22 年及び 27 年の世帯構造別及び世帯類型別世帯数をみると、新推計①では、平成 22 年が 152 千世帯、27 年が 166 千世帯と国勢調査に比べ過大推計となっていた「父子世帯」が、拡大乗数を見直した新推計②では、平成 22 年が 83 千世帯、27 年が 82 千世帯となっており、国勢調査とのかい離が縮小され、現行よりも新推計②の方が国勢調査に近い結果となっている。
- ・「父子世帯」以外の各区分も概ね現行よりも新推計②の方が国勢調査に近い結果となっている。

**図表 3-52 世帯構造別及び世帯類型別にみた世帯数、平均世帯人員数の年次推移**

※ 現行と新推計①及び新推計②を比べ、国勢調査に最も近いものに黄色のマーカーを付けている。

	総 数	世 帯 構 造						世 帯 類 型				平 均 世 帯 人 員	
		単独世帯	夫婦のみの世帯	夫 婦 と 未 婦 の 子 未 婦 の 子 と ひと り 親 と 三 世 代 その他の世帯	高 齢 者 帯	母子世帯	父子世帯	その他の世帯					
推 計 数 (単位 : 千世帯)													
昭和 61 年	37 544	6 826	5 401	15 525	1 908	5 757	2 127	2 362	600	115	34 468	3.22	
平成 元	39 417	7 866	6 322	15 478	1 985	5 599	2 166	3 057	554	100	35 707	3.10	
4	41 210	8 974	7 071	15 247	1 998	5 390	2 529	3 688	480	86	36 957	2.99	
7	40 770	9 213	7 488	14 398	2 112	5 082	2 478	4 390	483	84	35 812	2.91	
10	44 496	10 627	8 781	14 951	2 364	5 125	2 648	5 614	502	78	38 302	2.81	
13	45 664	11 017	9 403	14 872	2 618	4 844	2 909	6 654	587	80	38 343	2.75	
16	46 323	10 817	10 161	15 125	2 774	4 512	2 934	7 874	627	90	37 732	2.72	
19	48 023	11 983	10 636	15 015	3 006	4 045	3 337	9 009	717	100	38 197	2.63	
22	現 行	48 638	12 386	10 994	14 922	3 180	3 835	3 320	10 207	708	77	37 646	2.59
	新推計①	51 149	16 017	10 273	14 279	4 546	4 075	1 959	9 331	797	152	40 868	2.46
	新推計②	51 155	16 021	10 275	14 282	4 542	4 075	1 960	9 333	814	83	40 925	2.46
	国勢調査	51 842	16 785	10 244	14 440	4 523	3 658	2 193	9 415	756	89	41 582	2.42
25	現 行	50 112	13 285	11 644	14 899	3 621	3 329	3 334	11 614	821	91	37 586	2.51
27	現 行	50 361	13 517	11 872	14 820	3 624	3 264	3 265	12 714	793	78	36 777	2.49
	新推計①	53 226	17 762	10 931	14 354	5 002	3 298	1 879	11 528	812	166	40 721	2.35
	新推計②	53 236	17 763	10 932	14 355	5 009	3 299	1 879	11 529	833	82	40 793	2.35
	国勢調査	53 332	18 418	10 718	14 288	4 748	3 023	2 136	11 601	755	84	40 892	2.33
28	現 行	49 945	13 434	11 850	14 744	3 640	2 947	3 330	13 271	712	91	35 871	2.47
29	現 行	50 425	13 613	12 096	14 891	3 645	2 910	3 270	13 223	767	97	36 338	2.47
30	現 行	50 991	14 125	12 270	14 851	3 683	2 720	3 342	14 063	662	82	36 184	2.44
構 成 割 合 (単位 : %)													
昭和 61 年	100.0	18.2	14.4	41.4	5.1	15.3	5.7	6.3	1.6	0.3	91.8	.	
平成 元	100.0	20.0	16.0	39.3	5.0	14.2	5.5	7.8	1.4	0.3	90.6	.	
4	100.0	21.8	17.2	37.0	4.8	13.1	6.1	8.9	1.2	0.2	89.7	.	
7	100.0	22.6	18.4	35.3	5.2	12.5	6.1	10.8	1.2	0.2	87.8	.	
10	100.0	23.9	19.7	33.6	5.3	11.5	6.0	12.6	1.1	0.2	86.1	.	
13	100.0	24.1	20.6	32.6	5.7	10.6	6.4	14.6	1.3	0.2	84.0	.	
16	100.0	23.4	21.9	32.7	6.0	9.7	6.3	17.0	1.4	0.2	81.5	.	
19	100.0	25.0	22.1	31.3	6.3	8.4	6.9	18.8	1.5	0.2	79.5	.	
22	現 行	100.0	25.5	22.6	30.7	6.5	7.9	6.8	21.0	1.5	0.2	77.4	.
	新推計①	100.0	31.3	20.1	27.9	8.9	8.0	3.8	18.2	1.6	0.3	79.9	.
	新推計②	100.0	31.3	20.1	27.9	8.9	8.0	3.8	18.2	1.6	0.2	80.0	.
	国勢調査	100.0	32.4	19.8	27.9	8.7	7.1	4.2	18.2	1.5	0.2	80.2	.
25	現 行	100.0	26.5	23.2	29.7	7.2	6.6	6.7	23.2	1.6	0.2	75.0	.
27	現 行	100.0	26.8	23.6	29.4	7.2	6.5	6.5	25.2	1.6	0.2	73.0	.
	新推計①	100.0	33.4	20.5	27.0	9.4	6.2	3.5	21.7	1.5	0.3	76.5	.
	新推計②	100.0	33.4	20.5	27.0	9.4	6.2	3.5	21.7	1.6	0.2	76.6	.
	国勢調査	100.0	34.5	20.1	26.8	8.9	5.7	4.0	21.8	1.4	0.2	76.7	.
28	現 行	100.0	26.9	23.7	29.5	7.3	5.9	6.7	26.6	1.4	0.2	71.8	.
29	現 行	100.0	27.0	24.0	29.5	7.2	5.8	6.5	26.2	1.5	0.2	72.1	.
30	現 行	100.0	27.7	24.1	29.1	7.2	5.3	6.6	27.6	1.3	0.2	71.0	.

注 : 1) 端数処理（四捨五入）の関係で、総数が一致しないことがある。

2) 平成 7 年の数値は、兵庫県を除いたものである。

3) 平成 28 年の数値は、熊本県を除いたものである。

## 2) 世帯構造別及び世帯類型別にみた世帯数、平均世帯人員数（平成 22 年）（都道府県別）

- ・平成 22 年の世帯構造別及び世帯類型別世帯数を都道府県別でみても、4 種類の推計値のうち、「父子世帯」が国勢調査に最も近い結果となった都道府県の数が新推計①では 15 であったが、新推計②では 31 となっており、国勢調査とのかい離が縮小されている。
- ・「父子世帯」以外の各区分も新推計②は、国勢調査に最も近い結果となった都道府県の数は概ね多くなっている。

**図表 3-53 世帯構造別及び世帯類型別にみた世帯数、平均世帯人員数（平成 22 年）（都道府県別）**

表内「結果」には、4 種類（「H22 現行」「試算①」「新推計①」「新推計②」）の推計値のうち、「H22 国調」に最も近い都道府県の数を計上している。赤枠で囲んだものが「H22 国調」に最も近い都道府県の数が最多の推計方法である。

	総数	世帯構造						世帯類型				平均世帯人員
		単独世帯	夫婦のみの世帯	夫婦と未婚の子のみの世帯	ひとり親と未婚の子のみの世帯	三世代世帯	その他の世帯	高齢者世帯	母子世帯	父子世帯	その他の世帯	
結果	H22現行	11	0	2	11	0	29	0	9	11	35	6
	試算①	5	2	8	9	0	29	1	11	11	34	1
	新推計①	27	43	38	29	43	12	46	39	37	15	28
	新推計②	29	46	38	28	44	11	45	39	29	31	25
												46
北海道	推計数 (単位: 千世帯)							推計数 (単位: 千世帯)				
	H22現行	2 412	760	647	614	138	95	157	598	40	3	1 772
	試算①	2 444	802	647	596	140	101	157	610	39	4	1 791
	新推計①	2 455	847	579	603	223	112	90	515	49	7	1 885
	新推計②	2 456	847	579	603	223	112	90	515	50	3	1 887
青森県	H22国調	2 418	843	579	587	224	95	90	518	50	5	1 846
	推計数 (単位: 千世帯)							(単位: 人)				
	H22現行	502	120	106	115	37	74	50	102	8	1	391
	試算①	502	121	106	114	37	75	50	102	8	1	391
	新推計①	522	144	98	127	56	72	25	92	10	2	418
岩手県	新推計②	522	144	98	127	56	72	25	92	11	1	419
	H22国調	511	141	95	122	57	67	29	94	11	1	405
	推計数 (単位: 千世帯)							(単位: 人)				
	H22現行	487	135	91	109	31	73	48	93	6	1	386
	試算①	481	130	90	107	31	74	49	93	6	1	381
宮城県	新推計①	489	134	91	115	47	76	27	87	7	2	393
	新推計②	489	134	91	115	47	76	27	87	7	1	394
	H22国調	483	132	88	111	47	73	31	88	7	1	387
	推計数 (単位: 千世帯)							(単位: 人)				
	H22現行	861	205	183	256	56	94	67	134	15	1	711
秋田県	試算①	867	212	185	254	55	95	67	137	14	1	715
	新推計①	903	275	161	237	79	110	40	128	13	2	759
	新推計②	903	276	161	237	79	110	40	128	14	1	760
	H22国調	900	281	157	235	80	102	45	131	13	1	754
	推計数 (単位: 千世帯)							(単位: 人)				
山形県	H22現行	383	81	81	94	24	61	42	78	4	1	301
	試算①	382	80	80	93	24	62	43	78	4	1	300
	新推計①	396	99	80	88	37	68	24	78	5	1	312
	新推計②	396	99	80	88	37	68	24	78	5	1	313
	H22国調	389	96	78	87	38	64	27	80	5	0	303
福島県	推計数 (単位: 千世帯)							(単位: 人)				
	H22現行	369	55	68	96	24	82	44	57	4	0	307
	試算①	367	56	66	92	23	84	46	57	4	0	306
	新推計①	399	96	69	90	33	87	24	64	5	1	329
	新推計②	399	96	69	90	33	87	24	64	5	0	329
茨城県	H22国調	388	90	66	88	33	83	27	64	5	1	318
	推計数 (単位: 千世帯)							(単位: 人)				
	H22現行	701	164	133	163	48	118	74	130	9	1	561
	試算①	693	160	130	159	48	120	76	129	9	1	554
	新推計①	726	193	132	182	67	115	37	120	12	2	592
栃木県	新推計②	726	193	132	182	67	115	37	120	11	2	593
	H22国調	719	189	129	180	69	110	43	121	12	1	585
	推計数 (単位: 千世帯)							(単位: 人)				
	H22現行	1 009	191	210	313	64	140	90	169	8	2	830
	試算①	1 020	204	211	312	64	139	90	171	8	2	839
群馬県	新推計①	1 073	272	208	317	96	136	45	157	16	4	895
	新推計②	1 073	272	208	317	96	136	45	157	16	3	897
	H22国調	1 087	280	212	319	97	127	52	166	17	2	901
	推計数 (単位: 千世帯)							(単位: 人)				
	H22現行	686	124	146	221	46	88	62	113	7	1	565
埼玉県	試算①	692	132	147	218	46	88	61	117	7	1	567
	新推計①	732	194	136	211	64	95	32	106	11	2	614
	新推計②	732	194	136	211	64	95	32	106	11	1	614
	H22国調	744	203	137	212	65	88	39	110	11	1	622
	推計数 (単位: 千世帯)							(単位: 人)				
千葉県	H22現行	730	169	152	227	52	75	55	149	13	1	567
	試算①	733	170	153	226	54	74	55	151	14	1	566
	新推計①	747	193	151	224	66	80	32	128	12	2	604
	新推計②	747	193	151	224	66	80	32	128	12	1	605
	H22国調	754	198	153	229	67	72	36	134	11	2	608
東京都	推計数 (単位: 千世帯)							(単位: 人)				
	H22現行	2 649	550	605	956	213	174	151	499	56	9	2 086
	試算①	2 671	574	612	944	214	175	152	511	59	9	2 093
	新推計①	2 767	754	560	928	246	193	88	428	38	15	2 287
	新推計②	2 768	754	560	928	247	193	88	428	38	6	2 296
	H22国調	2 838	807	570	948	247	164	103	439	36	5	2 357
新潟県	推計数 (単位: 千世帯)							(単位: 人)				
	H22現行	2 297	533	529	800	132	169	135	428	24	4	1 841
	試算①	2 343	595	530	770	137	174	138	447	27	3	1 867
	新推計①	2 419	692	501	765	210	169	82	395	31	9	1 985
	新推計②	2 418	692	501	765	210	169	82	394	33	3	1 988
	H22国調	2 512	761	517	773	205	149	107	408	28	4	2 072
福岡県	推計数 (単位: 千世帯)							(単位: 人)				
	H22現行	5 466	1 783	1 181	1 690	372	172	269	1 257	69	7	4 134
	試算①	5 565	1 898	1 213	1 635	376	176	267	1 281	71	6	4 207
	新推計①	6 040	2 602	1 072	1 490	491	184	200	1 057	72	12	4 899
	新推計②	6 041	2 603	1 072	1 491	491	184	200	1 058	74	7	4 902
	H22国調	6 382	2 922	1 082	1 516	480	146	235	1 063	59	7	5 254

図表 3-53 世帯構造別及び世帯類型別にみた世帯数、平均世帯人員数（平成 22 年）（都道府県別）（続き）

	総数	世帯構造						世帯類型				平均世帯人 員	
		単独世帯	夫婦のみ の世帯	夫婦と未婚 の子のみの 世帯	ひとり親と 未婚の子の みの世帯	三世代世 帯	その他の 世帯	高齢者世帯	母子世帯	父子世帯	その他の 世帯		
神奈川県	H22現行	推計数 (単位: 千世帯)						推計数 (単位: 千世帯)				(単位: 人)	
	3 525	936	791	1 254	217	148	178	627	47	5	2 845	2.51	
	試算①	3 575	993	793	1 242	220	146	182	632	48	4	2 890	2.47
	新推計①	3 724	1 210	760	1 159	310	172	113	600	47	10	3 067	2.37
	新推計②	3 723	1 210	760	1 158	310	172	113	600	50	4	3 070	2.37
	H22国調	3 830	1 294	767	1 191	311	142	125	624	44	7	3 155	2.33
新潟県	H22現行	823	175	172	205	53	136	82	145	8	1	669	2.86
	試算①	834	187	174	201	54	135	83	148	7	1	676	2.83
	新推計①	846	215	157	213	75	143	43	139	10	3	694	2.79
	新推計②	846	215	157	213	75	143	43	139	10	2	696	2.79
	H22国調	837	215	152	210	75	137	48	140	10	1	686	2.77
富山県	H22現行	371	70	78	96	25	64	38	71	5	1	294	2.91
	試算①	372	72	78	94	25	65	39	72	5	1	294	2.90
	新推計①	386	92	74	101	32	66	20	67	5	2	313	2.80
	新推計②	386	92	74	101	32	66	20	67	4	1	314	2.80
	H22国調	382	92	72	102	32	62	22	67	5	1	310	2.79
石川県	H22現行	406	86	84	125	22	54	34	71	5	1	330	2.84
	試算①	410	90	85	122	23	54	35	75	5	1	330	2.82
	新推計①	442	129	86	117	35	54	21	74	6	2	360	2.61
	新推計②	442	129	86	117	35	54	21	74	6	1	361	2.61
	H22国調	440	130	85	118	35	49	22	74	6	1	360	2.58
福井県	H22現行	257	43	53	67	15	53	25	49	3	0	205	3.09
	試算①	258	45	53	66	14	53	26	50	3	0	205	3.08
	新推計①	277	68	51	71	23	50	14	46	4	1	227	2.87
	新推計②	277	68	51	71	23	50	14	46	4	0	227	2.87
	H22国調	275	67	50	71	22	48	16	46	4	0	225	2.86
山梨県	H22現行	307	64	69	93	21	35	26	64	5	0	238	2.77
	試算①	309	67	68	92	21	35	26	66	5	0	239	2.75
	新推計①	325	90	64	92	29	36	13	60	5	1	260	2.62
	新推計②	325	90	64	92	29	36	13	60	5	0	260	2.62
	H22国調	327	90	66	93	30	33	15	61	5	1	260	2.58
長野県	H22現行	749	155	162	214	40	104	74	158	8	1	583	2.83
	試算①	758	161	165	210	42	104	76	169	8	1	580	2.80
	新推計①	795	207	166	212	66	104	39	149	11	1	634	2.67
	新推計②	795	207	166	212	66	104	39	149	11	1	634	2.67
	H22国調	793	204	167	216	67	96	43	154	11	1	627	2.66
岐阜県	H22現行	696	122	168	202	41	106	57	144	9	1	541	2.93
	試算①	694	122	166	201	40	108	57	144	10	1	540	2.94
	新推計①	726	173	147	208	59	107	33	123	10	2	591	2.81
	新推計②	726	173	147	208	59	107	33	123	11	1	592	2.81
	H22国調	736	174	148	215	59	101	39	128	10	1	597	2.78
静岡県	H22現行	1 307	260	280	397	85	175	110	223	17	2	1 066	2.83
	試算①	1 319	270	282	396	87	173	111	232	17	2	1 068	2.80
	新推計①	1 392	372	273	391	119	174	63	222	19	3	1 149	2.66
	新推計②	1 392	372	273	390	120	174	63	222	20	2	1 148	2.66
	H22国調	1 397	374	274	395	119	164	71	227	19	2	1 148	2.65
愛知県	H22現行	2 621	568	562	911	162	243	175	454	24	4	2 138	2.76
	試算①	2 657	612	568	894	165	243	174	466	24	4	2 163	2.72
	新推計①	2 848	867	551	864	228	242	96	437	43	8	2 361	2.54
	新推計②	2 848	867	552	864	227	242	96	437	41	7	2 363	2.54
	H22国調	2 930	923	558	897	229	216	106	453	39	5	2 432	2.49
三重県	H22現行	677	155	154	205	39	73	51	157	8	0	511	2.69
	試算①	693	176	154	196	41	73	52	167	9	0	516	2.63
	新推計①	698	184	152	200	57	75	30	133	10	1	554	2.61
	新推計②	698	184	152	200	57	75	30	133	11	1	553	2.61
	H22国調	703	189	152	204	57	67	34	136	10	1	557	2.59
滋賀県	H22現行	483	100	106	153	27	64	34	89	6	0	388	2.86
	試算①	489	107	104	154	27	62	35	88	6	0	395	2.82
	新推計①	505	133	95	156	39	62	19	72	7	1	424	2.74
	新推計②	505	133	96	156	39	62	19	72	8	0	424	2.73
	H22国調	517	141	97	162	39	57	21	76	7	1	433	2.69
京都府	H22現行	1 055	302	246	323	61	54	68	235	15	1	803	2.44
	試算①	1 070	318	252	313	62	55	71	249	15	1	806	2.41
	新推計①	1 102	379	219	305	95	66	39	219	18	1	864	2.34
	新推計②	1 102	379	219	305	95	66	39	219	18	1	864	2.34
	H22国調	1 120	401	216	307	96	57	44	214	16	2	888	2.31
大阪府	H22現行	3 518	1 011	770	1 175	254	145	163	786	60	5	2 667	2.46
	試算①	3 619	1 141	759	1 153	258	142	166	805	60	5	2 749	2.39
	新推計①	3 730	1 276	748	1 064	369	159	114	778	76	7	2 868	2.32
	新推計②	3 730	1 277	748	1 064	367	159	114	778	78	6	2 868	2.32
	H22国調	3 823	1 368	735	1 086	364	136	134	771	67	6	2 979	2.28
兵庫県	H22現行	2 149	517	532	688	145	135	133	519	32	3	1 595	2.56
	試算①	2 184	558	544	672	146	135	130	545	31	4	1 605	2.52
	新推計①	2 229	647	478	677	205	147	76	460	36	7	1 727	2.47
	新推計②	2 229	647	478	676	205	147	75	460	37	4	1 728	2.47
	H22国調	2 253	681	474	685	204	127	82	458	35	4	1 756	2.44
奈良県	H22現行	508	96	132	174	31	40	35	118	7	1	382	2.73
	試算①	516	105	130	169	36	41	36	120	7	1	388	2.69
	新推計①	519	122	116	166	47	49	19	102	8	1	407	2.67
	新推計②	520	122	116	166	47	49	19	102	8	1	408	2.67
	H22国調	523	124	117	170	48	43	21	104	8	1	409	2.63
和歌山県	H22現行	380	86	94	113	26	32	29	100	7	0	272	2.62
	試算①	391	97	99	108	27	31	29	113	7	0	271	2.55
	新推計①	394	104	91	108	38	36	17	97	8	1	288	2.53
	新推計②	393	104	91	108	38	36	17	97	8	0	288	2.53
	H22国調	393	108	89	109	38	31	18	96	8	1	289	2.50

図表 3-53 世帯構造別及び世帯類型別にみた世帯数、平均世帯人員数（平成 22 年）（都道府県別）（続き）

	総数	世帯構造						世帯類型				平均世帯人 員
		単独世帯	夫婦のみ の世帯	夫婦と未婚 の子のみの 世帯	ひとり親と 未婚の子の みの世帯	三世代世 帯	その他の 世帯	高齢者世帯	母子世帯	父子世帯	その他の 世帯	
鳥取県	H22現行	推計数（単位：千世帯）						推計数（単位：千世帯）				（単位：人）
		206	44	42	51	17	31	21	44	5	0	157
		205	44	42	49	17	32	21	46	5	0	155
		215	59	39	52	20	33	11	39	4	0	172
		215	59	39	52	21	33	11	39	4	0	172
島根県	H22国調	211	57	38	51	21	31	13	39	4	0	169
		269	74	62	54	15	37	27	64	3	0	201
		270	75	62	52	15	37	28	66	3	0	200
		266	73	56	60	22	40	16	57	3	1	206
		266	73	56	60	22	40	16	57	4	0	206
岡山県	H22現行	261	72	54	58	23	37	17	56	3	0	201
		747	212	165	208	36	69	57	168	9	1	569
		751	217	165	203	38	70	57	173	10	1	567
		757	226	158	203	63	74	33	154	11	3	589
		758	226	159	203	62	74	33	154	11	2	591
広島県	H22国調	753	226	155	207	63	67	35	151	12	1	589
		1 125	286	289	336	65	74	75	270	15	1	839
		1 139	303	290	326	66	75	80	283	15	1	840
		1 183	375	261	327	101	75	45	245	19	3	916
		1 183	375	261	327	101	75	45	245	20	1	917
山口県	H22現行	1 183	388	256	329	99	66	45	240	18	2	923
		579	147	155	155	36	41	44	159	9	1	409
		585	154	155	153	36	41	46	167	10	1	408
		603	183	145	152	56	42	26	150	11	2	441
		603	183	145	152	56	42	26	150	11	1	442
徳島県	H22国調	596	183	144	153	54	36	27	148	10	1	437
		301	72	74	76	19	31	29	75	5	1	221
		305	76	76	74	19	31	29	80	4	0	220
		309	90	65	78	28	34	15	64	5	1	239
		309	90	65	78	28	34	15	64	5	1	240
香川県	H22現行	302	87	63	77	28	31	16	64	5	1	233
		385	93	96	106	27	32	31	89	8	1	287
		387	95	98	104	26	32	31	91	8	1	287
		389	107	87	105	35	38	18	82	7	1	300
		389	107	87	105	35	38	18	81	7	1	300
愛媛県	H22現行	390	112	86	105	34	33	19	80	6	1	302
		587	167	150	158	37	34	41	142	10	2	433
		595	175	153	155	37	33	41	148	10	1	435
		595	183	136	154	56	40	26	138	11	3	444
		595	183	136	154	56	40	26	138	11	2	445
高知県	H22現行	590	183	135	154	56	35	26	136	11	1	441
		319	94	77	78	24	20	26	89	6	1	223
		322	97	77	77	24	20	26	93	6	1	221
		330	111	70	79	34	21	15	82	6	2	239
		330	111	70	79	34	21	15	82	6	1	240
福岡県	H22現行	321	108	68	78	34	19	15	80	6	1	233
		2 039	597	442	615	140	114	131	421	34	4	1 580
		2 062	629	441	607	140	115	130	425	34	4	1 599
		2 106	710	401	571	206	139	79	388	42	7	1 669
		2 107	710	401	571	206	139	79	388	42	5	1 672
佐賀県	H22現行	2 107	736	394	568	201	122	85	388	39	4	1 676
		287	57	57	81	20	46	27	53	4	0	230
		286	57	57	79	20	47	27	54	4	0	229
		302	76	55	80	30	46	14	53	5	1	243
		302	76	55	80	30	46	14	53	6	1	243
長崎県	H22現行	294	73	53	80	29	43	15	52	5	1	236
		554	145	125	162	43	40	40	124	12	1	418
		553	145	124	159	43	41	41	126	12	1	415
		570	167	122	149	59	49	23	123	11	2	435
		570	167	122	149	59	49	23	123	11	1	435
熊本県	H22現行	557	164	121	146	57	44	25	122	10	1	424
		654	143	147	182	45	75	62	143	12	2	497
		656	145	148	181	45	75	62	144	12	2	498
		692	198	139	179	66	75	34	140	12	4	536
		693	198	139	179	66	76	34	140	12	2	539
大分県	H22現行	686	197	136	181	66	70	37	138	12	1	535
		483	137	121	118	28	38	40	130	7	1	345
		487	140	124	115	28	38	41	135	7	1	344
		485	148	109	123	43	40	23	110	8	2	366
		485	148	109	122	43	40	23	110	8	1	366
宮崎県	H22現行	480	148	108	123	42	36	24	108	8	1	364
		460	123	122	127	30	24	35	109	9	1	340
		463	126	124	125	30	24	35	112	9	1	341
		468	141	110	123	45	30	19	107	9	2	349
		469	141	110	123	45	30	19	107	10	1	351
鹿児島県	H22現行	459	137	108	123	45	27	20	106	10	1	342
		741	240	195	193	49	21	43	225	14	2	501
		745	243	198	190	49	21	44	233	13	2	497
		744	251	176	195	71	27	25	195	14	4	532
		745	252	176	195	70	27	25	195	14	1	534
沖縄県	H22現行	727	243	174	194	69	23	24	189	14	2	523
		517	139	88	174	50	28	37	82	15	2	418
		514	134	86	175	49	29	40	81	14	2	417
		528	158	76	171	69	32	21	72	16	4	435
		528	158	76	171	69	32	21	73	15	2	438
		519	153	75	172	67	29	24	72	14	2	431

注：1) 端数処理（四捨五入）の関係で、総数が一致しないことがある。

：2) 「試算①」とは、世帯票の調査区分有効回答世帯数を用いて全部不詳データ（無回答世帯）を補正した上で推計した結果である。

### 3) 年齢階級別にみた世帯人員数の年次推移

- 平成 22 年の年齢階級別に世帯人員数をみると、「45~49 歳」以外の各年齢階級で現行よりも新推計②の方が国勢調査に近い結果となっている。
- 平成 27 年の年齢階級別に世帯人員数をみると、「40~44 歳」及び「45~49 歳」以外の各年齢階級で現行よりも新推計②の方が国勢調査に近い結果となっている。
- 新推計②を新推計①と比較してみると、大きな変化はみられない。

**図表 3-54 年齢階級別にみた世帯人員数の年次推移**

※ 現行と新推計①及び新推計②を比べ、国勢調査に最も近いものに黄色のマーカーを付けている。

	総 数	19歳以下	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80歳以上	不 詳
推 計 数 (単位: 千人)																
昭和 61 年	120 946	35 380	7 532	7 321	8 526	11 366	8 718	8 391	8 114	7 191	5 774	4 276	3 575	2 571	2 204	6
平成 元	122 312	33 490	8 097	7 362	7 685	9 776	9 971	9 292	8 105	7 643	6 634	4 929	3 782	2 934	2 593	19
4	123 303	31 216	8 946	7 590	7 535	8 260	10 995	8 730	8 586	8 114	7 241	5 717	4 106	3 110	3 053	103
7	118 835	27 647	8 835	7 624	7 344	7 370	8 830	9 936	8 651	7 759	7 296	6 289	4 618	3 122	3 421	95
10	125 146	27 158	8 743	8 714	7 827	7 650	7 951	10 405	9 302	8 622	8 117	7 163	5 590	3 683	4 185	36
13	125 736	25 958	7 582	8 823	8 335	7 800	7 803	8 691	11 039	8 495	8 079	7 684	6 301	4 437	4 650	60
16	126 169	25 141	6 711	7 521	8 854	8 252	7 847	7 928	9 614	9 685	9 080	7 879	6 795	5 340	5 410	111
19	126 083	23 908	6 181	6 824	8 752	9 079	7 970	7 716	8 266	10 793	8 610	8 346	7 145	5 643	6 451	400
22 現 行	125 739	23 235	5 748	6 167	7 415	9 221	8 521	8 045	7 939	9 227	10 310	8 787	7 282	6 175	7 524	142
新推計①	125 739	22 876	6 591	7 211	8 268	9 785	8 770	8 052	7 724	8 685	9 762	8 221	6 865	5 792	6 995	142
新推計②	125 739	22 799	6 605	7 213	8 271	9 791	8 775	8 054	7 726	8 687	9 772	8 228	6 875	5 800	7 000	141
国勢調査	125 546	22 657	6 299	7 238	8 297	9 734	8 690	7 981	7 588	8 584	9 929	8 096	6 816	5 709	6 957	972
25	125 739	22 873	5 399	5 745	6 756	8 672	9 312	8 194	7 837	8 076	10 375	9 212	8 117	6 660	8 405	103
27 現 行	125 208	22 148	5 179	5 429	6 172	7 703	9 527	8 819	8 087	7 939	9 282	10 081	8 474	6 817	9 286	266
新推計①	125 208	21 999	5 990	6 364	7 322	8 665	10 014	8 917	8 026	7 410	8 458	9 439	7 783	6 119	8 427	273
新推計②	125 208	21 899	6 017	6 370	7 326	8 668	10 018	8 918	8 027	7 411	8 472	9 454	7 793	6 127	8 431	276
国勢調査	124 296	21 685	5 848	6 360	7 252	8 275	9 678	8 608	7 873	7 451	8 362	9 514	7 543	6 047	8 363	1 438
28	123 323	21 914	4 852	5 002	6 079	7 388	9 243	8 878	8 021	7 789	8 677	10 949	8 001	6 800	9 565	166
29	124 741	22 343	5 284	5 185	6 314	7 549	9 169	9 068	8 111	7 875	8 266	10 586	7 971	7 021	9 617	383
30	124 331	21 576	5 109	4 926	5 929	7 055	8 757	9 150	8 388	7 734	8 328	10 516	8 835	7 280	10 250	498
構 成 割 合 (単位: %)																
昭和 61 年	100.0	29.3	6.2	6.1	7.0	9.4	7.2	6.9	6.7	5.9	4.8	3.5	3.0	2.1	1.8	0.0
平成 元	100.0	27.4	6.6	6.0	6.3	8.0	8.2	7.6	6.6	6.2	5.4	4.0	3.1	2.4	2.1	0.0
4	100.0	25.3	7.3	6.2	6.1	6.7	8.9	7.1	7.0	6.6	5.9	4.6	3.3	2.5	2.5	0.1
7	100.0	23.3	7.4	6.4	6.2	7.4	8.4	7.3	6.5	6.1	5.3	3.9	2.6	2.9	0.1	
10	100.0	21.7	7.0	7.0	6.3	6.1	6.4	8.3	7.4	6.9	6.5	5.7	4.5	2.9	3.3	0.0
13	100.0	20.6	6.0	7.0	6.6	6.2	6.2	6.9	8.8	6.8	6.4	6.1	5.0	3.5	3.7	0.0
16	100.0	19.9	5.3	6.0	7.0	6.5	6.2	6.3	7.6	7.7	7.2	6.2	5.4	4.2	4.3	0.1
19	100.0	19.0	4.9	5.4	6.9	7.2	6.3	6.1	6.6	8.6	6.8	6.6	5.7	4.5	5.1	0.3
22 現 行	100.0	18.5	4.6	4.9	5.9	7.3	6.8	6.4	6.3	7.3	8.2	7.0	5.8	4.9	6.0	0.1
新推計①	100.0	18.2	5.2	5.7	6.6	7.8	7.0	6.4	6.1	6.9	7.8	6.5	5.5	4.6	5.6	0.1
新推計②	100.0	18.1	5.3	5.7	6.6	7.8	7.0	6.4	6.1	6.9	7.8	6.5	5.5	4.6	5.6	0.1
国勢調査	100.0	18.0	5.0	5.8	6.6	7.8	6.9	6.4	6.0	6.8	7.9	6.4	5.4	4.5	5.5	0.8
25	100.0	18.2	4.3	4.6	5.4	6.9	7.4	6.5	6.2	6.4	8.3	7.3	6.5	5.3	6.7	0.1
27 現 行	100.0	17.7	4.1	4.3	4.9	6.2	7.6	7.0	6.5	6.3	7.4	8.1	6.8	5.4	7.4	0.2
新推計①	100.0	17.6	4.8	5.1	5.8	6.9	8.0	7.1	6.4	5.9	6.8	7.5	6.2	4.9	6.7	0.2
新推計②	100.0	17.5	4.8	5.1	5.9	6.9	8.0	7.1	6.4	5.9	6.8	7.6	6.2	4.9	6.7	0.2
国勢調査	100.0	17.4	4.7	5.1	5.8	6.7	7.8	6.9	6.3	6.0	6.7	7.7	6.1	4.9	6.7	1.2
28	100.0	17.8	3.9	4.1	4.9	6.0	7.5	7.2	6.5	6.3	7.0	8.9	6.5	5.5	7.8	0.1
29	100.0	17.9	4.2	4.2	5.1	6.1	7.4	7.3	6.5	6.3	6.6	8.5	6.4	5.6	7.7	0.3
30	100.0	17.4	4.1	4.0	4.8	5.7	7.0	7.4	6.7	6.2	6.7	8.5	7.1	5.9	8.2	0.4

注 : 1) 端数処理(四捨五入)の関係で、総数が一致しないことがある。

2) 平成 7 年の数値は、兵庫県を除いたものである。

3) 平成 28 年の数値は、熊本県を除いたものである。

## ○ 所得票の再集計結果

### 1) 各種世帯の1世帯当たり平均所得金額の年次推移

- ・平成21年の1世帯当たり平均所得金額をみると、「全世帯」の新推計②で533.2万円となり、現行より16.4万円減少、「高齢者世帯」は新推計②で305.2万円となり、現行より2.7万円減少、「児童のいる世帯」は新推計②で698.6万円となり、現行より1.3万円減少となっている。
- ・平成26年の1世帯当たり平均所得金額をみると、「全世帯」の新推計②で513.0万円となり、現行より28.9万円減少、「高齢者世帯」は新推計②で285.9万円となり、現行より11.4万円減少、「児童のいる世帯」は新推計②で696.4万円となり、現行より16.5万円減少となっている。
- ・新推計②を新推計①と比較してみると、大きな変化はみられず、「母子世帯・父子世帯」共通で作成し直した拡大乗数による各種世帯の1世帯当たり平均所得金額の再集計結果への影響は小さかった。

図表 3-55 各種世帯の1世帯当たり平均所得金額の年次推移

	平成 17年	18	19	20	21					22	23	24	25	26				
					現行(a)	新推計①(b)	新推計②(c)	増減①(b-a)	増減②(c-a)					現行(d)	新推計①(e)	新推計②(f)	増減①(e-d)	増減②(f-d)
全 世 帯 (万円)	563.8	566.8	556.2	547.5	549.6	532.9	533.2	△16.7	△16.4	538.0	548.2	537.2	528.9	541.9	513.1	513.0	△28.8	△28.9
対前年増減率 (%)	△2.9	0.5	△1.9	△1.6	0.4	△2.7	△2.6	△3.1	△3.0	△2.1	1.9	△2.0	△1.5	2.5	△3.0	△3.0	△5.4	△5.5
高 齢 者 世 帯 (万円)	301.9	306.3	298.9	297.0	307.9	305.2	305.2	△2.7	△2.7	307.2	303.6	309.1	300.5	297.3	285.9	285.9	△11.4	△11.4
対前年増減率 (%)	2.0	1.5	△2.4	△0.6	3.7	2.8	2.8	△0.9	△0.9	△0.2	△1.2	1.8	△2.8	△1.1	△4.9	△4.9	△3.8	△3.8
児童のいる世帯 (万円)	718.0	701.2	691.4	688.5	697.3	699.4	698.6	2.1	1.3	658.1	697.0	673.2	696.3	712.9	698.4	696.4	△14.5	△16.5
対前年増減率 (%)	0.4	△2.3	△1.4	△0.4	1.3	1.6	1.5	0.3	0.2	△5.6	5.9	△3.4	3.4	2.4	0.3	0.0	△2.1	△2.4

注：1)平成22年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。

2)平成23年の数値は、福島県を除いたものである。

## 2) 各種世帯別にみた所得金額階級別世帯数の分布及び中央値（平成 21 年）

- ・平成 21 年の所得金額階級別世帯数の相対度数分布をみると、「全世帯」の新推計②は現行と比べ、中央値が属する所得金額階級区分（「400～450 万円未満」）より下の階級（「350～400 万円未満」以下）で概ね増加、上の階級（「450～500 万円未満」以上）で概ね減少している。
- ・これを各種世帯別でみると、「児童のいる世帯」及び「母子世帯」も同様にそれぞれの中央値が属する所得金額階級区分（※）より下の階級で概ね増加、上の階級で概ね減少している。
- ・新推計②を新推計①と比較してみると、大きな変化はみられない。

※児童のいる世帯：「600～700 万円未満」、母子世帯：「200～250 万円未満」

**図表 3-56 各種世帯別にみた所得金額階級別世帯数の分布及び中央値（平成 21 年）**

平成22年調査

所得金額階級	全世帯								児童のいる世帯								母子世帯																	
	現行 (a)		新推計① (b)		新推計② (c)		増減① (b-a)		増減② (c-a)		現行 (d)		新推計① (e)		新推計② (f)		増減① (e-d)		増減② (f-d)		現行 (g)		新推計① (h)		新推計② (i)		増減① (h-g)		増減② (i-g)					
	累積度数 分布(%)	相対度数 分布(%)																																
総 数	· 100.0	· 100.0	· 100.0	· 100.0	· 100.0	· 100.0	· 100.0	· 100.0	· 100.0	· 100.0	· 100.0	· 100.0	· 100.0	· 100.0	· 100.0	· 100.0	· 100.0	· 100.0	· 100.0	· 100.0	· 100.0	· 100.0	· 100.0	· 100.0	· 100.0	· 100.0								
50 万 円 未 満	1.1	1.1	1.3	1.3	1.3	1.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.5	0.4	0.4	0.5	0.5	△ 0.1	△ 0.1	0.0	0.0				
50～100万円未満	5.9	4.8	6.4	5.1	6.4	5.1	0.5	0.3	0.5	0.3	1.2	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	△ 0.1	0.0	△ 0.1	0.0	8.7	8.2	9.7	9.3	9.4	8.9	1.0	1.1	0.7	0.7
100～150	12.2	6.3	13.2	6.7	13.2	6.8	1.0	0.4	1.0	0.5	3.3	2.1	3.0	1.9	3.0	1.9	△ 0.3	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.2	19.9	11.1	20.9	11.1	20.7	11.3	1.0	0.0	0.8	0.2				
150～200	18.5	6.4	19.9	6.7	19.8	6.6	1.4	0.3	1.3	0.2	5.9	2.6	5.6	2.6	5.6	2.6	△ 0.3	△ 0.0	△ 0.3	△ 0.0	39.5	19.7	42.3	21.5	41.9	21.2	2.8	1.8	2.4	1.5				
200～250	25.3	6.8	27.0	7.1	26.9	7.1	1.7	0.3	1.6	0.3	9.1	3.3	8.9	3.3	9.0	3.4	△ 0.2	0.0	△ 0.1	0.1	55.0	15.5	58.1	15.7	57.6	15.7	3.1	0.2	2.6	0.2				
250～300	32.0	6.7	33.6	6.7	33.6	6.7	1.6	0.0	1.6	0.0	13.1	3.9	12.9	4.0	13.1	4.1	△ 0.2	0.1	0.0	0.2	70.9	15.8	75.7	17.6	75.6	18.0	4.8	1.8	4.7	2.2				
300～350	38.7	6.6	40.6	7.0	40.6	7.0	1.9	0.4	1.9	0.4	17.5	4.4	17.4	4.5	17.5	4.4	△ 0.1	0.1	0.0	0.0	78.2	7.3	81.8	6.1	81.4	5.7	3.6	△ 1.2	3.2	△ 1.6				
350～400	45.2	6.5	47.0	6.4	46.9	6.4	1.8	0.1	1.7	0.1	22.9	5.4	22.7	5.3	22.8	5.3	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.1	81.8	3.7	84.4	2.7	84.0	2.7	2.6	△ 1.0	2.2	△ 1.0				
400～450	51.1	6.0	53.0	6.0	53.0	6.0	1.9	0.0	1.9	0.0	28.9	6.0	28.8	6.1	29.0	6.1	△ 0.1	0.1	0.1	0.1	88.0	6.2	90.2	5.8	90.2	6.1	2.2	△ 0.4	2.2	△ 0.1				
450～500	56.3	5.2	58.1	5.1	58.1	5.1	1.8	0.1	1.8	0.1	34.9	6.1	35.3	6.5	35.4	6.5	0.4	0.4	0.5	0.4	91.3	3.3	93.0	2.8	93.1	2.9	1.7	△ 0.5	1.8	△ 0.4				
500～600	65.7	9.4	67.5	9.5	67.5	9.5	1.8	0.1	1.8	0.1	48.6	13.7	49.3	13.9	49.4	13.9	0.7	0.2	0.8	0.2	97.8	6.5	98.1	5.1	98.1	5.0	0.3	△ 1.4	0.3	△ 1.5				
600～700	73.1	7.5	74.7	7.2	74.7	7.2	1.6	△ 0.3	1.6	△ 0.3	60.6	11.9	60.6	11.4	60.7	11.4	0.0	△ 0.5	0.1	△ 0.5	98.9	1.1	98.9	0.8	98.9	0.8	0.0	△ 0.3	0.0	△ 0.3				
700～800	79.2	6.1	80.4	5.7	80.4	5.7	1.2	△ 0.4	1.2	△ 0.4	69.9	9.3	69.9	9.2	70.0	9.2	0.0	△ 0.1	0.1	△ 0.1	98.9	-	98.9	-	98.9	-	0.0	-	0.0	-				
800～900	84.3	5.1	85.2	4.7	85.2	4.7	0.9	△ 0.4	0.9	△ 0.4	77.7	7.8	77.8	7.9	77.8	7.9	0.1	0.1	0.1	0.1	99.6	0.8	99.9	1.0	99.9	1.0	0.3	0.2	0.3	0.2				
900～1000	88.0	3.7	88.7	3.5	88.7	3.5	0.7	△ 0.2	0.7	△ 0.2	83.4	5.7	83.5	5.7	83.5	5.7	0.1	0.0	0.1	0.0	99.6	-	99.9	-	99.9	-	0.3	-	0.3	-				
1000 万 円 以 上	100.0	12.0	100.0	11.3	100.0	11.3	△ 0.7	△ 0.7	△ 0.7	△ 0.7	100.0	16.6	100.0	16.5	100.0	16.5	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.1	100.0	0.4	100.0	0.1	100.0	0.1	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.3					
平均所得金額 以下の割合 (%)	61.4	61.9	61.8	0.5	0.4	42.2	40.5	40.6	40.6	40.6	△ 1.7	△ 1.6	95.1	94.9	94.6	94.6	94.6	94.6	94.6	94.6	94.6	94.6	94.6	94.6	94.6	94.6	94.6	94.6	94.6	94.6				
中央値（万円）	438	420	420	△ 18	△ 18	607	603	603	603	603	△ 4	△ 4	229	225	225	225	225	225	225	225	225	225	225	225	225	225	225	225	225	225				

注：四捨五入をしてあるため、内訳の合計が「総数」に合わない場合もある。

### 3) 各種世帯別にみた所得金額階級別世帯数の分布及び中央値（平成 26 年）

- 平成 26 年の所得金額階級別世帯数の相対度数分布をみると、「全世帯」の新推計②は現行と比べ、中央値が属する所得金額階級区分（「400～450 万円未満」）より下の階級（「350～400 万円未満」以下）で概ね増加、上の階級（「450～500 万円未満」以上）で概ね減少している。
- これを各種世帯別でみると、「児童のいる世帯」は同様に中央値が属する所得金額階級区分（「600 ～700 万円未満」）より下の階級で概ね増加、上の階級で減少しているが、「母子世帯」は中央値が属する所得金額階級区分（「200～250 万円未満」）より下の階級、上の階級とも増減どちらの傾向もみられない。
- 新推計②を新推計①と比較してみると、大きな変化はみられない。

図表 3-57 各種世帯別にみた所得金額階級別世帯数の分布及び中央値（平成 26 年）

所得金額階級	全世帯										児童のいる世帯										母子世帯									
	現行 (a)		新推計① (b)		新推計② (c)		増減① (b-a)		増減② (c-a)		現行 (d)		新推計① (e)		新推計② (f)		増減① (e-d)		増減② (f-d)		現行 (g)		新推計① (h)		新推計② (i)		増減① (h-g)		増減② (i-g)	
	累積度数 分布 (%)	相対度数 分布 (%)																												
総 数	·	100.0	·	100.0	·	100.0	·	100.0	·	100.0	·	100.0	·	100.0	·	100.0	·	100.0	·	100.0	·	100.0	·	100.0	·	100.0	·	100.0	·	100.0
50 万 円 未 満	1.0	1.0	1.2	1.2	1.2	1.2	0.2	0.2	0.2	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50～100 万 円 未 満	6.4	5.4	7.0	5.9	7.0	5.9	0.6	0.5	0.6	0.5	1.4	1.4	1.5	1.5	1.5	1.5	0.1	0.1	0.1	0.1	7.8	7.8	7.7	7.7	7.7	7.7	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.1
100～150	12.9	6.5	14.3	7.2	14.3	7.2	1.4	0.7	1.4	0.7	4.1	2.7	4.2	2.7	4.3	2.8	0.1	0.0	0.2	0.1	19.6	11.8	21.2	13.5	21.1	13.3	1.6	1.7	1.5	1.5
150～200	20.1	7.2	21.8	7.5	21.8	7.5	1.7	0.3	1.7	0.3	6.4	2.3	6.4	2.2	6.6	2.3	0.0	△ 0.1	0.2	0.0	36.3	16.7	36.2	14.9	36.1	15.1	△ 0.1	△ 1.8	△ 0.2	△ 1.6
200～250	26.7	6.7	28.7	6.9	28.8	7.0	2.0	0.2	2.1	0.3	9.2	2.8	9.4	3.0	9.7	3.1	0.2	0.2	0.5	0.3	55.9	19.6	55.9	19.7	55.8	19.7	0.0	0.1	△ 0.1	0.1
250～300	34.0	7.3	35.9	7.2	35.9	7.2	1.9	△ 0.1	1.9	△ 0.1	13.0	3.8	13.3	3.9	13.6	3.9	0.3	0.1	0.6	0.1	72.5	16.7	72.7	16.8	72.6	16.8	0.2	0.1	0.1	0.1
300～350	41.1	7.1	43.1	7.2	43.1	7.2	2.0	0.1	2.0	0.1	17.6	4.6	17.9	4.6	18.2	4.6	0.3	0.0	0.6	0.0	80.4	7.8	80.0	7.4	80.0	7.4	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.4
350～400	47.1	6.0	49.2	6.1	49.2	6.1	2.1	0.1	2.1	0.1	21.9	4.3	22.7	4.8	23.0	4.8	0.8	0.5	1.1	0.5	85.3	4.9	85.3	5.3	85.3	5.2	0.0	0.4	0.0	0.3
400～450	52.0	4.9	54.4	5.2	54.4	5.2	2.4	0.3	2.4	0.3	27.0	5.1	27.9	5.2	28.3	5.3	0.9	0.1	1.3	0.2	91.2	5.9	90.7	5.4	90.7	5.4	△ 0.5	△ 0.5	△ 0.5	△ 0.5
450～500	56.9	4.9	59.1	4.7	59.1	4.7	2.2	△ 0.2	2.2	△ 0.2	33.1	6.1	34.1	6.1	34.4	6.1	1.0	0.0	1.3	0.0	94.1	2.9	93.1	2.5	93.2	2.5	△ 1.0	△ 0.4	△ 0.9	△ 0.4
500～600	65.7	8.8	68.1	9.0	68.2	9.0	2.4	0.2	2.5	0.2	45.1	12.0	46.6	12.5	46.9	12.5	1.5	0.5	1.8	0.5	99.0	4.9	98.8	5.6	98.8	5.6	△ 0.2	0.7	△ 0.2	0.7
600～700	73.0	7.3	75.6	7.5	75.6	7.5	2.6	0.2	2.6	0.2	56.7	11.7	58.5	11.9	58.7	11.8	1.8	0.2	2.0	0.1	100.0	1.0	100.0	1.2	100.0	1.2	0.0	0.2	0.0	0.2
700～800	79.3	6.3	81.7	6.0	81.7	6.0	2.4	△ 0.3	2.4	△ 0.3	66.9	10.2	68.7	10.2	68.8	10.0	1.8	0.0	1.9	△ 0.2	100.0	-	100.0	-	100.0	-	0.0	-	0.0	-
800～900	84.0	4.7	86.1	4.4	86.1	4.4	2.1	△ 0.3	2.1	△ 0.3	74.3	7.3	75.7	7.1	75.8	7.0	1.4	△ 0.2	1.5	△ 0.3	100.0	-	100.0	-	100.0	-	0.0	-	0.0	-
900～1000	87.8	3.9	89.6	3.5	89.6	3.5	1.8	△ 0.4	1.8	△ 0.4	81.4	7.1	82.6	6.8	82.6	6.8	1.2	△ 0.3	1.2	△ 0.3	100.0	-	100.0	-	100.0	-	0.0	-	0.0	-
1000 万 円 以 上	100.0	12.2	100.0	10.4	100.0	10.4	△ 1.8	△ 1.8	100.0	18.6	100.0	17.4	100.0	17.4	100.0	17.4	△ 1.2	△ 1.2	100.0	-	100.0	-	100.0	-	-	-	-	-		
平均所得金額 以下の割合 (%)	61.2	60.9	61.0	△ 0.3	△ 0.2	38.6	36.5	36.8	△ 2.1	△ 1.8	96.1	95.6	95.7	△ 0.5	95.7	△ 0.4	95.7	△ 0.5	95.7	△ 0.4	95.7	△ 0.5	95.7	△ 0.4	95.7	△ 0.5	95.7	△ 0.4	95.7	△ 0.5
中央値 (万円)	427	402	402	△ 25	△ 25	633	620	617	△ 13	△ 16	229	240	240	11	240	11	240	11	240	11	240	11	240	11	240	11	240	11	240	11

注：四捨五入をしてあるため、内訳の合計が「総数」に合わない場合もある。

#### 4) 貧困率の年次推移

- 平成 21 年の「相対的貧困率」をみると、新推計②は 16.4% となり、現行より 0.4 ポイント上昇している。
- 「子どもの貧困率」をみると、新推計②は 15.5% となり、現行より 0.2 ポイント低下している。
- 「子どもがいる現役世帯」のうち、「大人が一人」の貧困率をみると、新推計②は 51.3% となり、現行より 0.5 ポイント上昇している。
- 新推計②を新推計①と比較してみると、「相対的貧困率」及び「子どもの貧困率」では大きな変化はみられないが、「大人が一人」では、1.1 ポイント上昇（50.2%→51.3%）しており、現行との増減も 0.6 ポイント低下から 0.5 ポイント上昇に転じている。

図表 3-58 貧困率の年次推移

	昭和 60年	63	平成 3年	6	9	12	15	18	21				
									現行(c)	新推計①(d)	新推計②(e)	増減①(d-c)	増減②(e-c)
相対的貧困率				%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
子どもの貧困率	12.0	13.2	13.5	13.7	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.3	16.4	0.3	0.4
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.1	13.4	14.5	13.7	14.2	15.7	15.3	15.5	△ 0.4	△ 0.2
子どもの現役世帯	10.3	11.9	11.7	11.2	12.2	13.1	12.5	12.2	14.6	14.4	14.4	△ 0.2	△ 0.2
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.2	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	50.2	51.3	△ 0.6	0.5
大人が二人以上	9.6	11.1	10.8	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.7	12.7	0.0	0.0
名目値	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
中央値(a)	216	227	270	289	297	274	260	254	250	249	249	△ 1	△ 1
貧困線(a/2)	108	114	135	144	149	137	130	127	125	124	124	△ 1	△ 1
実質値(昭和60年基準)													
中央値(b)	216	226	246	255	259	240	233	228	224	223	223	△ 1	△ 1
貧困線(b/2)	108	113	123	128	130	120	117	114	112	112	112	0	0

注：1) 平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。

2) 貧困率は、OECODの作成基準に基づいて算出している。

3) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

4) 等価可処分所得額不詳の世帯員は除く。

5) 名目値とはその年の等価可処分所得をいい、実質値とはそれを昭和60年(1985年)を基準とした消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合指数)で調整したものである。

#### 5) 各種世帯別にみた生活意識の構成割合

- 平成 22 年及び 27 年の各種世帯別に生活意識の構成割合を現行と新推計②で比較してみると、いずれの世帯でも 1 ポイントを超えるような増減はみられない。
- 新推計②を新推計①と比較してみると、大きな変化はみられない。

図表 3-59 各種世帯別にみた生活意識の構成割合(平成 22 年(上))(平成 27 年(下))

	全世帯					高齢者世帯					児童のいる世帯					母子世帯				
	現行(a)	新推計①(b)	新推計②(c)	増減①(b-a)	増減②(c-a)	現行(d)	新推計①(e)	新推計②(f)	増減①(e-d)	増減②(f-d)	現行(g)	新推計①(h)	新推計②(i)	増減①(h-g)	増減②(i-g)	現行(j)	新推計①(k)	新推計②(l)	増減①(k-j)	増減②(l-j)
生活意識	100.0	100.0	100.0			100.0	100.0	100.0			100.0	100.0	100.0			100.0	100.0	100.0		
大変苦しい	27.1	27.0	26.9	△ 0.1	△ 0.2	21.3	20.7	20.7	△ 0.6	△ 0.6	31.0	30.9	30.9	△ 0.1	△ 0.1	50.5	51.0	50.6	0.5	0.1
やや苦しい	32.3	32.2	32.3	△ 0.1	0.0	30.2	30.4	30.4	0.2	0.2	34.7	35.0	35.0	0.3	0.3	35.1	35.1	35.7	0.0	0.6
普通	35.8	35.6	35.6	△ 0.2	△ 0.2	44.0	43.9	43.9	△ 0.1	△ 0.1	30.1	30.0	30.0	△ 0.1	△ 0.1	13.9	13.8	13.6	△ 0.1	△ 0.3
ややゆとりがある	4.1	4.4	4.4	0.3	0.3	4.0	4.3	4.3	0.3	0.3	3.8	3.8	3.8	0.0	0.0	0.5	0.1	0.1	△ 0.4	△ 0.4
大変ゆとりがある	0.7	0.8	0.8	0.1	0.1	0.5	0.7	0.7	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.0	0.0	-	-	-	-	-

	全世帯					高齢者世帯					児童のいる世帯					母子世帯				
	現行(a)	新推計①(n)	新推計②(o)	増減①(n-m)	増減②(o-n)	現行(p)	新推計①(q)	新推計②(r)	増減①(q-p)	増減②(r-p)	現行(s)	新推計①(t)	新推計②(u)	増減①(t-s)	増減②(u-s)	現行(v)	新推計①(w)	新推計②(x)	増減①(w-v)	増減②(x-v)
生活意識	100.0	100.0	100.0			100.0	100.0	100.0			100.0	100.0	100.0			100.0	100.0	100.0		
大変苦しい	27.4	26.9	26.9	△ 0.5	△ 0.5	26.4	26.3	26.3	△ 0.1	△ 0.1	30.0	30.2	30.3	0.2	0.3	48.0	47.3	47.5	△ 0.7	△ 0.5
やや苦しい	32.9	32.5	32.6	△ 0.4	△ 0.3	31.6	31.8	31.8	0.2	0.2	33.6	33.7	33.7	0.1	0.1	35.3	36.1	36.0	0.8	0.7
普通	35.9	36.0	36.0	0.1	0.1	39.2	39.0	39.0	△ 0.2	△ 0.2	32.4	32.1	32.1	△ 0.3	△ 0.3	15.7	15.9	15.8	0.2	0.1
ややゆとりがある	3.2	3.9	3.9	0.7	0.7	2.5	2.6	2.6	0.1	0.1	3.7	3.7	3.6	0.0	△ 0.1	1.0	0.7	0.7	△ 0.3	△ 0.3
大変ゆとりがある	0.5	0.7	0.7	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.0	0.0	0.4	0.4	0.4	0.0	0.0	-	-	-	-	-

### ③ 新推計③

#### ○ 所得票の再集計結果

##### 1) 各種世帯の1世帯当たり平均所得金額の年次推移

- 平成21年の1世帯当たり平均所得金額をみると、新推計③では、「全世帯」は533.3万円となり、現行より16.3万円減少、「高齢者世帯」は新推計③で307.4万円となり、現行より0.5万円減少、「児童のいる世帯」は新推計③で697.9万円となり、現行より0.6万円増加となっている。
- 平成26年の1世帯当たり平均所得金額をみると、「全世帯」は新推計③で529.1万円となり、現行より12.8万円減少、「高齢者世帯」は新推計③で289.1万円となり、現行より8.2万円減少、「児童のいる世帯」は新推計③で702.6万円となり、現行より10.3万円減少となっている。
- 新推計③を新推計②と比較してみると、平成21年では大きな変化はみられないが、平成26年はいずれの世帯でも増加となっており、特に「全世帯」で16.1万円増加（513.0万円→529.1万円）している。

図表 3-60 各種世帯の1世帯当たり平均所得金額の年次推移

	平成 17年	18	19	20	21					22	23	24	25	26				
					現行(a)	新推計②(b)	新推計③(c)	増減②(b-a)	増減③(c-a)					現行(d)	新推計②(e)	新推計③(f)	増減②(e-d)	増減③(f-d)
全 世 帯 (万円)	563.8	566.8	556.2	547.5	549.6	533.2	533.3	△16.4	△16.3	538.0	548.2	537.2	528.9	541.9	513.0	529.1	△28.9	△12.8
対前年増減率 (%)	△2.9	0.5	△1.9	△1.6	0.4	△2.6	△2.6	△3.0	△3.0	△2.1	1.9	△2.0	△1.5	2.5	△3.0	0.0	△5.5	△2.4
高 齢 者 世 帯 (万円)	301.9	306.3	298.9	297.0	307.9	305.2	307.4	△2.7	△0.5	307.2	303.6	309.1	300.5	297.3	285.9	289.1	△11.4	△8.2
対前年増減率 (%)	2.0	1.5	△2.4	△0.6	3.7	2.8	3.5	△0.9	△0.2	△0.2	△1.2	1.8	△2.8	△1.1	△4.9	△3.8	△3.8	△2.7
児童のいる世帯 (万円)	718.0	701.2	691.4	688.5	697.3	698.6	697.9	1.3	0.6	658.1	697.0	673.2	696.3	712.9	696.4	702.6	△16.5	△10.3
対前年増減率 (%)	0.4	△2.3	△1.4	△0.4	1.3	1.5	1.4	0.2	0.1	△5.6	5.9	△3.4	3.4	2.4	0.0	0.9	△2.4	△1.5

注：1)平成22年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。

2)平成23年の数値は、福島県を除いたものである。

## 2) 各種世帯別にみた所得金額階級別世帯数の分布及び中央値（平成 21 年）

- ・平成 21 年の所得金額階級別世帯数の相対度数分布をみると、「全世帯」の新推計③は現行と比べ、中央値が属する所得金額階級区分（「400～450 万円未満」）より下の階級（「350～400 万円未満」以下）で上昇、上の階級（「450～500 万円未満」以上）で概ね低下している。
- ・これを各種世帯別でみると、「児童のいる世帯」及び「母子世帯」も同様にそれぞれの中央値が属する所得金額階級区分（※）より下の階級で概ね上昇、上の階級で概ね低下している。
- ・新推計③を新推計②と比較してみると、大きな変化はみられない。

※児童のいる世帯：「600～700 万円未満」、母子世帯：「200～250 万円未満」

**図表 3-61 各種世帯別にみた所得金額階級別世帯数の分布及び中央値（平成 21 年）**

平成22年調査

所得金額階級	全世帯										児童のいる世帯										母子世帯										
	現行 (a)		新推計② (b)		新推計③ (c)		増減② (b-a)		増減③ (c-a)		現行 (d)		新推計② (e)		新推計③ (f)		増減② (e-d)		増減③ (f-d)		現行 (g)		新推計② (h)		新推計③ (i)		増減② (h-g)		増減③ (i-g)		
	累積度数 分布(%)	相対度数 分布(%)																													
総 数	·	100.0	·	100.0	·	100.0	·	100.0	·	100.0	·	100.0	·	100.0	·	100.0	·	100.0	·	100.0	·	100.0	·	100.0	·	100.0	·	100.0	·	100.0	
50 万 円 未 満	1.1	1.1	1.3	1.3	1.2	1.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
50～100万円未満	5.9	4.8	6.4	5.1	6.4	5.1	0.5	0.3	0.5	0.3	1.2	1.1	1.1	1.1	1.2	1.1	Δ 0.1	0.0	0.0	0.0	8.7	8.2	9.4	8.9	9.3	8.7	0.7	0.7	0.6	0.5	
100～150	12.2	6.3	13.2	6.8	12.8	6.5	1.0	0.5	0.6	0.2	3.3	2.1	3.0	1.9	3.1	2.0	Δ 0.3	Δ 0.2	Δ 0.2	Δ 0.1	19.9	11.1	20.7	11.3	18.9	9.6	0.8	0.8	0.2	Δ 1.0	Δ 1.5
150～200	18.5	6.4	19.8	6.6	19.5	6.7	1.3	0.2	1.0	0.3	5.9	2.6	5.6	2.6	6.1	3.0	Δ 0.3	0.0	0.2	0.4	39.5	19.7	41.9	21.2	40.3	21.4	2.4	1.5	0.8	1.7	
200～250	25.3	6.8	26.9	7.1	26.7	7.1	1.6	0.3	1.4	0.3	9.1	3.3	9.0	3.4	9.6	3.4	Δ 0.1	0.1	0.5	0.1	55.0	15.5	57.6	15.7	51.3	17.0	2.6	0.2	2.3	1.5	
250～300	32.0	6.7	33.6	6.7	33.4	6.8	1.6	0.0	1.4	0.1	13.1	3.9	13.1	4.1	13.5	4.0	0.0	0.2	0.4	0.1	70.9	15.8	75.6	18.0	72.5	15.2	4.7	2.2	1.6	Δ 0.6	
300～350	38.7	6.6	40.6	7.0	40.4	7.0	1.9	0.4	1.7	0.4	17.5	4.4	17.5	4.4	18.1	4.5	0.0	0.0	0.6	0.1	78.2	7.3	81.4	5.7	79.1	6.5	3.2	Δ 1.6	0.9	Δ 0.8	
350～400	45.2	6.5	46.9	6.4	47.0	6.7	1.7	Δ 0.1	1.8	0.2	22.9	5.4	22.8	5.3	23.5	5.4	Δ 0.1	Δ 0.1	0.6	0.0	81.8	3.7	84.0	2.7	82.6	3.5	2.2	Δ 1.0	0.8	Δ 0.2	
400～450	51.1	6.0	53.0	6.0	53.1	6.0	1.9	0.0	2.0	0.0	28.9	6.0	29.0	6.1	29.5	6.0	0.1	0.1	0.6	0.0	88.0	6.2	90.2	6.1	88.3	5.7	2.2	Δ 0.1	0.3	Δ 0.5	
450～500	56.3	5.2	58.1	5.1	58.2	5.1	1.8	Δ 0.1	1.9	Δ 0.1	34.9	6.1	35.4	6.5	35.8	6.3	0.5	0.4	0.9	0.2	91.3	3.3	93.1	2.9	91.6	3.4	1.8	Δ 0.4	0.3	0.1	
500～600	65.7	9.4	67.5	9.5	67.5	9.4	1.8	0.1	1.8	0.0	48.6	13.7	49.4	13.9	49.3	13.6	0.8	0.2	0.7	Δ 0.1	97.8	6.5	98.1	5.0	97.5	5.9	0.3	Δ 1.5	Δ 0.3	Δ 0.6	
600～700	73.1	7.5	74.7	7.2	74.8	7.3	1.6	Δ 0.3	1.7	Δ 0.2	60.6	11.9	60.7	11.4	61.0	11.7	0.1	Δ 0.5	0.4	Δ 0.2	98.9	1.1	98.9	0.8	98.7	1.2	0.0	Δ 0.3	Δ 0.2	0.1	
700～800	79.2	6.1	80.4	5.7	80.6	5.8	1.2	Δ 0.4	1.4	Δ 0.3	69.9	9.3	70.0	9.2	70.2	9.1	0.1	Δ 0.1	0.3	Δ 0.2	98.9	-	98.9	-	98.7	-	0.0	Δ 0.2	-		
800～900	84.3	5.1	85.2	4.7	85.4	4.7	0.9	Δ 0.4	1.1	Δ 0.4	77.7	7.8	77.8	7.9	77.9	7.7	0.1	0.1	0.2	Δ 0.1	99.6	0.8	99.9	1.0	99.9	1.2	0.3	0.2	0.3	0.4	
900～1000	88.0	3.7	88.7	3.5	88.8	3.5	0.7	Δ 0.2	0.8	Δ 0.2	83.4	5.7	83.5	5.7	83.5	5.6	0.1	0.0	0.1	Δ 0.1	99.6	-	99.9	-	99.9	-	0.3	-	0.3	-	
1000 万 円 以 上	100.0	12.0	100.0	11.3	100.0	11.2	Δ 0.7	Δ 0.8	100.0	16.6	100.0	16.5	100.0	16.5	Δ 0.1	Δ 0.1	Δ 0.1	Δ 0.1	100.0	0.4	100.0	0.1	100.0	0.1	Δ 0.3	Δ 0.3	Δ 0.3	Δ 0.3			
平均所得金額 以下の割合 (%)	61.4	61.8	61.9	0.4	0.5	42.2	40.6	40.9	42.2	Δ 1.6	Δ 1.3	95.1	94.6	94.5	94.6	94.5	94.5	Δ 0.5	Δ 0.6	Δ 0.5	Δ 0.6										
中央値（万円）	438	420	420	△ 18	607	603	603	603	603	△ 4	△ 4	229	225	228	225	228	228	△ 4	△ 1	△ 4	△ 1										

注：四捨五入をしてあるため、内訳の合計が「総数」に合わない場合もある。

### 3) 各種世帯別にみた所得金額階級別世帯数の分布及び中央値（平成 26 年）

- 平成 26 年の所得金額階級別世帯数の相対度数分布をみると、「全世帯」の新推計③は現行と比べ、中央値が属する所得金額階級区分（「400～450 万円未満」）より下の階級（「350～400 万円未満」以下）で概ね上昇、上の階級（「450～500 万円未満」以上）で概ね低下している。
- これを各種世帯別でみると、「児童のいる世帯」は同様に中央値が属する所得金額階級区分（「600～700 万円未満」）より下の階級で概ね上昇、上の階級で概ね低下しているが、「母子世帯」は中央値が属する所得金額階級区分（「200～250 万円未満」）より下の階級、上の階級とも上昇・低下どちらの傾向もみられない。
- 新推計③を新推計②と比較してみると、「全世帯」及び「児童のいる世帯」はそれぞれの中央値が属する区分より下の階級で概ね低下、上の階級で概ね上昇しており、特に「全世帯」は中央値が 14 万円上昇（402 万円→416 万円）している。

**図表 3-62 各種世帯別にみた所得金額階級別世帯数の分布及び中央値（平成 26 年）**

平成27年調査

所得金額階級	全世帯								児童のいる世帯								母子世帯													
	現行 (a)		新推計② (b)		新推計③ (c)		増減② (b-a)		増減③ (c-a)		現行 (d)		新推計② (e)		新推計③ (f)		増減② (e-d)		増減③ (f-d)		現行 (g)		新推計② (h)		新推計③ (i)		増減② (h-g)		増減③ (i-g)	
	累積度数	相対度数	累積度数	相対度数	累積度数	相対度数	累積度数	相対度数	累積度数	相対度数	累積度数	相対度数	累積度数	相対度数	累積度数	相対度数	累積度数	相対度数	累積度数	相対度数	累積度数	相対度数	累積度数	相対度数	累積度数	相対度数				
総 数	100.0	-	100.0	-	100.0	-	-	-	-	-	100.0	-	100.0	-	100.0	-	100.0	-	100.0	-	100.0	-	100.0	-	100.0	-				
50 万 円 未 満	1.0	1.0	1.2	1.2	1.1	1.1	0.2	0.2	0.1	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
50～100万円未満	6.4	5.4	7.0	5.9	6.8	5.7	0.6	0.5	0.4	0.3	1.4	1.4	1.5	1.5	1.4	1.4	0.1	0.1	0.0	0.0	7.8	7.8	7.7	7.7	7.5	7.5	△ 0.1	△ 0.1		
100～150	12.9	6.5	14.3	7.2	13.5	6.7	1.4	0.7	0.6	0.2	4.1	2.7	4.3	2.8	4.1	2.7	0.2	0.1	0.0	0.0	19.6	11.8	21.1	13.3	19.9	12.3	1.5	1.5		
150～200	20.1	7.2	21.8	7.5	20.8	7.3	1.7	0.3	0.7	0.1	6.4	2.3	6.6	2.3	6.4	2.3	0.2	0.0	0.0	0.0	36.3	16.7	36.1	15.1	35.3	15.4	△ 0.2	△ 1.6		
200～250	26.7	6.7	28.8	7.0	27.5	6.7	2.1	0.3	0.8	0.0	9.2	2.8	9.7	3.1	9.5	3.0	0.5	0.3	0.3	0.2	55.9	19.6	55.8	19.7	55.5	20.2	△ 0.1	△ 0.4		
250～300	34.0	7.3	35.9	7.2	34.7	7.2	1.9	0.1	0.7	△ 0.1	13.0	3.8	13.6	3.9	13.4	3.9	0.6	0.1	0.4	0.1	72.5	16.7	72.6	16.8	73.4	17.8	0.1	0.1		
300～350	41.1	7.1	43.1	7.2	41.8	7.1	2.0	0.1	0.7	0.0	17.6	4.6	18.2	4.6	18.2	4.8	0.6	0.0	0.6	0.2	80.4	7.8	80.0	7.4	80.7	7.4	△ 0.4	△ 0.4		
350～400	47.1	6.0	49.2	6.1	47.9	6.1	2.1	0.1	0.8	0.1	21.9	4.3	23.0	4.8	22.9	4.8	1.1	0.5	1.0	0.5	85.3	4.9	85.3	5.2	85.9	5.2	0.0	0.3		
400～450	52.0	4.9	54.4	5.2	53.0	5.1	2.4	0.3	1.0	0.2	27.0	5.1	28.3	5.3	28.1	5.2	1.3	0.2	1.1	0.1	91.2	5.9	90.7	5.4	91.7	5.9	△ 0.5	△ 0.5		
450～500	56.9	4.9	59.1	4.7	57.8	4.8	2.2	△ 0.2	0.9	△ 0.1	33.1	6.1	34.4	6.1	34.2	6.1	1.3	0.0	1.1	0.0	94.1	2.9	93.2	2.5	94.3	2.5	△ 0.9	△ 0.4		
500～600	65.7	8.8	68.2	9.0	66.8	8.9	2.5	0.2	1.1	0.1	45.1	12.0	46.9	12.5	46.4	12.1	1.8	0.5	1.3	0.1	99.0	4.9	98.8	5.6	99.0	4.7	△ 0.2	0.7		
600～700	73.0	7.3	75.6	7.5	74.1	7.4	2.6	0.2	1.1	0.1	56.7	11.7	58.7	11.8	57.9	11.6	2.0	0.1	1.2	△ 0.1	100.0	1.0	100.0	1.2	100.0	1.0	0.0	0.2		
700～800	79.3	6.3	81.7	6.0	80.4	6.2	2.4	△ 0.3	1.1	△ 0.1	66.9	10.2	68.8	10.0	68.1	10.2	1.9	△ 0.2	1.2	0.0	100.0	-	100.0	-	100.0	-	0.0	-		
800～900	84.0	4.7	86.1	4.4	85.0	4.6	2.1	△ 0.3	1.0	△ 0.1	74.3	7.3	75.8	7.0	75.2	7.1	1.5	△ 0.3	0.9	△ 0.2	100.0	-	100.0	-	100.0	-	0.0	-		
900～1000	87.8	3.9	89.6	3.5	88.7	3.7	1.8	△ 0.4	0.9	△ 0.2	81.4	7.1	82.6	6.8	82.1	6.8	1.2	△ 0.3	0.7	△ 0.3	100.0	-	100.0	-	100.0	-	0.0	-		
1000 万 円 以 上	100.0	12.2	100.0	10.4	100.0	11.3	△ 1.8	△ 0.9	100.0	18.6	100.0	17.4	100.0	17.9	100.0	17.2	△ 0.7	100.0	-	100.0	-	100.0	-	-	-					
平均所得金額 以下の割合 (%)	61.2	61.0	61.2	△ 0.2	0.0	38.6	36.8	38.4	△ 1.8	△ 0.2	96.1	95.7	96.2	△ 0.4	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
中央値（万円）	427	402	416	△ 25	△ 11	633	617	623	△ 16	△ 10	229	240	240	11	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				

注：四捨五入をしてあるため、内訳の合計が「総数」に合わない場合もある。

#### 4) 貧困率の年次推移

- 平成 21 年の「相対的貧困率」をみると、新推計③は 16.2% となり、現行より 0.2 ポイント上昇している。
- 「子どもの貧困率」をみると、新推計③は 15.6% となり、現行より 0.1 ポイント低下している。
- 「子どもがいる現役世帯」のうち、「大人が一人」の貧困率をみると、新推計③は 48.5% となり、現行より 2.3 ポイント低下している。
- 新推計③を新推計②と比較してみると、「相対的貧困率」及び「子どもの貧困率」では大きな変化はみられないが、「大人が一人」では、2.8 ポイント低下 (51.3%→48.5%) しており、現行との増減も 0.5 ポイント上昇から 2.3 ポイント低下に転じている。

図表 3-63 貧困率の年次推移

	昭和 60年	63	平成 3年	6	9	12	15	18	21				
									現行(c)	新推計②(d)	新推計③(e)	増減②(d-c)	増減③(e-c)
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.7	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.4	16.2	0.4	0.2
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.1	13.4	14.5	13.7	14.2	15.7	15.5	15.6	△ 0.2	△ 0.1
子どもがいる現役世帯	10.3	11.9	11.7	11.2	12.2	13.1	12.5	12.2	14.6	14.4	14.4	△ 0.2	△ 0.2
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.2	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	51.3	48.5	0.5	△ 2.3
大人が二人以上	9.6	11.1	10.8	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.7	12.5	0.0	△ 0.2
名目値	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
中央値(a)	216	227	270	289	297	274	260	254	250	249	247	△ 1	△ 3
貧困線(a/2)	108	114	135	144	149	137	130	127	125	124	124	△ 1	△ 1
実質値(昭和60年基準)													
中央値(b)	216	226	246	255	259	240	233	228	224	223	222	△ 1	△ 2
貧困線(b/2)	108	113	123	128	130	120	117	114	112	112	111	0	△ 1

注：1) 平成 6 年の数値は、兵庫県を除いたものである。

2) 貧困率は、OECD の作成基準に基づいて算出している。

3) 大人とは 18 歳以上の者、子どもとは 17 歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が 18 歳以上 65 歳未満の世帯をいう。

4) 等価可処分所得額不詳の世帯員は除く。

5) 名目値とはその年の等価可処分所得をいい、実質値とはそれを昭和 60 年 (1985 年) を基準とした消費者物価指数 (持家の帰属家賃を除く総合指数) で調整したものである。

#### 5) 各種世帯別にみた生活意識の構成割合

- 平成 22 年及び 27 年の各種世帯別に生活意識の構成割合を新推計③と現行で比較してみると、平成 22 年の「母子世帯」は「大変苦しい」及び「やや苦しい」で約 2 ポイントの変化がみられるものの、それ以外の世帯では 1 ポイントを超えるような変化はみられない。
- 新推計③を新推計②と比較してみると、上記と同様の結果となっている。

図表 3-64 各種世帯別にみた生活意識の構成割合 (平成 22 年 (上)) (平成 27 年 (下))

	全世帯					高齢者世帯					児童のいる世帯					母子世帯				
	現行(a)	新推計②(b)	新推計③(c)	増減②(b-a)	増減③(c-a)	現行(d)	新推計②(e)	新推計③(f)	増減②(e-d)	増減③(f-d)	現行(g)	新推計②(h)	新推計③(i)	増減②(h-g)	増減③(i-g)	現行(j)	新推計②(k)	新推計③(l)	増減②(k-j)	増減③(l-j)
生活意識	100.0	100.0	100.0			100.0	100.0	100.0			100.0	100.0	100.0			100.0	100.0	100.0		
大変苦しい	27.1	26.9	27.2	△ 0.2	0.1	21.3	20.7	21.0	△ 0.6	△ 0.3	31.0	30.9	31.3	△ 0.1	0.3	50.5	50.6	52.9	0.1	2.4
やや苦しい	32.3	32.3	32.0	0.0	△ 0.3	30.2	30.4	30.0	0.2	△ 0.2	34.7	35.0	34.7	0.3	0.0	35.1	35.7	33.1	0.6	△ 2.0
普通	35.8	35.6	35.7	△ 0.2	△ 0.1	44.0	43.9	44.2	△ 0.1	0.2	30.1	30.0	29.8	△ 0.1	△ 0.3	13.9	13.6	13.3	△ 0.3	△ 0.6
ややゆとりがある	4.1	4.4	4.3	0.3	0.2	4.0	4.3	4.1	0.3	0.1	3.8	3.8	3.8	0.0	0.0	0.5	0.1	0.7	△ 0.4	0.2
大変ゆとりがある	0.7	0.8	0.8	0.1	0.1	0.5	0.7	0.6	0.2	0.1	0.3	0.3	0.3	0.0	0.0	-	-	-	-	-

	全世帯					高齢者世帯					児童のいる世帯					母子世帯				
	現行(n)	新推計②(n)	新推計③(o)	増減②(n-n)	増減③(o-n)	現行(p)	新推計②(q)	新推計③(r)	増減②(q-p)	増減③(r-p)	現行(s)	新推計②(t)	新推計③(u)	増減②(t-s)	増減③(u-s)	現行(v)	新推計②(w)	新推計③(x)	増減②(w-v)	増減③(x-v)
生活意識	100.0	100.0	100.0			100.0	100.0	100.0			100.0	100.0	100.0			100.0	100.0	100.0		
大変苦しい	27.4	26.9	27.5	△ 0.5	0.1	26.4	26.3	26.4	△ 0.1	0.0	30.0	30.3	30.2	0.3	0.2	48.0	47.5	48.3	△ 0.5	0.3
やや苦しい	32.9	32.6	32.9	△ 0.3	0.0	31.6	31.8	31.8	0.2	0.2	33.6	33.7	33.7	0.1	0.1	35.3	36.0	35.0	0.7	△ 0.3
普通	35.9	36.0	35.7	0.1	△ 0.2	39.2	39.0	39.0	△ 0.2	△ 0.2	32.4	32.1	32.1	△ 0.3	△ 0.3	15.7	15.8	15.9	0.1	0.2
ややゆとりがある	3.2	3.9	3.3	0.7	0.1	2.5	2.6	2.5	0.1	0.0	3.7	3.6	3.5	△ 0.1	△ 0.2	1.0	0.7	0.8	△ 0.3	△ 0.2
大変ゆとりがある	0.5	0.7	0.5	0.2	0.0	0.3	0.3	0.3	0.0	0.0	0.4	0.4	0.4	0.0	0.0	-	-	-	-	-

## ○ 貯蓄票の再集計結果

### 1) 各種世帯別にみた貯蓄額階級別世帯数の構成割合及び1世帯当たり平均貯蓄額（平成22年）

- ・平成22年の貯蓄額階級別世帯数の構成割合をみると、「全世帯」の新推計③は現行と比べ、「100～200万円未満」以下（「貯蓄がない」を含む。）が上昇、「400～500万円未満」以上で低下している。
- ・これを各種世帯別でみると、「全世帯」のような明らかな傾向はみられない。
- ・1世帯当たり平均貯蓄額をみると、新推計③は現行と比べ「全世帯」では減少するものの、各種世帯別では増加している。
- ・新推計③を新推計②と比較してみると、1世帯当たり平均貯蓄額はいずれの世帯でも増加している。

図表 3-65 各種世帯別にみた貯蓄額階級別世帯数の構成割合及び1世帯当たり平均貯蓄額（平成22年）

貯 蓄 額 階 級 別 版	全世帯					高齢者世帯					児童のいる世帯					曾子世帯					平成22年
	現行(a)	新推計②(b)	新推計③(c)	増減②(b-a)	増減③(c-a)	現行(d)	新推計②(e)	新推計③(f)	増減②(e-d)	増減③(f-d)	現行(g)	新推計②(h)	新推計③(i)	増減②(h-g)	増減③(i-g)	現行(j)	新推計②(k)	新推計③(l)	増減②(k-j)	増減③(l-j)	
	総 数	100.0	100.0	100.0		100.0	100.0	100.0		100.0	100.0	100.0		100.0	100.0		100.0	100.0	100.0		
貯 蓄 が な い	10.0	10.8	10.4	0.8	0.4	11.1	11.4	11.2	0.3	0.1	9.4	9.6	9.5	0.2	0.1	28.7	28.7	26.7	0.0	△ 2.0	
貯 蓄 が あ る	86.2	85.6	85.8	△ 0.6	△ 0.4	84.5	84.1	84.4	△ 0.4	△ 0.1	87.2	87.2	86.9	0.0	△ 0.3	68.9	69.7	70.8	0.8	1.9	
50万円未満	7.2	8.8	8.4	1.6	1.2	6.3	6.8	6.4	0.5	0.1	6.6	6.6	7.0	0.0	0.4	18.6	16.3	18.5	△ 2.3	△ 0.1	
50～100万円未満	3.8	4.3	4.1	0.5	0.3	3.3	3.3	3.2	0.0	△ 0.1	4.2	4.4	4.2	0.2	0.0	4.4	3.8	4.1	△ 0.6	△ 0.3	
100～200	7.9	8.4	8.1	0.5	0.2	7.1	6.7	7.1	△ 0.4	0.0	10.1	10.6	10.1	0.5	0.0	8.2	8.4	8.8	0.2	0.6	
200～300	6.4	6.3	6.3	△ 0.1	△ 0.1	5.8	5.6	5.6	△ 0.2	△ 0.2	8.3	8.6	8.3	0.3	0.0	6.4	8.4	8.6	2.0	2.2	
300～400	6.6	6.6	6.6	0.0	0.0	5.7	6.0	5.6	0.3	△ 0.1	8.6	8.4	8.5	△ 0.2	△ 0.1	4.9	4.8	5.3	△ 0.1	0.4	
400～500	3.4	3.3	3.3	△ 0.1	△ 0.1	3.0	2.9	3.0	△ 0.1	0.0	4.0	3.8	3.8	△ 0.2	△ 0.2	2.6	2.4	2.1	△ 0.2	△ 0.5	
500～700	8.8	8.3	8.5	△ 0.5	△ 0.3	8.1	8.0	8.0	△ 0.1	△ 0.1	10.4	10.0	10.1	△ 0.4	△ 0.3	7.7	8.9	6.9	1.2	△ 0.8	
700～1000	6.5	6.3	6.3	△ 0.2	△ 0.2	6.1	6.0	6.1	△ 0.1	0.0	7.1	7.3	7.2	0.2	0.1	2.3	2.1	2.2	△ 0.2	△ 0.1	
1000～1500	9.1	8.7	8.6	△ 0.4	△ 0.5	9.4	9.3	9.4	△ 0.1	0.0	8.8	9.0	8.8	0.2	0.0	3.3	3.0	3.3	△ 0.3	0.0	
1500～2000	4.7	4.4	4.5	△ 0.3	△ 0.2	5.2	5.3	5.2	0.1	0.0	4.3	4.3	4.2	0.0	△ 0.1	0.8	0.5	0.6	△ 0.3	△ 0.2	
2000～3000	6.6	6.0	6.4	△ 0.6	△ 0.2	7.3	7.3	7.5	0.0	0.2	4.5	4.3	4.4	△ 0.2	△ 0.1	0.5	0.6	1.4	0.1	0.9	
3000万円以上	8.9	8.0	8.6	△ 0.9	△ 0.3	10.2	10.0	10.4	△ 0.2	0.2	4.4	4.3	4.5	△ 0.1	0.1	2.5	2.6	2.8	0.1	0.3	
貯蓄あり額不詳	6.2	6.1	6.2	△ 0.1	0.0	6.8	6.9	6.9	0.1	0.1	5.9	5.7	5.8	△ 0.2	△ 0.1	6.6	8.0	6.2	1.4	△ 0.4	
不詳	3.8	3.6	3.7	△ 0.2	△ 0.1	4.4	4.5	4.4	0.1	0.0	3.4	3.2	3.6	△ 0.2	0.2	2.4	1.6	2.5	△ 0.8	0.1	
1世帯当たり 平均貯蓄額（万円）	1 078.6	989.9	1 036.8	△ 88.7	△ 41.8	1 207.1	1 195.5	1 215.0	△ 11.6	7.9	793.9	794.7	818.3	0.8	24.4	331.9	317.0	354.0	△ 14.9	22.1	

注：「1世帯当たり平均貯蓄額」には、貯蓄の有無不詳及び貯蓄額不詳の世帯は含まれない。

2) 各種世帯別にみた借入金額階級別世帯数の構成割合及び1世帯当たり平均借入金額（平成22年）

- 平成22年の各種世帯別に借入金額階級別世帯数の構成割合をみると、「全世帯」及び「母子世帯」で1ポイント以上変化のある区分（「借入金がない」「借入金がある」）はあるものの、新推計③と現行で大きな変化はみられない。
- 1世帯当たり平均借入金額をみると、新推計③は現行と比べいずれの世帯でも減少している。
- 新推計③を新推計②と比較してみると、大きな変化はみられない。

図表 3-66 各種世帯別にみた借入金額階級別世帯数の構成割合及び1世帯当たり平均借入金額（平成22年）

		全世帯				高齢者世帯				児童のいる世帯				母子世帯				平成22年				
		現行(a)	新推計②(b)	新推計③(c)	増減②(b-a)	増減③(c-a)	現行(d)	新推計②(e)	新推計③(f)	増減②(e-d)	増減③(f-d)	現行(g)	新推計②(h)	新推計③(i)	増減②(h-g)	増減③(i-g)	現行(j)	新推計②(k)	新推計③(l)	増減②(k-j)	増減③(l-j)	
借入金額階級																						
総 数	100.0	100.0	100.0				100.0	100.0	100.0			100.0	100.0	100.0		100.0	100.0	100.0				
借入金がない	60.9	61.8	62.1	0.9	1.2		78.5	78.6	78.8	0.1	0.3	42.2	41.8	42.5	△ 0.4	0.3	68.2	70.2	70.3	2.0	2.1	
借入金がある	31.2	30.8	30.3	△ 0.4	△ 0.9		8.9	8.7	8.6	△ 0.2	△ 0.3	52.6	52.9	52.0	0.3	△ 0.6	26.5	24.1	24.9	△ 2.4	△ 1.6	
50万円未満	1.8	1.9	1.8	0.1	0.0		1.4	1.4	1.3	0.0	△ 0.1	1.8	1.9	2.0	0.1	0.2	5.2	5.4	5.4	0.2	0.2	
50~100万円未満	1.8	2.0	1.9	0.2	0.1		1.1	1.1	1.1	0.0	0.0	2.1	2.0	2.0	△ 0.1	△ 0.1	3.3	3.3	2.8	0.0	△ 0.5	
100~200	2.8	2.8	2.8	0.0	0.0		1.1	1.2	1.1	0.1	0.0	3.3	3.4	3.4	0.1	0.1	5.6	4.4	5.6	△ 1.2	0.0	
200~300	2.0	1.9	2.0	△ 0.1	0.0		0.4	0.4	0.4	0.0	0.0	2.6	2.5	2.4	△ 0.1	△ 0.2	4.6	3.6	3.7	△ 1.0	△ 0.9	
300~400	1.7	1.6	1.7	△ 0.1	0.0		0.7	0.7	0.7	0.0	0.0	2.0	1.9	2.0	△ 0.1	0.0	1.2	1.4	1.4	0.2	0.2	
400~500	1.1	1.1	1.0	0.0	△ 0.1		0.5	0.5	0.5	0.0	0.0	1.2	1.3	1.1	0.1	△ 0.1	0.5	0.6	0.3	0.1	△ 0.2	
500~700	2.1	2.1	2.0	0.0	△ 0.1		0.6	0.5	0.5	△ 0.1	△ 0.1	2.9	3.0	2.8	0.1	△ 0.1	2.2	2.3	2.1	0.1	△ 0.1	
700~1000	2.2	2.1	2.1	△ 0.1	△ 0.1		0.5	0.5	0.5	0.0	0.0	3.2	3.1	3.1	△ 0.1	△ 0.1	0.3	0.4	0.2	0.1	△ 0.1	
1000~1500	3.9	3.8	3.7	△ 0.1	△ 0.2		0.7	0.7	0.7	0.0	0.0	7.3	7.7	7.2	0.4	△ 0.1	1.7	1.5	1.7	△ 0.2	0.0	
1500~2000	3.2	3.1	3.1	△ 0.1	△ 0.1		0.5	0.4	0.5	△ 0.1	0.0	6.8	6.8	6.6	0.0	△ 0.2	0.5	0.3	0.3	△ 0.2	△ 0.2	
2000~3000	4.6	4.7	4.6	0.1	0.0		0.3	0.3	0.3	0.0	0.0	11.3	11.7	11.3	0.4	0.0	0.6	0.3	0.4	△ 0.3	△ 0.2	
3000万円以上	2.9	2.8	2.9	△ 0.1	0.0		0.7	0.7	0.7	0.0	0.0	6.6	6.4	6.6	△ 0.2	0.0	0.3	0.3	0.2	0.0	△ 0.1	
借入金あり無不詳	0.9	0.8	0.8	△ 0.1	△ 0.1		0.3	0.4	0.3	0.1	0.0	1.5	1.3	1.4	△ 0.2	△ 0.1	0.5	0.3	0.6	△ 0.2	0.1	
不詳	7.9	7.4	7.6	△ 0.5	△ 0.3		12.7	12.7	12.6	0.0	△ 0.1	5.3	5.3	5.5	0.0	0.2	5.3	5.8	4.9	0.5	△ 0.4	
1世帯当たり平均借入金額（万円）	441.7	436.9	431.4	△ 4.8	△ 10.3		91.7	88.3	88.6	△ 3.4	△ 3.1	867.4	870.8	862.7	3.4	△ 4.7	93.5	82.3	82.6	△ 11.2	△ 10.9	

注：「1世帯当たり平均借入金額」には、借入金の有無不詳及び借入金額不詳の世帯は含まれない。

## (5) ブートストラップ法における推計方法及び実行手順

新推計②と新推計③の比較において年次による傾向の違いがみられた1世帯当たり平均所得金額について、ブートストラップ法による新推計②や新推計③の誤差評価を行った。

ブートストラップ法は、抽出された標本から更にサンプリングを行うことにより、理論式での評価が困難であった統計量の分散等を評価するために用いられる手法である。

大規模調査のブートストラップ法による標本作成及び推計にかかる方法と手順は以下のとおりである。

簡易調査は  $k = \text{全国}$  のみとすればよい。

### ① 記号の定義

$k$  : 県・都市

$j$  : 調査地区（世帯票）又は単位区（所得票）

$l$  : 層

#### ①-1 他統計のデータ

$P_k$  : 県・都市  $k$  の6月1日推計人口

$Q_{kl}$  : 県・都市  $k$ 、層  $l$  の推計世帯数

#### ①-2 世帯票データ

$Y_{kjl}^{(H)}$  : 県・都市  $k$ 、調査地区  $j$ 、層  $l$  の世帯票有効回答世帯数

#### ①-3 所得票データ

$N_k$  : 県・都市  $k$  の国勢調査地区数（後置番号1）

$n_k$  : 県・都市  $k$  の世帯票調査地区数（後置番号1）

$M_k$  : 県・都市  $k$  の  $n_k$  個の調査地区から設定された単位区数

$m_k$  : 県・都市  $k$  の調査単位区数

$X_{kjl}$  : 県・都市  $k$ 、単位区  $j$ 、層  $l$  の世帯の総所得

$Y_{kjl}$  : 県・都市  $k$ 、単位区  $j$ 、層  $l$  の所得票有効回答世帯数

$W_{kjl}$  : 県・都市  $k$ 、単位区  $j$ 、層  $l$  の所得票総世帯員数

### ② ブートストラップ標本の作成

#### ②-1 通常の国民生活基礎調査と同じ方法によるブートストラップ標本の作成の検討

国民生活基礎調査には世帯票と所得票が存在しており、

1) 世帯票の調査対象地区を抽出する。

2) 世帯票の調査対象地区となった地区の中から、所得票の対象地区を抽出する。

3) 所得票対象地区をそれぞれ1つ以上の単位区に分割し、実際に所得票の調査を行う単位区を抽出する。

という手順で所得票の調査対象単位区を決定している。この点を踏まえれば、所得票のブートストラップ標本の作成についても同様に、世帯票のブートストラップ標本を作成し、そこから所得票の単位区を再度抽出して所得票のブートストラップ標本を作成する方法が考えられる。

しかしながら、この手順からも明らかのように、所得票の調査は世帯票の調査区の一部についてのみ行われており、所得票の調査対象とならなかった世帯票の調査地区については所得票の調査結果は存在しない。仮に世帯票のブートストラップ標本の一部として所得票の調査対象とならなかった世帯票の調査地区が抽出され、所得票の調査単位区として抽出された場合、参照すべき所得票の結果が存在しないという問題が発生する。そのため、通常の調査と同様の手順で所

得票のブートストラップ標本を作成することは不可能である。

## ②-2 ブートストラップ標本の作成の考え方

上記の問題を避けるため、通常の国民生活基礎調査の抽出手順とは異なるが、次の方法でブートストラップ標本を作成することとした。

ブートストラップの繰り返し回数を $B$ とし、県・都市 $k$ における各回のブートストラップ標本を次のとおり作成した。

### 1) 所得票単位区のブートストラップ標本の抽出

県・都市 $k$ の所得票抽出率を $f_k$  ( $= \frac{n_k m_k}{N_k M_k}$ ) とし、県・都市 $k$ の所得票ブートストラップ標本の大さき $s_k$  を

$$s_k = \frac{m_k - 1}{1 - f_k}$$

とする。所得票該当単位区から大きさ $s_k$  の所得票ブートストラップ標本を復元抽出する。

### 2) 世帯票地区のブートストラップ標本の抽出

県・都市 $k$ の世帯票抽出率を $f_k^{(H)}$  ( $= \frac{n_k}{N_k}$ ) とし、県・都市 $k$ の世帯票ブートストラップ標本の大さき $s_k^{(H)}$  を

$$s_k^{(H)} = \frac{n_k - 1}{1 - f_k^{(H)}}$$

とし、次の i. ~ iv. により世帯票ブートストラップ標本を作成する。

- i. 1) の所得票ブートストラップ標本の各单位区に対応する地区を世帯票ブートストラップ標本に入れる。
- ii.  $x_a = (i. \text{ で地区番号 } a \text{ が世帯票ブートストラップ標本に含まれた数})$  とする。
- iii. 世帯票該当地区から 1 地区無作為に抽出し、 $A$  を抽出された地区番号とする。  
( $x_A = 0$  のとき) 地区 $A$  をブートストラップ標本に入れる。  
( $x_A \neq 0$  のとき)  $x_A$  の値を 1 減じ新たに $x_A$  の値とする。
- iv. iii. を標本の大きさが $s_k^{(H)}$  に達するまで繰り返す。

③ ブートストラップ推計方法

$b$ 回目のブートストラップ標本において、次のデータを得たとする。

$X_{kjl}^{*(b)}$  :  $b$ 回目の所得票ブートストラップ標本における県・都市 $k$ 、単位区 $j$ 、層 $l$ の世帯の総所得

$Y_{kjl}^{*(b)}$  :  $b$ 回目の所得票ブートストラップ標本における県・都市 $k$ 、単位区 $j$ 、層 $l$ の所得票有効回答

世帯数

$W_{kjl}^{*(b)}$  :  $b$ 回目の所得票ブートストラップ標本における県・都市 $k$ 、単位区 $j$ 、層 $l$ の所得票総世帯

員数

$Y_{kjl}^{*(b)(H)}$  :  $b$ 回目の世帯票ブートストラップ標本における県・都市 $k$ 、調査地区 $j$ 、層 $l$ の世帯票有効

回答世帯数

③-1 現行推計

$\hat{R}$  : 現行推計による元の標本の平均所得の推計値

$$\hat{R} = \frac{\sum_k \left( \frac{N_k M_k}{n_k m_k} \sum_j \sum_l X_{kjl} \right)}{\sum_k \left( \frac{N_k M_k}{n_k m_k} \sum_j \sum_l Y_{kjl} \right)}$$

$\hat{R}^{(b)}$  :  $b$ 回目ブートストラップ標本における現行推計による平均所得の推計値

$$\hat{R}^{(b)} = \frac{\sum_k \left( \frac{N_k M_k}{n_k s_k} \sum_j \sum_l X_{kjl}^{*(b)} \right)}{\sum_k \left( \frac{N_k M_k}{n_k s_k} \sum_j \sum_l Y_{kjl}^{*(b)} \right)}$$

$\hat{R}^*$  : ブートストラップ標本における現行推計による平均所得の推計値

$$\hat{R}^* = \frac{1}{B} \sum_{b=1}^B \hat{R}^{(b)}$$

$\hat{R}^*$ に対して、分散は、

$$V(\hat{R}^*) = \frac{1}{B-1} \sum_{b=1}^B (\hat{R}^{(b)} - \hat{R}^*)^2$$

標準誤差は、

$$\sqrt{V(\hat{R}^*)}$$

標準誤差率は、

$$\frac{\sqrt{V(\hat{R}^*)}}{\hat{R}^*}$$

平均二乗誤差は、

$$\frac{1}{B} \sum_{b=1}^B (\hat{R}^{(b)} - \hat{R})^2$$

で求めた。

### ③-2 新推計②

$\tilde{R}$  : 新推計②による元の標本の平均所得の推計値

$$\tilde{R} = \frac{\sum_k \sum_j \sum_l \left( \frac{Q_{kl}}{\sum_j Y_{kjl}} \frac{P_k}{\sum_j \sum_l \frac{Q_{kl}}{\sum_j Y_{kjl}} W_{kjl}} X_{kjl} \right)}{\sum_k \sum_j \sum_l \left( \frac{Q_{kl}}{\sum_j Y_{kjl}} \frac{P_k}{\sum_j \sum_l \frac{Q_{kl}}{\sum_j Y_{kjl}} W_{kjl}} Y_{kjl} \right)}$$

$\tilde{R}^{(b)}$  :  $b$ 回目ブートストラップ標本における新推計②による平均所得の推計値

$$\tilde{R}^{(b)} = \frac{\sum_k \sum_j \sum_l \left( \frac{Q_{kl}}{\sum_j Y_{kjl}^{*(b)}} \frac{P_k}{\sum_j \sum_l \frac{Q_{kl}}{\sum_j Y_{kjl}^{*(b)}} W_{kjl}^{*(b)}} X_{kjl}^{*(b)} \right)}{\sum_k \sum_j \sum_l \left( \frac{Q_{kl}}{\sum_j Y_{kjl}^{*(b)}} \frac{P_k}{\sum_j \sum_l \frac{Q_{kl}}{\sum_j Y_{kjl}^{*(b)}} W_{kjl}^{*(b)}} Y_{kjl}^{*(b)} \right)}$$

$\tilde{R}^*$  : ブートストラップ標本における新推計②による平均所得の推計値

$$\tilde{R}^* = \frac{1}{B} \sum_{b=1}^B \tilde{R}^{(b)}$$

$\tilde{R}^*$ に対して、分散は、

$$V(\tilde{R}^*) = \frac{1}{B-1} \sum_{b=1}^B (\tilde{R}^{(b)} - \tilde{R}^*)^2$$

標準誤差は、

$$\sqrt{V(\tilde{R}^*)}$$

標準誤差率は、

$$\frac{\sqrt{V(\tilde{R}^*)}}{\tilde{R}^*}$$

平均二乗誤差は、

$$\frac{1}{B} \sum_{b=1}^B (\tilde{R}^{(b)} - \tilde{R})^2$$

で求めた。

③-3 新推計③

$\check{R}$  : 新推計③による元の標本の平均所得の推計値

$$\check{R} = \frac{\sum_k \sum_j \sum_l \left( \frac{Q_{kl}}{\sum_j Y_{kjl}^{(H)}} \frac{\sum_j \sum_l Y_{kjl}^{(H)}}{\sum_j \sum_l Y_{kjl}} \frac{P_k}{\sum_j \sum_l \frac{Q_{kl}}{\sum_j Y_{kjl}^{(H)}} \frac{\sum_j \sum_l Y_{kjl}^{(H)}}{\sum_j \sum_l Y_{kjl}} W_{kjl}} X_{kjl} \right)}{\sum_k \sum_j \sum_l \left( \frac{Q_{kl}}{\sum_j Y_{kjl}^{(H)}} \frac{\sum_j \sum_l Y_{kjl}^{(H)}}{\sum_j \sum_l Y_{kjl}} \frac{P_k}{\sum_j \sum_l \frac{Q_{kl}}{\sum_j Y_{kjl}^{(H)}} \frac{\sum_j \sum_l Y_{kjl}^{(H)}}{\sum_j \sum_l Y_{kjl}} W_{kjl}} Y_{kjl} \right)}$$

$\check{R}^{(b)}$  :  $b$ 回目ブートストラップ標本における新推計③による平均所得の推計値

$$\check{R}^{(b)} = \frac{\sum_k \sum_j \sum_l \left( \frac{Q_{kl}}{\sum_j Y_{kjl}^{*(b)(H)}} \frac{\sum_j \sum_l Y_{kjl}^{*(b)(H)}}{\sum_j \sum_l Y_{kjl}^{*(b)}} \frac{P_k}{\sum_j \sum_l \frac{Q_{kl}}{\sum_j Y_{kjl}^{*(b)(H)}} \frac{\sum_j \sum_l Y_{kjl}^{*(b)(H)}}{\sum_j \sum_l Y_{kjl}^{*(b)}} W_{kjl}^{*(b)}} X_{kjl}^{*(b)} \right)}{\sum_k \sum_j \sum_l \left( \frac{Q_{kl}}{\sum_j Y_{kjl}^{*(b)(H)}} \frac{\sum_j \sum_l Y_{kjl}^{*(b)(H)}}{\sum_j \sum_l Y_{kjl}^{*(b)}} \frac{P_k}{\sum_j \sum_l \frac{Q_{kl}}{\sum_j Y_{kjl}^{*(b)(H)}} \frac{\sum_j \sum_l Y_{kjl}^{*(b)(H)}}{\sum_j \sum_l Y_{kjl}^{*(b)}} W_{kjl}^{*(b)}} Y_{kjl}^{*(b)} \right)}$$

$\check{R}^*$  : ブートストラップ標本における新推計③による平均所得の推計値

$$\check{R}^* = \frac{1}{B} \sum_{b=1}^B \check{R}^{(b)}$$

$\check{R}^*$ に対して、分散は、

$$V(\check{R}^*) = \frac{1}{B-1} \sum_{b=1}^B (\check{R}^{(b)} - \check{R}^*)^2$$

標準誤差は、

$$\sqrt{V(\check{R}^*)}$$

標準誤差率は、

$$\frac{\sqrt{V(\check{R}^*)}}{\check{R}^*}$$

平均二乗誤差は、

$$\frac{1}{B} \sum_{b=1}^B (\check{R}^{(b)} - \check{R})^2$$

で求めた。

#### ④ 実際の処理手順

大規模調査及び簡易調査におけるブートストラップ手順を、調査票の種類ごとに準備処理手順とブートストラップ処理手順に分けて以下に示す。

##### ④-1 大規模調査におけるブートストラップ手順

###### 1) 所得票の準備処理手順

- a) 各県・都市ごとに抽出率（拡大乗数の逆数）と所得票の回答単位区数から、標本サイズを算出する。
- b) 県・都市ごとに、単位区番号に連番を付与する。
- c) 各県・都市ごとに標本サイズに合わせて、対象番号（県・都市ごと単位区連番）の抽選を行う。  
なお、同じ県・都市で対象番号の重複は許す。

###### 2) 世帯票の準備処理手順

- a) 各県・都市ごとに抽出率（拡大乗数の逆数）と世帯票の回答地区数から、標本サイズを算出する。
- b) 県・都市ごとに、地区番号に連番を付与する。
- c) 各県・都市ごとに標本サイズに合わせて、対象番号（県・都市ごと単位区連番）の抽選を行う。

ここで、所得票で当選した番号は世帯票についても当選したとみなす。したがって、各県・都市ごとに世帯票の抽選をする回数は世帯票の標本サイズから所得票の標本サイズを除いた回数である。

※世帯票の抽選ルール：所得票で当選した単位区を含む地区については、その当選回数を超えるまでは当選としないで再抽選（引き直し）を行う。例えば、所得票で当選した地区（単位区）が'01'、'01'、'02'、'04'だった場合、世帯票の抽選で'01'を引いたら2回目までは引き直す、「02」を引いたら1回目は引き直す、「03」を引いたら1回目から採用する、・・・とし、この引き直しを世帯票の標本サイズになるまで繰り返す。

###### 3) ブートストラップ処理手順

- a) 対象番号の県・都市ごと単位区連番に合致するデータ（レコード）を所得票より抽出する。
- b) 対象番号の県・都市ごと地区連番に合致するデータ（レコード）を世帯票より抽出する。
- c) 所得票と世帯票より抽出したデータを使用して新推計②、新推計③の拡大乗数を算出する。
- d) 現行の拡大乗数を補正（単位区数による補正）をする。
- e) 補正した現行、新推計②、新推計③の拡大乗数を使用して各推計ごとに平均所得等を求める。

#### ④-2 簡易調査におけるブートストラップ手順

##### 1) 所得票の準備処理手順

- a) 全国の抽出率（拡大乗数の逆数）と所得票の回答単位区数から標本サイズを算出する。
- b) 全国の単位区番号に連番を付与する。
- c) 全国の標本サイズに合わせて、対象番号（単位区連番）の抽選を行う。  
なお、同じ県・都市で対象番号の重複は許す。

##### 2) 世帯票の準備処理手順

- a) 全国の抽出率（拡大乗数の逆数）と世帯票の回答地区数から標本サイズを算出する。
- b) 全国の地区番号に連番を付与する。
- c) 全国の標本サイズに合わせて、対象番号（単位区連番）の抽選を行う。

ここで、所得票で当選した番号は世帯票についても当選したとみなす。したがって、世帯票の抽選をする回数は世帯票の標本サイズから所得票の標本サイズを除いた回数である。

※世帯票の抽選ルール：所得票で当選した単位区を含む地区については、その当選回数を超えるまでは当選としないで再抽選（引き直し）を行う。例えば、所得票で当選した地区（単位区）が'01'、'01'、'02'、'04'だった場合、世帯票の抽選で'01'を引いたら2回目までは引き直す、「02」を引いたら1回目は引き直す、「03」を引いたら1回目から採用する、・・・とし、この引き直しを世帯票の標本サイズになるまで繰り返す。

##### 3) ブートストラップ処理手順

- a) 対象番号の単位区連番に合致するデータ（レコード）を所得票より抽出する。
- b) 対象番号の地区連番に合致するデータ（レコード）を世帯票より抽出する。
- c) 所得票と世帯票より抽出したデータとを使用して新推計②、新推計③の拡大乗数を算出する。
- d) 現行の拡大乗数を補正（単位区数による補正）をする。
- e) 補正した現行、新推計②、新推計③の拡大乗数を使用して各推計ごとに平均所得などを求める。

#### ④-3 検証方法

県・都市  $k$  における所得票調査単位区の抽出率を  $f_k$ 、単位区数を  $m_k$ としたときの県・都市  $k$  ごとのブートストラップ標本サイズ  $s_k$  は  $(m_k - 1)/(1 - f_k)$  とする。

大きさ  $s_k$  のブートストラップ標本を元の所得票調査単位区から復元抽出し、現行推計、新推計②及び新推計③による平均所得を再計算する。これを 200 回繰り返して行う。

なお、新推計③の拡大乗数を作成する際に用いる（層別）世帯票有効回答世帯数については、別途、世帯票調査地区からブートストラップ標本を抽出し、作成した。

#### ④-4 検証内容

ブートストラップ法により以下の内容について検証を行った。

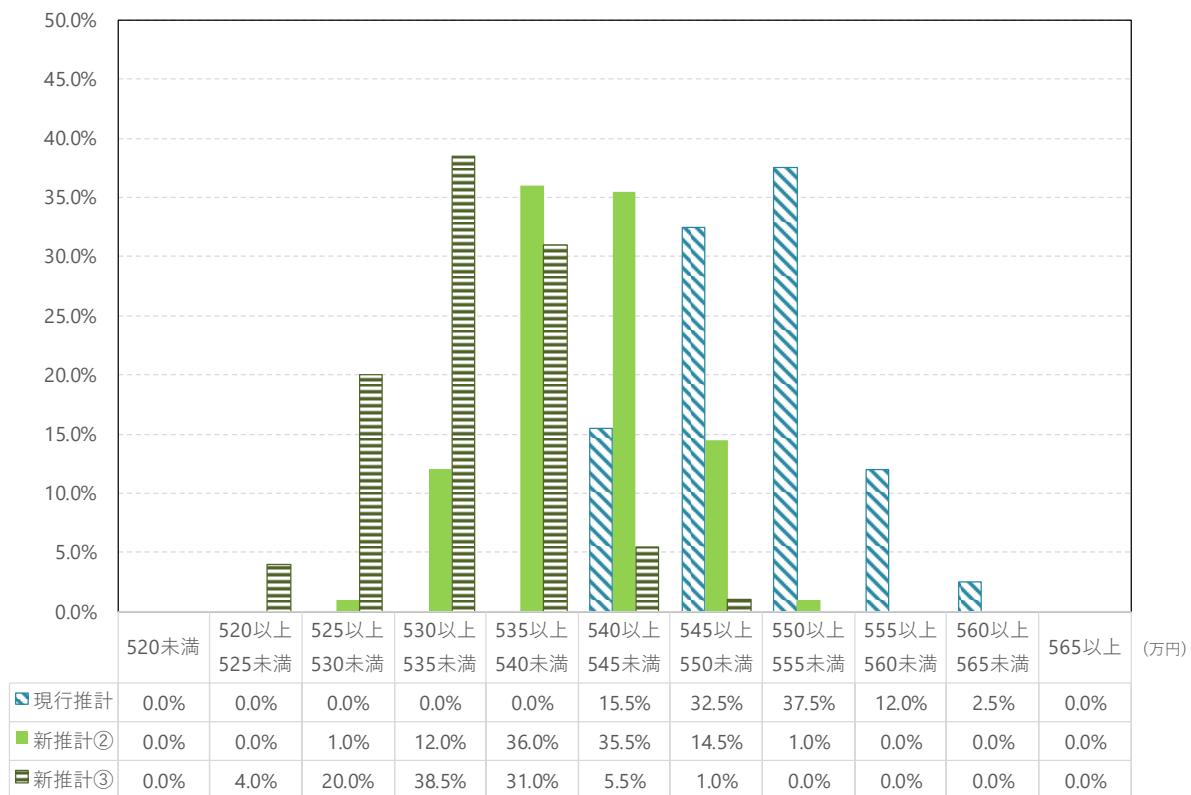
- ・200回のうち、新推計②及び新推計③による結果と比べ、現行推計による結果が何回高いか確認した。
- ・200回試行を行った結果、現行推計による結果の平均所得が新推計②及び新推計③による結果の平均所得よりどの程度高い値、あるいは低い値となるか。また、現行推計、新推計②及び新推計③における分散、標準誤差、標準誤差率及び平均二乗誤差はどの程度か確認した。
- ・現行推計、新推計②及び新推計③による200回分の結果のヒストグラムを作成した。
- ・現行推計による結果と新推計②及び新推計③による結果の散布図を作成した。

## (6) ブートストラップ法検証結果詳細

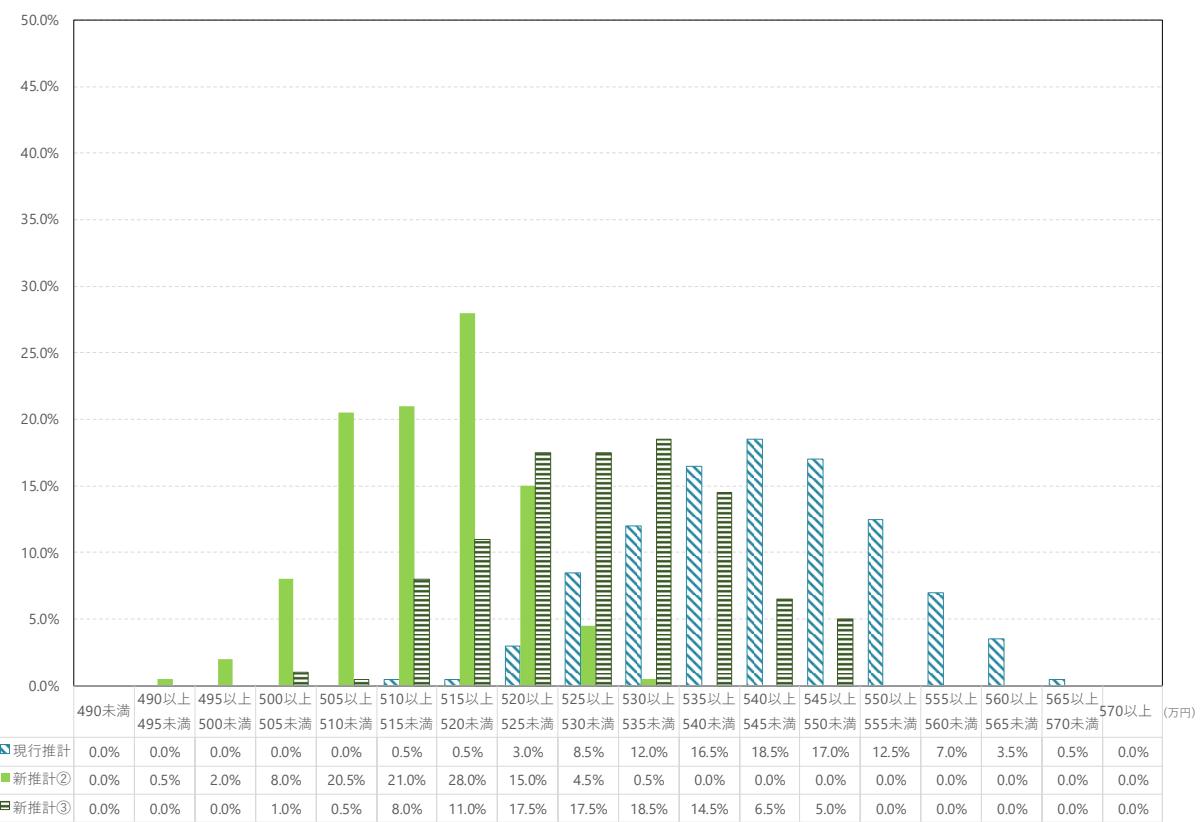
図表 3-67 ブートストラップ 200 回実行結果

	平成21年所得			平成26年所得		
	現行推計	新推計②	新推計③	現行推計	新推計②	新推計③
現行推計 > 新推計②又は新推計③	—	198	200	—	200	200
(単位：件数)						
	現行推計	新推計②	新推計③	現行推計	新推計②	新推計③
ブートストラップ平均所得	550.2	540.1	533.4	542.3	514.1	528.3
現行推計 - 新推計②又は新推計③（上記の値）	—	10.1	16.8	—	28.2	14.0
最小所得	540.6	527.6	521.1	510.5	493.3	500.5
最大所得	564.5	553.7	548.7	565.0	532.3	549.9
※参考 元の標本の平均所得	549.6	533.2	533.3	541.9	513.0	529.1
分散	23.8	19.5	23.9	103.0	49.6	93.5
標準誤差	4.9	4.4	4.9	10.1	7.0	9.7
標準誤差率	0.9%	0.8%	0.9%	1.9%	1.4%	1.8%
平均二乗誤差	24.0	67.4	23.8	102.7	50.5	93.7

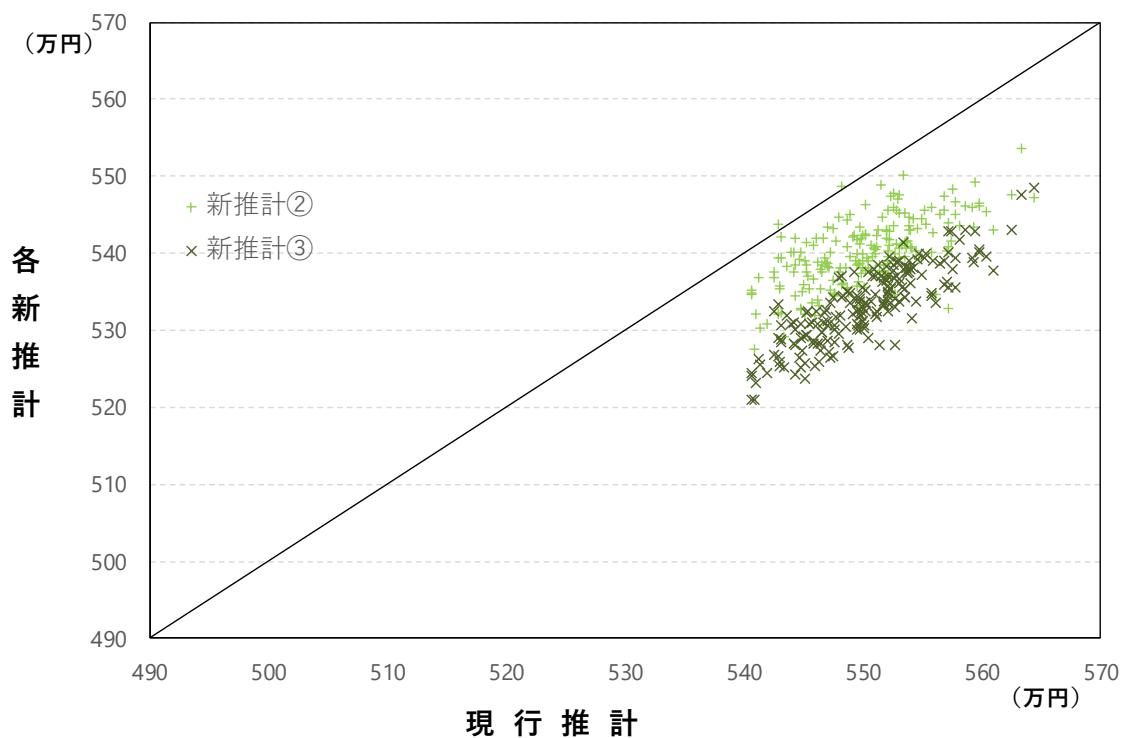
図表 3-68 ブートストラップ 200 回平均所得分布（平成 21 年所得）



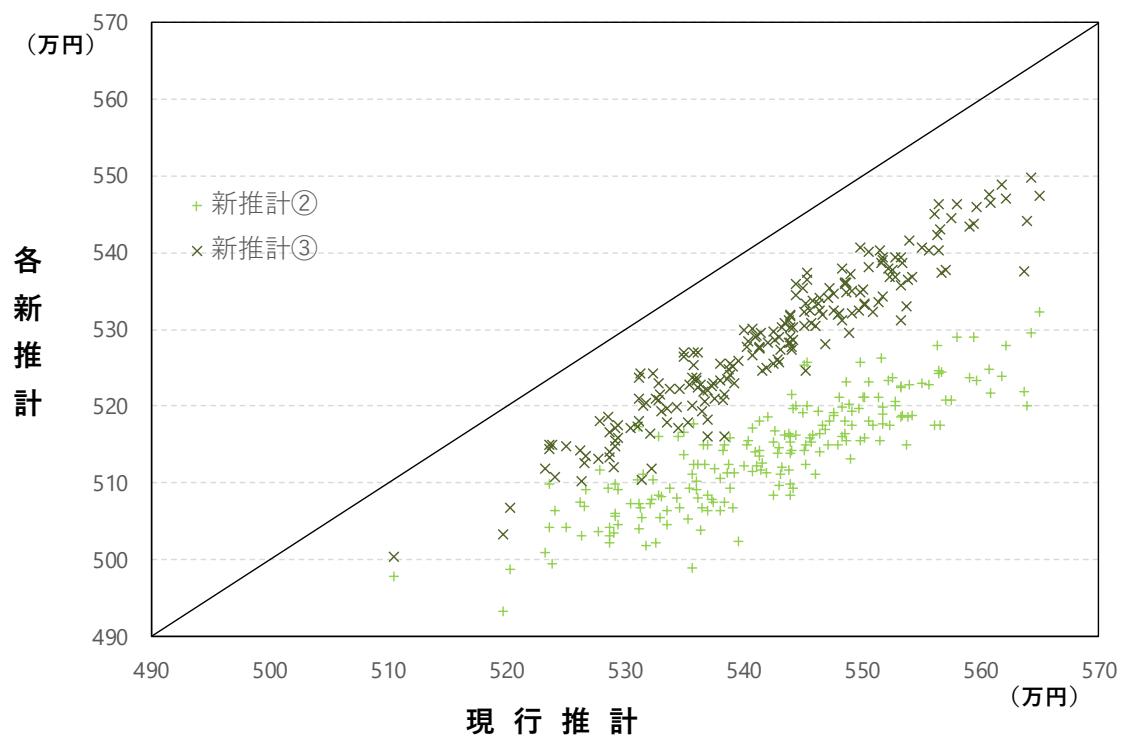
図表 3-69 ブートストラップ 200 回平均所得分布（平成 26 年所得）



図表 3-70 ブートストラップ 200 回散布図（平成 21 年所得）



図表 3-71 ブートストラップ 200 回散布図（平成 26 年所得）



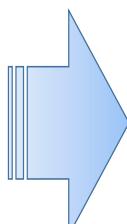
## (7) ブートストラップ繰り返し回数 2000 回の検証結果

平成 21 年所得の新推計②において、ブートストラップ標本の平均所得（540.1 万円）と、元の標本の平均所得（533.2 万円）の間にかい離がみられた。このかい離が、シミュレーションの繰り返し回数が 200 回と少ないと起因する偶然的なかい離であるか確認するため、更に繰り返し回数を増やして実行した。

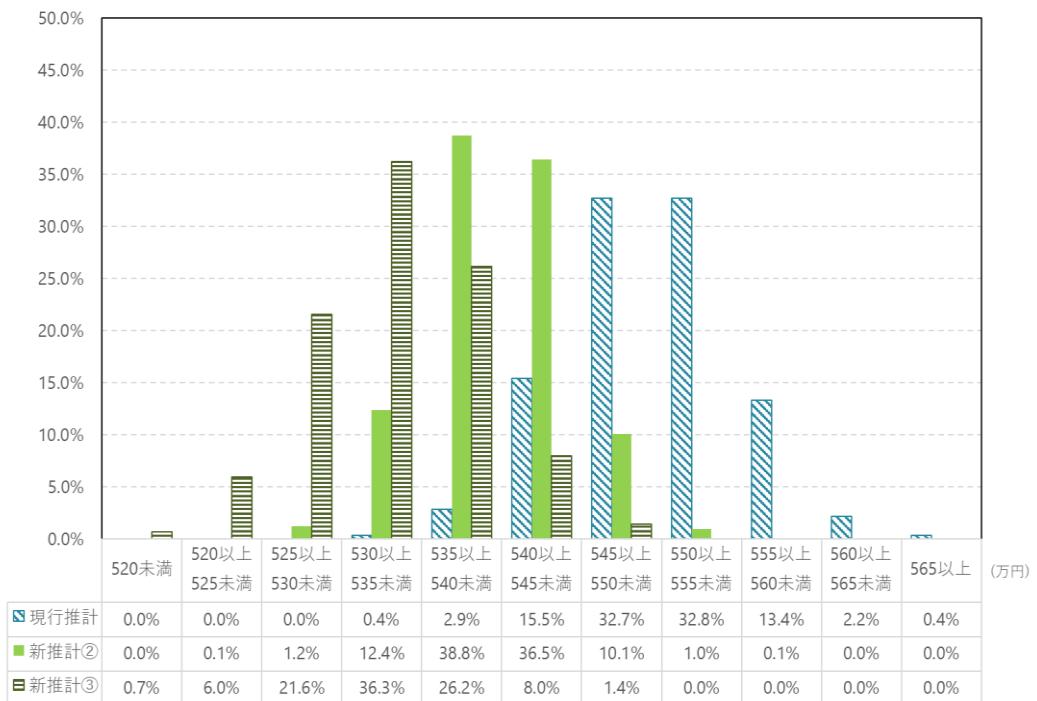
平成 21 年所得の現行推計、新推計②及び新推計③について、ブートストラップ法によるシミュレーションの繰り返し回数を 2,000 回と大幅に増加し、あらためてブートストラップ標本の平均所得と、元の標本の平均所得の比較をしてみたところ、新推計②のかい離の縮小はみられなかった。

図表 3-72 ブートストラップ繰り返し回数 2000 回の結果

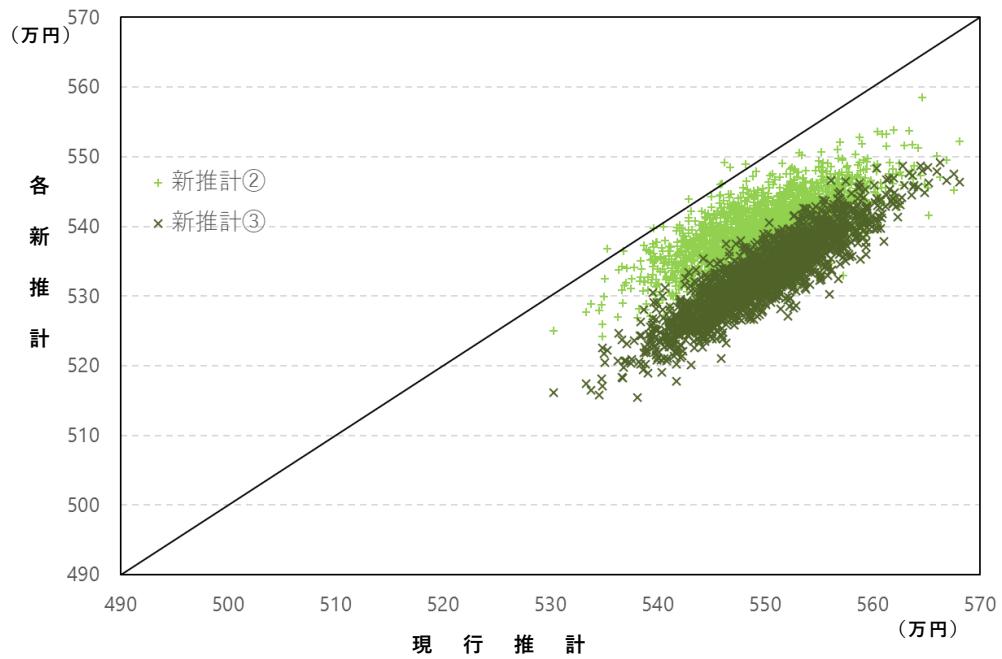
ブートストラップ200回実行結果			ブートストラップ2000回実行結果		
			(単位：万円)		
平成21年所得			平成21年所得		
現行推計	新推計②	新推計③	現行推計	新推計②	新推計③
ブートストラップ平均所得	550.2	540.1	549.8	539.7	533.1
元の標本の平均所得	549.6	533.2	549.6	533.2	533.3



図表 3-73 ブートストラップ 2000 回平均所得分布（平成 21 年所得）



図表 3-74 ブートストラップ 2000 回散布図（平成 21 年所得）



## (8) 現行推計と新推計で所得が変化する要因分析

現行推計と比較して新推計②において平成 26 年所得が低くなった点について、その要因を分析した。分析は平成 21、23~27 年所得について行った。以下平成 26 年所得を例にその分析方法を示す。

推計はいずれの方法においてもウエイトとなる拡大乗数をそれぞれの個票に乘じることにより行っており、乗じる拡大乗数が大きいほどその個票が全体に大きい影響を与える。この関係を俯瞰的に確認するため、拡大乗数は層別に作成することを考慮し、層別の拡大乗数の変化（比）（図表 3-75）と 1 世帯当たり平均所得金額（図表 3-76）の関係を確認した。

図表 3-77 は、各層における現行推計と新推計②の拡大乗数の変化（比）と 1 世帯当たり平均所得金額についての散布図である。比較的所得が低い層では、拡大乗数が大きくなかった層が複数あることが分かる（黒い破線の四角で囲んだ部分）。一方、比較的所得が高い層では、拡大乗数の変化（比）はそれほど大きくなかった（緑の破線の楕円で囲んだ部分）。

ところで、新推計②は有効回答率で各層の重み付けを行うため、新推計②で拡大乗数が現行推計より大きくなつたということは、当該区分の回収率は低かったものと考えられる。比較的所得が低く拡大乗数が大きくなつた世帯には若年の単独世帯（男性及び女性）やひとり親と未婚の子の世帯が含まれているが、以前からこれらの世帯は回収率が低いことが指摘されていた。即ち、新推計②が現行推計より所得が低くなつた要因については、平均所得が低く回収率も低い若年の単独世帯やひとり親と未婚の子の世帯の影響が、有効回答率で重み付けを行う新推計②の手法により大きくなつたためであると考えられる。

図表 3-75 拡大乗数の変化

	世帯構造						
	単独（男）	単独（女）	夫婦のみ	夫婦と未婚の子	ひとり親と未婚の子	母子・父子	母子・父子以外
世 帯 年 齢 階 級	19歳以下	9.46	-	-	-	-	-
	20~24歳	3.07	4.87	2.79	0.90	0.79	-
	25~29歳	6.60	3.69	1.97	1.10	1.45	1.35
	30~34歳	4.44	3.49	1.24	1.12	1.41	5.23
	35~39歳	3.10	4.59	1.65	1.02	1.17	19.04
	40~44歳	2.57	3.22	1.21	0.83	1.35	2.51
	45~49歳	2.33	2.66	1.03	0.90	0.78	1.79
	50~54歳	2.23	1.34	0.80	0.92	0.69	1.94
	55~59歳	1.74	1.59	0.88	0.74	0.53	1.20
	60~64歳	1.06	0.77	0.71	0.79	-	1.29
	65~69歳	1.13	0.93	0.74	0.91	-	1.42
	70~74歳	0.66	0.76	0.72	0.73	-	0.88
	75~79歳	0.76	0.73	0.72	0.88	-	1.24
	80~84歳	0.82	0.82	0.67	0.83	-	1.22
	85歳以上	0.59	1.17	0.84	1.29	-	1.32

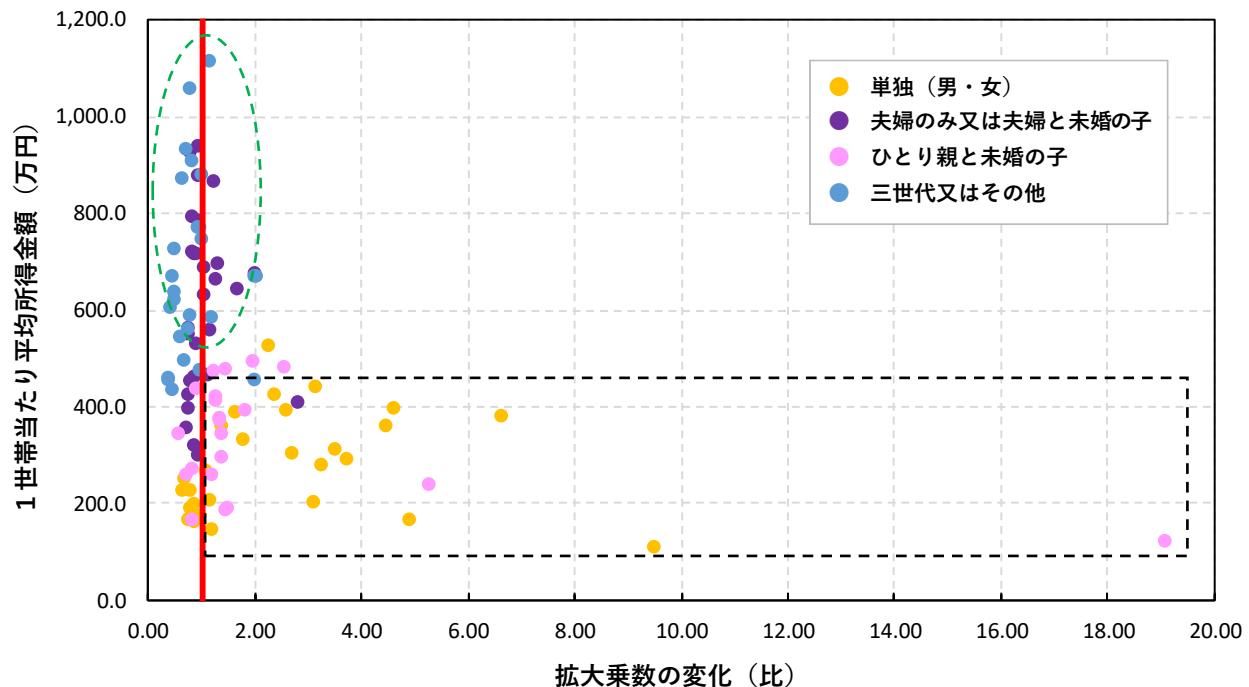
図表 3-76 1 世帯当たり平均所得金額

	世帯構造						
	単独（男）	単独（女）	夫婦のみ	夫婦と未婚の子	ひとり親と未婚の子	母子・父子	母子・父子以外
世 帯 年 齢 階 級	19歳以下	114.3	-	-	-	-	-
	20~24歳	207.2	170.9	411.5	301.0	171.0	-
	25~29歳	384.9	296.4	677.3	469.7	193.0	346.8
	30~34歳	364.9	316.1	667.8	562.9	191.1	242.0
	35~39歳	444.3	399.3	647.1	635.0	264.4	127.0
	40~44歳	395.3	281.2	871.1	721.0	299.8	486.1
	45~49歳	427.7	305.2	690.0	879.9	276.2	394.5
	50~54歳	528.7	361.8	796.1	941.5	262.6	498.3
	55~59歳	334.3	390.1	719.6	928.2	346.7	475.1
	60~64歳	272.1	228.9	554.3	723.2	-	378.1
	65~69歳	209.5	177.8	457.2	788.0	-	479.0
	70~74歳	253.8	173.1	401.7	566.9	-	441.5
	75~79歳	195.1	169.5	430.0	532.8	-	416.5
	80~84歳	201.6	165.6	360.4	465.7	-	426.1
	85歳以上	230.6	147.3	324.3	698.7	-	375.0

※新推計の拡大乗数が現行推計の仮想拡大乗数よりも大きくなつた区分は青、小さくなつた区分は赤。色が濃いほど変化が大きい。

※平均所得が高い区分は青、低い区分は赤。色が濃いほど所得が高い若しくは低い。

図表 3-77 平成 26 年所得における「拡大乗数の変化」と「1 世帯当たり平均所得金額」



なお、拡大乗数の変化（比）を算出するに当たり、平成 27 年は簡易調査であり現行推計は拡大乗数を持たせていないため、仮想拡大乗数を使用した（図表 3-79）。仮想拡大乗数は新推計②によって得られた総世帯数の推計値と所得票有効回答世帯数の比とした。拡大乗数の変化（比）（図 3-75）は新推計②の拡大乗数（図表 3-78）を仮想拡大乗数（図表 3-79）で除して算出した。

図表 3-78 新推計②の拡大乗数  
(平成 26 年所得)

	世帯構造						
	単独（男）	単独（女）	夫婦のみ	夫婦と未婚の子	ひとり親と未婚の子	三世代	その他
世帯年齢	19歳以下	74,795	-	-	-	-	-
	20～24歳	24,274	38,490	22,074	7,137	6,275	-
	25～29歳	52,225	29,212	15,589	8,669	11,506	10,691
	30～34歳	35,116	27,584	9,787	8,878	11,113	41,370
	35～39歳	24,505	36,264	13,066	8,033	9,240	150,549
	40～44歳	20,351	25,490	9,548	6,571	10,651	19,859
	45～49歳	18,410	21,069	8,156	7,102	6,176	14,161
	50～54歳	17,627	10,616	6,348	7,262	5,436	15,365
	55～59歳	13,750	12,553	6,977	5,873	4,194	9,520
	60～64歳	8,388	6,094	5,589	6,285	-	10,240
年齢階級	65～69歳	8,963	7,375	5,873	7,189	-	11,252
	70～74歳	5,206	6,025	5,720	5,736	-	6,995
	75～79歳	6,044	5,764	5,673	6,940	-	9,803
	80～84歳	6,458	6,476	5,295	6,547	-	9,638
	85歳以上	4,693	9,221	6,628	10,163	-	8,883

図表 3-79 現行推計の仮想拡大乗数  
(平成 26 年所得)

(現行推計では、ウエイトを持たせていないため、新推計②の結果による総世帯数 (53,029,438 世帯) と有効回答世帯数 (6,706 世帯) の比で仮想的に拡大乗数を作成)

	世帯構造						
	単独（男）	単独（女）	夫婦のみ	夫婦と未婚の子	ひとり親と未婚の子	三世代	その他
世帯年齢	19歳以下	7,908	-	-	-	-	-
	20～24歳	7,908	7,908	7,908	7,908	-	-
	25～29歳	7,908	7,908	7,908	7,908	7,908	-
	30～34歳	7,908	7,908	7,908	7,908	7,908	7,908
	35～39歳	7,908	7,908	7,908	7,908	7,908	7,908
	40～44歳	7,908	7,908	7,908	7,908	7,908	7,908
	45～49歳	7,908	7,908	7,908	7,908	7,908	7,908
	50～54歳	7,908	7,908	7,908	7,908	7,908	7,908
	55～59歳	7,908	7,908	7,908	7,908	7,908	7,908
	60～64歳	7,908	7,908	7,908	7,908	-	7,908
年齢階級	65～69歳	7,908	7,908	7,908	7,908	-	7,908
	70～74歳	7,908	7,908	7,908	7,908	-	7,908
	75～79歳	7,908	7,908	7,908	7,908	-	7,908
	80～84歳	7,908	7,908	7,908	7,908	-	7,908
	85歳以上	7,908	7,908	7,908	7,908	-	7,908

## (9) 他に提案のあった推計方法について

所得票及び貯蓄票については、新推計①～③以外の推計方法として下記の提案があった。これは、新推計①～③でベンチマークとしている6月1日推計人口に加え、推計世帯数もベンチマークとする提案である。しかし、6月1日推計人口は県・都市別、推計世帯数は県・都市×層別の値を得た場合を考えているため、同時にベンチマークとすることはできず、ステップ3において値が収束しない。仮に3(b)で繰り返しを強制的に終了した場合、新推計②で作成される拡大乗数と同一になることが判明したため、この推計方法による試算は行わなかった。

1. 拡大乗数を以下で求める（現行の拡大乗数）。

（県・都市別）拡大乗数

$$= \frac{(\text{県・都市別})\text{国勢調査区数 (後置番号1)}}{(\text{県・都市別})\text{世帯票実施地区数 (後置番号1)}} \times \frac{(\text{県・都市別})\text{世帯票実施地区から設定された単位区数}}{(\text{県・都市別})\text{所得票実施単位区数}}$$

2. 拡大乗数に、所得票の（県・都市別）有効回収率の逆数を乗じ、回収率による補正を行う。

$$(\text{県・都市別})\text{補正拡大乗数} = (\text{県・都市別})\text{拡大乗数} \times \frac{1}{(\text{県・都市別})\text{有効回収率}}$$

3. 補正拡大乗数に対し、（県・都市×層別）推計世帯数と（県・都市別）6月1日推計人口をベンチマークとした補正を行う。具体的には、

- (a) 補正拡大乗数の層別合計から求めた（推計世帯数をベンチマークとした）調整係数を補正拡大乗数に乘じ、新たな補正拡大乗数とする。

（県・都市×層別）（新たな）補正拡大乗数

$$= (\text{県・都市}\times\text{層別})\text{補正拡大乗数} \times \frac{(\text{県・都市}\times\text{層別})\text{推計世帯数}}{(\text{県・都市}\times\text{層別})\text{補正拡大乗数の合計}} \dots\dots (*)$$

※「（県・都市×層別）補正拡大乗数の合計」とは、例えば、ステップ2で算出した北海道の20～24歳の男性の単独世帯の補正拡大乗数が100、所得票有効回答世帯数が200だった場合、補正拡大乗数の合計は20,000となる。

- (b) 上記で求めた補正拡大乗数と世帯員数の積の県・都市別合計から求めた（推計人口をベンチマークとした）調整係数を補正拡大乗数に乘じ、これを新たな補正拡大乗数とする。

（県・都市×層別）（新たな）補正拡大乗数

$$= (\text{県・都市}\times\text{層別})\text{補正拡大乗数} \times \frac{(\text{県・都市別})\text{6月1日推計人口}}{(\text{県・都市別})\text{補正拡大乗数と世帯員数の積の合計}}$$

- (c) 上記(a)と(b)を収束するまで繰り返す。

上記のステップ3(a)の式(\*)を書き直すと次のようになる。

（県・都市×層別）（新たな）補正拡大乗数

$$\begin{aligned} &= (\text{県・都市}\times\text{層別})\text{補正拡大乗数} \times \frac{(\text{県・都市}\times\text{層別})\text{推計世帯数}}{(\text{県・都市}\times\text{層別})\text{補正拡大乗数} \times (\text{県・都市}\times\text{層別})\text{所得票有効回答世帯数}} \\ &= \frac{(\text{県・都市}\times\text{層別})\text{推計世帯数}}{(\text{県・都市}\times\text{層別})\text{所得票有効回答世帯数}} = \text{新推計②における調整係数} \end{aligned}$$

上式は、中段の第1因子にある「（県・都市×層別）補正拡大乗数」と第2因子の分母にある「（県・都市×層別）補正拡大乗数」がキャンセルされるため、得られる値は常に「（県・都市×層別）推計世帯数」と「（県・都市×層別）所得票有効回答世帯数」の比となる。これは、新推計②で作成される調整係数に他ならない。

---

## IV まとめ

---

統計委員会答申の今後の課題である（1）オンライン調査の導入及び（2）推計方法の見直しについて、当ワーキンググループが検証・検討を行った結果をまとめると、以下のとおりである。

### （1）オンライン調査の導入

現行の5種類ある調査票の再編や調査時期・調査系統の一元化など抜本的に調査方法を見直した場合、調査事項の大幅な削減によって多くの時系列情報が失われ、厚生労働行政における政策上の重要なトレンド等の観察ができなくなるおそれがあること、また、調査計画の大幅な見直しに伴う各種手続や、省内関係部局・調査関係機関等との調整等、オンライン調査の導入までに相当の期間を要することが見込まれることから、まずは、現行の調査方法を基本としつつオンライン化を図るべきである。

なお、オンライン調査における予見できない要素によるリスクも考えられるため、令和4年調査は、一部の調査地区から先行的に実施すべきである。

また、調査の実施方式については、実査期間を十分に確保する必要があるオンライン回答先行方式を適用するのは困難であるため、同時配布方式にすべきである。

### （2）推計方法の見直し

世帯票、健康票及び介護票の推計方法の見直しについては、新推計②は新たな推計方法として有力ではあるが、採用する時期等については慎重に検討していく必要があり、新型コロナウイルス感染症やオンライン調査の導入の影響等も考慮する必要がある。

所得票及び貯蓄票については、現時点で新推計②又は新推計③を現行の推計方法に変えて採用する積極的な根拠がなく、現行の推計方法を継続することが妥当であると考えられる。一方で、新推計②及び新推計③については、課題が解決できれば新たな推計方法として採用できる可能性もあり、引き続き検討を行っていくことが必要であると考えられる。また、所得票における評価方法を確立することは今後の重要な検討課題である。

(参考 1)

国民生活基礎調査の改善に関するワーキンググループについて

令和元年 6 月 21 日  
令和 2 年 8 月 15 日改正  
厚生労働統計の整備に関する検討会座長決定

国民生活基礎調査の改善に関する検討を効率的に行うため、厚生労働統計の整備に関する検討会（以下「検討会」という。）の下に国民生活基礎調査の改善に関するワーキンググループを置く。

1. 本ワーキンググループの構成員は以下のとおりとする。

臼 井 恵美子（一橋大学経済研究所 教授）  
大久保 一 郎（横浜市健康福祉局衛生研究所 所長）  
小 塩 隆 士（一橋大学経済研究所 教授）  
加 藤 久 和（明治大学政治経済学部 教授）  
小 山 泰 代（国立社会保障・人口問題研究所人口構造研究部 第 3 室長）  
津 谷 典 子（慶應義塾大学 教授）  
樋 田 勉（獨協大学経済学部国際環境経済学科 教授）

なお、主査は、必要があると認めるときは、検討会の構成員等に意見を聞くことができる。

2. 本ワーキンググループは 2021 年 3 月までに検討を行い、検討結果を検討会に報告する。
3. 本ワーキンググループは、原則として公開する。ただし、主査は、公表することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。
4. 本ワーキンググループの資料は、原則として公開する。ただし、主査は、公表することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、資料を非公表とすることができます。
5. 本ワーキンググループは、議事録を作成し公表する。ただし、会議を非公開とする場合には、議事要旨を公表する。
6. 本ワーキンググループの庶務は、政策統括官（統計・情報政策担当）付参事官（企画調整担当）付統計企画調整室において行う。

(参考2)

国民生活基礎調査の改善に関するワーキンググループ審議協力者

西郷 浩（早稲田大学政治経済学術院 教授）  
土屋 隆裕（横浜市立大学データサイエンス学部 教授）  
家田 裕介（前 埼玉県保健医療部保健医療政策課 主査）  
川村 七海（埼玉県保健医療部保健医療政策課 主事）  
大岩 洋（千葉県健康福祉部健康福祉指導課 班長）

(参考3)

国民生活基礎調査の改善に関するワーキンググループ開催実績

第1回 令和元年6月21日（金）10：15～12：00

（議題）

- 1 国民生活基礎調査におけるオンライン調査の導入について
- 2 国民生活基礎調査の推計方法の見直しについて

第2回 令和元年12月13日（金）10：00～12：00

（議題）

国民生活基礎調査の推計方法の見直しについて

第3回 令和2年3月16日（月）17：00～19：00

（議題）

- 1 国民生活基礎調査の推計方法の見直しについて
- 2 国民生活基礎調査におけるオンライン調査の導入について

第4回 令和2年8月14日（金）※書面開催

（議題）

- 1 国民生活基礎調査におけるオンライン調査の導入について
- 2 国民生活基礎調査の推計方法の見直しについて

第5回 令和3年1月6日（水）※書面開催

（議題）

- 1 国民生活基礎調査におけるオンライン調査の導入について
- 2 国民生活基礎調査の推計方法の見直しについて
- 3 その他

第6回 令和3年3月8日（月）10：00～11：30

（議題）

- 1 国民生活基礎調査の推計方法の見直しについて
- 2 国民生活基礎調査の改善に関するワーキンググループ報告書（案）について
- 3 その他

## (参考4)

### 統計委員会諮詢第118号の答申（平成30年12月17日）（抜粋）

#### 1 非標本誤差の縮小等に向けた更なる取組の推進

##### （1）非標本誤差の縮小に向けた調査方法の見直し

厚生労働省では、前回答申における指摘を踏まえ、①平成22年国勢調査結果と平成22年の本調査の準備調査結果とを同一地区において比較・検証した結果、若年世帯及び単独世帯の捕捉率や、戸建てに比して共同住宅の捕捉率が低いこと、また、②平成22年国勢調査の世帯数と平成25年の本調査結果の世帯数とを比較・検証した結果、大都市における単独世帯のかい離が大きい傾向にあることが改めて確認されたとしている。

この確認結果を踏まえ、本件申請においては、捕捉率の低い都市部の若年世帯及び単独世帯の回収率の向上方策として、上記I2(2)のとおり、面接配布不能世帯に対する調査票のポスティング配布・郵送回収を導入する計画である。

しかしながら、このポスティング配布・郵送回収の導入対象は、面接配布不能世帯に限定されているため、今後における導入効果の検証結果を踏まえ、その対象範囲の見直し等を検討する必要がある。

また、報告者に多様な報告方法を提供することにより、回収率の向上を図る観点からは、特に回収率が低いと確認された若年世帯及び単独世帯に対する効果的な調査方法と考えられる、スマートフォンを含むオンライン調査の導入に向け、2022年調査を目標とした、検討の工程表を2019年年央までに作成し、その工程表に則り、調査系統及び調査時期との関係や現行の5種類ある調査票の再編など調査計画全体の見直しも含めて検討することが必要である。

##### （2）結果精度向上に向けた推計手法の見直し

厚生労働省では、前記II1(1)の検証・検討結果を活用し、過去に活用を検討した推計方法の採用余地を改めて検証・検討した結果、いずれの推計方法についても、現行の推計方法に替えて採用するべきという積極的な根拠は得られなかったとしている。

しかしながら、現行の推計方法を採用する根拠は、明確でないことに加え、国勢調査結果とのかい離の縮小という課題解決も達成されていない。

このため、厚生労働省は、推計方法の見直しに向け、これまでの検証・検討で確認された、①国勢調査結果とのかい離是正を図るための世帯属性ごとのきめ細かな層別の拡大乗数の設定、②国勢調査の中間年における推計方法の検討、③調査票回収不能世帯の補てい方法の確立等の課題について、諸外国の類似調査の推計方法等も参考に検討し、2020年末までに結論を得たうえで、早期に改善を図ることが必要である。